



# 市町村役場文書における目録記述の試み

— 近現代史料整理論ノート II —

鈴 江 英 一

## 目 次

- 一、本稿の課題 250
  - (一) 本稿の意図 250
  - (二) 対象史料について 253
- 二、目録編成・記述論の課題 262
  - (一) 史料整理論の動向 262
  - (二) 主題別分類と組織・機構分類 265
  - (三) 組織・機構分類の要点について 269
  - (四) 編成と記述の関係について 273
  - (五) 「原秩序尊重の原則」について 277
- 三、目録記述の検討 287
  - (一) 記述検討の前提 287
  - (二) 先行する目録規程の検討 290
- 四、目録作成の経過と目録編成の諸問題 314
  - (一) 「目録六四集」作成の経過 314
  - (二) 目録編成についての検討 317
- 五、記述事項の諸問題 330
  - (一) 記述する史料の単位 330
    - (1) 標題情報 333
    - (2) 成立情報 335
    - (3) 形態情報 339
    - (4) 注記、その他 343
  - (二) 各記述事項の記載 333
  - (三) 各記述事項の記載 335
  - (四) 各記述事項の記載 339
  - (五) 各記述事項の記載 343
  - (六) 記述についての小括 345
- 六、おわりに 356

## 一、本稿の課題

## (一) 本稿の意図

本稿は、前稿「近現代史料整理論の状況——近現代史料整理論ノート II——」<sup>(1)</sup>（以下、「前稿」などと略称する）に引続き、「近現代史料整理論ノート II」として、市町村役場文書目録の作成、なかでも目録記述について考察しようとするものである。かつその検討を具体的な文書群、すなわち山梨県下の市町村役場文書を素材として行なうことを目的としている。検討の素材である山梨県下の市町村役場の文書群は、既に筆者が一九九七年三月に「史料館所蔵史料目録」第六十四集「山梨県下市町村役場文書目録（その二）」（以下、「目録六四集」「本集」などと略称する）として目録化を遂げている。本稿は、この目録の編集の過程で得た知見を再整理してまとめたものである。

史料の整理——ここでは主として文書館など史料保存利用機関における史料整理を念頭に置いている——は、なんらかの目録によってその結果を固定する作業であって、整理作業の中心は、目録の作成にあると言つてよい。<sup>(2)</sup>ただ、ここで言う目録は、史料利用者の検索のために供する目録<sup>(3)</sup>に限ってみても、印刷・刊行される冊子体の目録にとどまるものではない。閲覧室に備え付けられたカード形態の目録、コンピュータに入力した目録などさまざまな形態の目録を念頭に置いている。これらの史料目録の目的とするところは、いずれの形態をとったとしても、第一義的には利用者が史料に到達するため、あるいは求める史料の有無を確認するためであると規定してよいであろう。

この目録の第一義的な機能は、史料（以下、本稿では同じ意味で「記録史料」「文書」「文書史料」と表記することがある）

にかぎらず、図書館における図書目録の場合においても変らない。また、博物館における文書資料以外の博物資料の目録の場合も、機能は同じである。ただ、図書と異なる文書史料についての目録作成の理論と技術が模索されるのは、目録化の対象となる史料の性格と検索する利用者側の要求に、少なからず他と異なるところがあるためである。すなわち、史料の性格について言えば、目録を構成する記述の要素(例えば、標題・作成者・年次)が図書に比較して多様で不定型であること、史料の成立事情が、個々に独立した著作物とは異なり、他の文書との関連で生成するものであること、多くは群としての保存管理がなされていて、一定の構造を有していることなどが挙げられる。さらに利用者からの要求の点では、多面的で多様な検索の可能性が期待されている。利用者が行なう検索は、図書の場合以上に幅広く渉獵され、ときとして漠とした広汎さで行なわれることが少なくない。

史料・図書ともに、目録の目的が「同定識別」にあるとしても、史料の場合には、「同定識別」機能に盡し得ない側面があるのではなからうか。<sup>(4)</sup>史料の場合、複製を別にすれば一点しか存在しないのであるから、目録の「同定識別」機能の意味もおのずと異なつてこよう。文書史料の目録では、図書の場合のように、他にも存在するものをその館においても確認するという機能はなく、また古籍の場合などのように同一著作の別の写本を他館で確認する機能を持つことは少ない。史料保存利用機関が、印刷目録であれ、閲覧室備付けのカード目録、電子化された目録であれ、史料の目録を作成するときは、他館には同一のものが存在せず、ときとしてこれまで知られていない、利用者にとって未知なる史料を呈示することを意味する。史料の目録は、利用者にとって、新たな史料の情報を開示する機能を担っているのである。

史料目録がめざしているのは、或る史料の存在をその所蔵機関の書庫の中に確認するにとどまらず、利用者に史料が担っている多様な情報を伝えるところにあるとも言えよう。ここで言う史料のもつ多様な情報とは、前述のとおり

史料が群として存在するという、史料生成上の性格であり、生成後の伝来・管理過程であり、その他なんらかの意味を持つていると思われる史料自体にあらわれたさまざまな表示である。近年、史料論の動向は、このような情報を構造化して伝えようとする主張が、地歩を占めつつある。前稿「近現代史料整理論の状況」で触れた、史料の階層構造の把握および原状記録論の提起、「国際標準記録史料記述」などによって紹介したことは、史料のもつ多様な情報に対応しようとする整理理論と整理実践の今日における到達点であった。

目録作成者が史料のもつ多様な情報や想定される利用者の多面的な要求に対応しようと意図するときに、その意図の数だけ目録表現が存在することになる。例えば、前稿で触れた都道府県庁の行政文書目録の編成・記述事項が、ことごとく異なっている点に、史料目録の多様性を見ることが出来る<sup>(5)</sup>。利用者の多面的な要求に対する目録の多様な対応は、史料の場合に限らないのであって、図書の場合にも同様に生起する。ただ、史料の情報が不定型であり、史料群の階層構造が史料群ごとに異なるという性格から、史料目録の多様性が促進されることになる。目録作成者がどのような意図をもって、史料の情報を開示しようとするか、それによって目録の編成・記述が定まってくるのである。また、史料に対する目録作成者の理解の到達度が、目録の編成や記述を決定するのではないかとも思う。従って目録作成者の史料への理解、また利用者に対して階層構造など史料の性格への理解をどのように期待するかによって、目録の様相も異なっている。一方、一文書群の中には多様な形状の史料が存在するのであり、目録としてこれを表現するには、史料の情報を一定程度、抽象化せしめることは免がれない。かつ多様な史料を目録として固定化するには、史料情報を抽象化する技術が必要である。加えてその技術を個別の文書群、個別の目録作成者・所蔵機関を超えて共有することをめざすならば、目録記述の標準化の問題に行き当たらざるを得ない。

本稿が意図するのは、このような史料理解が目録表現（その限界を含めて）に反映することを具体的な例をもって明

らかにし、その技術の共有化を追求するための諸課題を呈示するところにある。以下、次項(二)で本稿の素材となる山梨県下市町村役場文書の概要を示し、次節でこれまでの史料整理論の動向および整理の諸原則についての論議を通して、目録編成・記述論の課題に触れ、第三節では「目録六四集」のために検討した先行の諸業績・目録規程を紹介し、本集で設定した記述事項の構造を呈示する。第四節・第五節では本集で行なった目録編成についての諸問題、記述事項の諸問題を検討し、あわせて目録作成の経過を述べ、最後に第六節では、本稿全体を総括しつつ今後の論議のための提起を行なってまとめとしたい。

## (二) 対象史料について

本稿は具体的な整理実践を通して、史料の目録記述の考察を行なおうとするもので、整理実践の対象となったのは、冒頭に述べたように山梨県下の市町村役場文書である。尤も本稿の諸議論が先にあつて目録が成立したわけではなく、目録編集の体験があつて本稿が可能となったものである。ただ議論をより一般化するために、単なる整理実践の報告にとどめず、課題を設定して論述することが有効であると考えて、本稿のごとき構成とした。

本稿の対象史料となった各文書群の概要については、他の史料館収蔵史料とともに、既に「史料館収蔵史料総覧」<sup>(1)</sup>（以下、「史料総覧」と略称する）によつて明らかとなつてゐる。「史料総覧」では、原本史料（所蔵史料・寄託史料）、マイクロフィルム史料あわせて五二九件を収録し紹介しているが、このうち原本史料四一一件について言えば、文書群名からその出所が近代の市町村役場であることを明示しているのは、北海道など一五道府県六八件にのほつてゐる。このほか近世の文書群としてゐるものでも、文書年次の下限が一八七一年（明治四）の廃藩置県以降に及んでゐるも

のを加えると、近代の市町村役場<sup>(8)</sup>が出所ではないかと考えられる文書群は、原本史料の約四分の一、約一〇〇件を数えることが出来る。このうち山梨県が二五と最も多く、これらが「山梨県下市町村役場文書目録」の「その一」および「その二」の対象となる文書群である。

山梨県下の巨摩・八代・山梨・都留各地方の市町村を出所とする役場文書は、従来、なされていた仮整理では多くが、「山梨県北都留郡諸村役場書類」などと郡単位にまとめられ、合せて九文書群となっていた。しかし、「史料総覧」編集の際、筆者が文書群の内容を詳細に検討した結果、現在では二五文書群(近世に文書年次の下限がある「都留郡小菅村文書」を含む)であると推定し得た。<sup>(9)</sup>「目録六四集」の「山梨県下市町村役場文書目録」(その一)は、このうち巨摩地方(北巨摩郡・中巨摩郡・南巨摩郡)に属する文書群を収録対象としている。すなわち、韮崎市役所文書をはじめ九市町村役場を出所とする文書群に、当初は近世の村文書と見られた「河原部村文書」を加えた、次の一〇文書群である。なお、巨摩地方以外の八代・山梨・都留各地方の分は、「山梨県下市町村役場文書目録(その二)」として、他日を期することにして<sup>(10)</sup>いる。

巨摩郡河原部村文書、韮崎市役所文書、北巨摩郡龍岡村文書(以上、現・韮崎市)、同郡増富村役場文書(現・須玉町)、中巨摩郡飯野村役場文書、同在家塚村・西野村・今諏訪村組合役場文書、同郡源村役場文書、同郡百田村役場文書(以下、現・白根町)、南巨摩郡鯉沢村文書、同五開村役場文書(以上、現・鯉沢町)

「目録六四集」に収録した一〇文書群に含まれる文書数は、一六三九点である。ただし合綴・袋入(合綴・袋入の説明については後述)となった史料をも一点と数えるならば、一八二三点にのぼる(以下、この一〇文書群を総称するとき「本文書群」という)。本文書群は近代の市町村役場を出所とするとはいえず、多数の近世文書を含んでおり、当然のことながら簿冊も状物も共に存在する。それらを同じ一点とするならば、多量にわたる増富村・飯野村ではかえって

近世文書が多数を占める。河原部村・鯉沢村では過半といわれないまでも相当数の近世文書を擁している。しかし、他の六文書群は近代初頭の役場（村事務所・村役所・戸長役場・市役所・町村役場）などにおいて作成・授受・管理された公文書がほとんどである。

収録した史料のうち近世文書では、検地帳・名寄帳などの土地関係、年貢割付状・毛附取調帳・年貢皆済目録・勘定帳・上納金書上などの貢租・御用金関係、村入用夫銭帳・貯穀取集小前帳などの村の財政・救恤関係、五人組帳・宗門帳などの戸籍関係、取締御請書・村中議定請印帳など村方取締関係の文書が主なものである。他方、近代文書では地租改正およびその後の土地制度にかかる史料がほとんどを占めており、地券台帳・地所一筆限取調帳・地所名寄帳・地価修正一筆限取調帳などが比較的各文書群に共通した標題の簿冊である。また文書群によっては、山梨県庁からの布達・達書（太政官・諸省の法令を含む）、郡役所などからの指令および往復文書などを多数含んでおり、租税・村費関係、学事関係の文書を見ることが出来る。但し当時の役場文書が体系的に残っているわけではない。これは史料館所蔵の他の文書群についても指摘出来るが、近代の文書では地租改正関係文書をはじめとする土地関係史料にとくに集中して残存している傾向がある。<sup>1)</sup>

これらの文書群は、各市町村役場において引継がれ、長年にわたって累積し保存されてきた。しかし、おそらく一九五四年以降、大規模に行なわれた戦後の町村大合併の時期に廃棄されて流出したのではないかと推定される。史料館では、一九六六年度（昭和四一年度）と翌六七年度（同四二年度）の二度にわたり、他の山梨県下の文書とともに東京都内の古書店から一括して購入した。とくに六六年十二月には、長野県・新潟県の役場文書と合せての一括購入であった。従ってこれらの文書群は、史料館が市町村役場などの原蔵者から直接入手したものではない。入手の際に文書群の出所を確認したわけではなく、ときとして全く別の出所の文書群が混入していたことも稀ではない。文書群の

出所を把握し、これにどのような文書群名称を付すか、出所が明確な家文書などとは、異なる取扱以上の困難さが伴っている。文書群の出所・名称は、あくまでも史料館に現存する史料の年代などを根拠として推定したものである。精査した結果による判断とはいえ、今後、例えば全く異なる文書群に混在した、より新しい年次の史料の発見などによって、異なる文書群名称を付すことになる可能性がないわけではない。もともとそれが一文書群であると推定したことを含めて、文書群名称と出所は仮定の上に立っている点を指摘して置かねばならない。

本文書群のこのほかの内容については、行論の中で触れることとし、目録の構成、また各文書群ごとの数量を第一表として掲げて、本集の全体像の呈示に代えたい。

なお、筆者が山梨県下の役場文書を目録の対象とした理由については、若干付言しておくこととしたい。<sup>(12)</sup> 史料館では、毎年二冊ずつ目録の刊行を行なうことが恒例となっており、各冊一人の教官が順次、編集を担当することとしてきた。かつ収録する文書群の選択も、全て担当教官の判断に任せられてきた。一九九六年度は筆者のほか森安彦館長が担当であったが、筆者の場合は、これまで近代地方行政史料を多く扱ってきたこともあり、まとまった近代の役場文書を見出し、その全体像が明らかとなるような目録の作成を当初は企画した。しかしながら単独の文書群によって目録一冊を充たさせ得る量の史料が、どの文書群にも見出し得なかつたので、次には「史料総覧」で手がけた山梨県の各役場文書群を糾合して一冊の目録（山梨全県下の分では、結局、二冊の目録となる）にしようと試みた。個々には多量ではないとしても、全体として当時の役場文書の典型的な姿を復元し得るのではないかと考えたのである。しかし、史料館に残存しているのは、各文書群とも土地・租税・貢納などの文書に偏る傾向があることが分かつてきた。従って本文書群のそれぞれは、数量のうえでも多くはなく、内容からも役場文書の完結した姿を示し得ないので、役場文書の典型を捉える意味からは、目録・刊行の効果が当初に想い描いたものではなくなつた。しかしながら、史料保存

第1表 「山梨県下市町村役場文書目録」の構成（主要部分）

文書群名・主要項目名		数量	文書群名・主要項目名		数量
市町村役場文書における目録記述の試み（鈴江）	1 甲斐国巨摩郡河原部村文書目録	126	6・3 下今諏訪村事務所・村役所文書	16	
	1・1 河原部村名主所文書	53	6・4 西野村名主（所）・戸長（事務取扱所）・村事務所・村役所文書	76	
	1・2 河原部村公用取扱所・村事務所・村役所文書	50	6・5 百田村外一箇村戸長役場文書	11	
	1・3 河原部村外三箇村戸長役場文書	5	6・6 豊村外三箇村戸長役場文書	15	
	1・4 河原部村（韭崎町）外二箇村組合役場文書	3	6・7 在家塚村外二箇村組合役場文書	30	
	1・5 その他	15	6・8 不明	1	
	2 山梨県韭崎市役所文書目録	6	7 山梨県巨摩郡源村役場文書	107	
	2・1 河原部村外三箇村戸長役場・韭崎町外二箇村組合文書	3	7・1 築山村名主（所）・戸長（事務取扱所）文書	1	
	2・2 龍岡村役場文書	1	7・2 源村戸長（事務取扱所）・村事務所・村役所文書	74	
	2・3 大草村役場文書	1	7・3 徳島堰下詰所文書	3	
	2・4 八幡村役所文書	1	7・4 源村外一箇村戸長役場文書	26	
	3 山梨県北巨摩郡龍岡村文書目録	1	7・5 源村役場文書	3	
	3・1 龍岡村役場文書	1	8 山梨県中巨摩郡百田村役場文書	20	
	4 山梨県北巨摩郡増富村役場文書目録	469	8・1 百田村戸長（事務取扱所）・村事務所・村役所文書	12	
	4・1 小尾村・比志村名主（所）文書	292	8・2 百田村外一箇村戸長役場文書	7	
4・2 布告・布達・郡衙往復	39	8・3 百田村役場文書	1		
4・3 増富村戸長（事務取扱所）・村事務所・村役所文書	92	9 山梨県南巨摩郡鯉沢村文書	170		
4・4 増富村戸長役場文書	29	9・1 鯉沢村名主（所）文書	63		
4・5 増富村役場文書	17	9・2 布告・布達など	99		
5 山梨県中巨摩郡飯野村役場文書目録	505	9・3 鯉沢村事務所・村役所文書	8		
5・1 飯野村会所・戸長（事務取扱所1）文書	375	10 山梨県南巨摩郡五開村役場文書	45		
5・2 戸長（事務取扱所2）・村事務所・村役所文書	103	10・1 五開村戸長（事務取扱所）・村事務所・村役所文書	38		
5・3 源村外一箇村戸長役場文書	17	10・2 五開村戸長役場文書	6		
5・4 飯野村役場文書	10	10・3 五開村役場文書	1		
6 山梨県中巨摩郡在家塚村西野村今諏訪村組合役場文書目録	190	合 計	1639		
6・1 在家塚村事務所・村役所文書	34				
6・2 上今諏訪村事務所・村役所文書	7				

(3) 装備、補修は、担当事務補佐員と協議して行う (詳細別途検討)。

### 5. 作業の細目、方法

- (1) B5判、横書二段組、本文110頁、解題5頁、索引5頁、合計120頁程、所収史料点数約1300点を目標とする。
- (2) 各史料一点ごとを独立の単位として記述し、史料の集合記述も可能な限り行う。
- (3) 既存の仮整理目録は全面的に見直し、再点検、追加作成を行う。
- (4) 目録記述の標準化、集合的記述の方法に留意する。
- (5) 索引を付与し、検索手段の多角化を図る。
- (6) 目録の編集、索引の作成及び校正を的確、迅速に行うため、電算入力 (パソコン処理) を行う。
- (7) 巨摩各郡以外の都留・山梨各郡については、「山梨県下市町村・戸長役場文書目録 2」以下に収録することを計画する。

### 6. 予算

主として印刷費、賃金、消耗品費、調査旅費であるが、恒例の通り (別途検討)。

### 7. 作業の日程

	96/4	5	6	7	8	9	10	11	12	97/1	2	3	4
(1) 仮整理目録の点検、追加作成	—————												
編集様式の検討	—————												
データ入力				—————									
目録編成					—————								
(2) 原稿の作成						—————							
(3) 解題原稿の作成									—————				
(4) 入稿、校正、印刷										—————			
(5) 装備、補修手当												—————	

## 【史料館所蔵史料目録】第64集編集・刊行計画

1996/4/1 (鈴江)

### 1. 目的

史料館所蔵史料について正確な情報を提供し、閲覧等の利用に必要な手段を講じ、的確な保存管理に資するため、史料館所蔵史料目録の一環として編集・刊行を行い、あわせて整理・検索手段の開発に寄与する。

### 2. 目録の名称

【史料館所蔵史料目録】第64集「山梨県下市町村・戸長役場文書目録 1」(仮題)

### 3. 収録の対象とする史料

史料館所蔵山梨県市町村役場文書うち、主として巨摩各郡市町村・戸長役場文書(9機関・1669点)のうちから、別記作業の日程の範囲で処理出来るものを対象とする。

### 4. 実施内容

- (1) 仮整理目録の点検、追加作成、編成
- (2) 原稿の作成
- (3) 解題原稿の作成
- (4) 印刷、刊行
- (5) 装備、補修手当

### 3. 実施期間

1995年12月～1996年3月(装備・補修手当部分を除く。細部は別記日程による。)

### 4. 実施担当者

- (1) 下項を除き、鈴江教官が行う。
- (2) 目録点検等、原稿作成の補助に臨時職員若干人区をあてる。

## 第2表「目録64集」編集・刊行計画

利用機関の使命としては、どのような史料でも公開し、目録を公表（あるいは刊行）して普及する使命があると思う。対象文書群への目録担当者の関心・意欲が目録を完成させる重要な起動力ではあるけれども、史料が平等に扱われることもまた必要である。どのようなささやかな文書群であっても、目録化し利用普及に供するのは、史料保存利用機関としての責務ではないか、と筆者は考えている。

また、この目録の作成に当たっては、当年度の頭初に前頁に掲げるような編集・刊行計画を策定して作業を進めた。計画の日程には多少の遅れを生じたが、ほぼこの予定に添って進めることが出来た（編集経過については第四節(一)項参照）。尤も、「5. 作業の細目、方法」のうち(1)のページ数は一二〇頁の予定が二三八頁とほぼ倍増した。(5)の索引など検索手段の多角化は、本集では実現しなかった。また(2)のうちの史料の集合記述も予定したようなものにはならなかった。<sup>(13)</sup>

## 註

(1) 『史料館研究紀要』第二七号、一九九六年三月。

(2) 史料の整理には、いうまでもなく目録作成のほか、史料の受入決定、装備、排架など、ほかにも重要な作業がある。史料の整理の全作業について体系的に示した文献は

多くはないが、史料館編『史料の整理と管理』（岩波書店、一九八八年五月）、および埼玉県市町村史編さん連絡協議

会（現・埼玉県地域史料保存活用連絡協議会）編『行政

文書の収集と整理』（編者、一九八九年三月）など一連の

『地域文書館の設立に向けて』シリーズがある。

(3) 利用者の検索に供する目録以外にも、史料保存利用機関が史料を管理するために作成する目録としては、受入決定・登録のための目録、引継・移管状況を把握するための目録、書架上の位置を確認するための排架目録（書架目録）などがある。

(4) 図書の目録記述の原則について、『日本目録規則』（N C

R) 一九八七年版改訂版は、「通則」の中で、「1・0・0・1 (記述の原則) 書誌的事項は、記述対象資料を他の資料から同定識別できる範囲で、必要かつ十分なだけ記録する」とし、記述の範囲(1・0・1)では、「ある資料を他の資料から同定識別する第1の要素はタイトルである」とする。同定識別が、NCRにおける記述の中心的な課題であることが知られる。他方、玄圭燮「書誌記述の原則確立のための覚書」(『大学図書館研究』第二七号、一九八五年十二月、所収)では、識別性のあり方が書誌記述の原則の一つとしつつも、記述の原則の第一に「歴史性」を据え、「書誌記述は一つの文献が歴史的に存在したことを記録する事実証明行為である」(林昌夫訳)とする主張がある(八頁)。図書の記述の場合でも、多様な視点があるのを知ることが出来る。

なお、日本図書館協会用語委員会編『図書館用語集』(日本図書館協会、一九九六年八月、改訂版)では、目録記入の記述(description)について次のように規定している。

「異なる資料や同一資料の他の版との完全な識別を果たすために、その資料の一連の書誌的事項を組織的に構

成・排列することによって具体的に記録したもの、またそのように記録すること。(以下略)。

ここでは、同定識別の意味を「異なる資料との完全な識別」と限定して使用している。史料目録の場合、本来異なる史料の集合であるから、識別の意味も別の意味をもつてこよう。

(5) 前稿、一四二頁以下、「都道府県庁文書目録の分類と記述の構成」。

(6) 『目録六四集』の編集については、「史料館報」第六六号(一九九七年三月)掲載の拙稿「総覧」から「目録」へ——「山梨県下市町村役場文書目録」その一の編集を終えて——で概略触れている。

(7) 名著出版、一九九六年三月。

(8) 近代の基礎的自治体の機関を総称するのに「市町村役場」というのは、語が熟さないかもしれない。市の場合には、市役所という表記が適切であろう。ただ、「市役所・町村役場」とするのは、目録の書名としては冗長と考えたので、「市町村役場」とした。この語には、戸長役場など「市制町村制」(二八八八年、法律第一号)以前の機関を含めたの言うまでもない。

(9) 「史料総覧」、八八頁以下。

(10) 山梨県内の文書群には、筆者が役場文書と判断したもののほかに、「巨摩郡今福村文書」と区の所有になる「山梨市下井尻村区有文書」を除くと全て家文書である。尤も、「史料総覧」では、この「今福村文書」が、家文書の可能性のある文書群であるとしている。

(11) 史料館所蔵の役場文書は、地租改正関係文書をはじめ土地関係史料に集中している（ように思われる）。その要因は、今のところ明らかではない。この種の史料が、当時、各市町村役場では廃棄処分の対象となりやすかったのか、あるいは土地制度に対する当時の学界の関心が史料館の収集方針に反映したものか、もともと市町村役場が土地関係文書を重視してきた結果によるものか、明らかではない。

ない。

(12) 「目録六四集」の編集についての筆者の意図は、「史料館報」第六号掲載の拙稿（前註（6））参照。

(13) 所蔵史料目録の編集・刊行に当たって計画を策定したのは、史料館では近年にはなかったと思われる。あらかじめ計画を呈示して作業を始めるという慣行はこれまでなく、いまのところ筆者のほか青木睦教官の試みにとどまっている。ただ、このように成文化した計画があることは、館業務として目録の編集・刊行を遂行するに当たって、業務の内容と進捗を客観化するという意義がある。なにより筆者自身、計画を呈示することによって、業務の目的と内容・方法等の考え方を整理し、その進捗に心を期することが出来た（と思っている）。

## 二、目録編成・記述論の課題

### (一) 史料整理論の動向

前稿「近現代史料整理論の状況」で筆者は、近現代史料整理論の研究の流れについて次のようにまとめておいた。

すなわち、わが国の近現代史料整理論が近世史料整理論の中の分類論を母体としてきたこと、また、近代行政文書の整理実践の過程で各館が独自に摸索するなかに出発点を置いてきたことを指摘した。さらに一九八〇年代には欧米の文書館学の整理論が紹介されて今日の史料整理論に影響を与えてきたこと、この整理論は、近世・近現代の枠を超えた史料整理の体系として呈示されたこと、その内容も史料の階層構造に即した目録編成と基本目録を中心とした目録体系の呈示であったことを述べた。<sup>1)</sup> そのうえで近現代史料整理論、とくに本稿の意図する目録記述、目録編成の問題について、今後の方向として次の四点を挙げた。

その第一は、階層構造の把握をはじめとする新たな諸理論が、近現代史料なかでも行政文書などを対象とする整理実践の中で、当否が検証されなければならないという点である。元来、史料整理論は実践の中で生まれてきた理論であるから、整理実践が伴ってはじめて確立するものである。第二は、目録記述の標準化の問題である。これも整理実践の蓄積によって確立してゆく必要があるが、標準化のためには理論と実践を集約するシステムが文書館界でも必要となつてこよう。第三には、目録記述の国際的標準化への対応であり、その際、わが国の史料整理論の主体性を確立する必要があると述べた。第四は、整理論の範疇および文書館の整理業務の範囲をどのように考えるべきかという、「整理の概念」を明確に規定することに触れた。<sup>2)</sup> いずれも大きな課題で、この「近現代整理論ノート」でもそれぞれ別個に論ずべき問題である。

右の諸点のうち、第一と第二の点にかかる整理論を整理実践の深化によって検証すること、これを目録記述の標準化に発展させていくことについてであるが、各文書館等ではそれぞれの整理の実績があり、一部には館としての目録規則を制定しているところもあるけれども、これを共有化する試みは、ほとんど着手されていない。<sup>3)</sup> 第三の国際的標準化は前稿の追記(2)でもふれたように、国際文書館評議会基準特別委員会の「国際標準記録史料記述…一般原

則」(ISAD(G))が全史料協編「記録と史料」第六号に紹介され、その後、森本祥子「国際標準記録史料記述（一般原則）適用の試み——諸家文書の場合」<sup>(5)</sup>、青山英幸「国際標準記録史料記述等による箱館奉行文書目録作成の実験について」<sup>(6)</sup>によって整理実践の試みが公にされている。この分野は、国際的な動向を吸収するために引続き活発な論議がなされるであろう。尤も国際的動向の吸収はようやく緒に付いたばかりであり、欧米の文書館での整理の実態を含めて、この方法の浸透の可能性は検証されなければならない。<sup>(7)</sup> いままでのところ ISAD(G) は、右の二論考によってもフォンドレベル（あるいはグループレベル。文書群）での有効性が評価される一方、これが下位のレベル、ファイルレベル、アイテムレベルの記述については、今後の課題が多いことも指摘されている。<sup>(8)</sup>

言語や所蔵する機関を超えて、また館種を超えて史料情報の共有化をめざす記述の標準化は、今後、多くの史料保存利用機関で試みられ改良されていくこととなる。所蔵機関ごと、文書群（フォンドレベル）ごとに史料を区分し、さらに階層の下位に向つて情報を分割し把握するというこの検索手段は、史料整理論の発展の上に到達した理論に基づく手法であつて、将来における普及が大いに考えられるのであるが、現状では数ある目録編成・記述方法の試みの一つにはかならない。前稿で触れたように、かつては史料の目録も、主題（事項とも称した）によつて区分する分類表あるいは文書の様式・機能に基づく分類表が追求されたことがある。それらの分類表の提起は、主として近世史料を対象としたものであつたが、今日でも近世史料に限らず主題別分類が決して少ないわけではなく、また過去のものでなく、なお一般的であるとすら言うことが出来る。

前稿と重複することを述べるが、主題別分類表を策定しようとする論議が盛んであつた中で、鎌田永吉「近世史料の分類〔遺稿〕」<sup>(9)</sup>の主張は、整理論の一つの転換点をなしている。鎌田は、「近世史料の分類は、文書が「家」「村」別の文書として存在することを前提に、その家や村のなかでそれぞれの史料が作成された動機や背景にもとづいて、

その史料が文書のなかで本来持っていた位置や役割を復原していく作業なのである。<sup>(10)</sup>と述べ、史料の発生時に遡って史料の構造の復元をめざすことに史料目録の方法を措定しようとしていた。鎌田の見解は分類を論じているが、文書発生構造解明への志向の一つと見ることが出来る。さらに史料の階層構造の解明を目録作成の中心課題として意義づけたのは、大藤修・安藤正人共著「史料保存と文書館学」であり、史料館編「史料の整理と管理」であった。階層構造の把握をめざすというこれらの主張は、今日、史料館の目録作成を支える理論の主たるものとなっている。<sup>(11)</sup>

右に挙げた主題別分類の策定、文書発生時の構造復元、階層構造の把握等々は、それぞれに異なった目録表現を生み出してきた考え方である。但し具体的な目録表現の中では、階層構造の把握を意図した目録であっても、階層の下のレベルでは「単純な主題分類」とは言わないまでも、主題・内容による分類とさほど差のない項目の設定がなされることも少なくない。これは目録を編成するに当たっての（さらには利用者の検索に当たっての）、主題別分類への要求の強さを示していると言えよう。このように今日の目録が抱えている複合的性格は、同時に、史料のもつ階層構造をどのように考え目録として編成するかという課題に対して、いっそうの理論的根拠の強化を求めるものである。次項以下では、これまでの筆者の整理実践を交えて、主題別分類の問題点、行政文書における組織・機構分類の有効性とその要点、編成と記述の関係および「原秩序尊重の原則」について述べて、「山梨県下市町村役場文書目録」の諸事例を検討する前提としたい。

## (二) 主題別分類と組織・機構分類

史料の目録編成<sup>(13)</sup>（または目録構成、分類）については、まず主題別分類の限界と組織・機構分類<sup>(14)</sup>の必然性を、これま

での筆者の整理実践を通して述べてみたい。以下、地方行政文書を念頭に議論を進めていくこととするが、ここでの論議は行政文書以外の史料にも適用し得るものと考えている。いま筆者の整理実践として紹介するのは、一九六一年から六三年に刊行した「北海道所蔵史料目録」第一―四集「簿書の部」（その一―四）の事例で、この目録には北海道庁所蔵の「簿書」と称する近代初頭の文書群を収録している。この史料は幕末の幕府箱館奉行所時代から明治維新政府の開拓使時代などを経て、ほぼ一八八六年（明治一九）設置の北海道庁時代初期に至るまでの公文書約一万八〇〇冊であつて、近代初頭の北海道行政の全容を凝集した文書群である。「簿書」は、現在、北海道立文書館その他の史料保存利用機関に所蔵されており、一万一〇〇〇冊以上が確認されている。<sup>(15)</sup>

「北海道所蔵史料目録 簿書の部」は、前稿の「都道府県庁文書目録の分類と記述の構成」では、「4」に掲載されているもので、目録編成（分類）の第一分類を各行政庁（箱館奉行所、開拓使、北海道庁など）に置き、第二分類は毎年、第三分類には各行政庁内部の組織（本庁・支庁、局・課など）とした。目録編成の基本的な考え方は、その「簿書」を編綴した実在の組織・機構に位置づけるところにあつた。但し「開拓使公文録」「略輯旧開拓使会計書類」など特定の編綴意図のある「簿書」は、編年からはずして別にまとめたものもある。分類の一端を掲げると次のとおりである。

## ○箱館奉行所文書

(略)

(略)

明治九年

## ○開拓使文書

札幌本庁

明治二年

上局

記録局

函館支庁

民事局

上局

会計局

記録課

(略)

(以下略)

一九五九年に開始した「簿書」の整理は、当初、「簿書」を年次に区分し、さらに類目（主題別、事項・事類別）に分けることが試みられた。例えば、1 外事、2 治安、3 裁判、4 職員、……8 産業(1) 一般、(2) 農業、(3) 林業……、10 会計、11 租税、12 地理、13 地券などという類目である。しかしこの主題別分類は、まもなく有効に機能しないことが明らかとなった。分類表自体の未熟さもあるが、仮りに日本十進分類法（NDC。当時は、新訂六版）を参照しても事態は同じであったと思う。当初、担当した文書係から整理業務を引継いだ筆者が、主題別分類を試行した後、これを放棄したのは次のような理由からであった。

理由の第一には、主題別分類の根拠となる「主題」を文書綴である「簿書」に見出すことの困難さがあった。たとえば「神社一件」「租税ニ関スル件」などと標題に編綴の意図を読取ることの出来るもの、また内容から編綴の意図を特定することが可能なものもあるが、それらは全体の一部に過ぎなかった。「文移録」「電信録」「取裁録」「願伺届録」「御用留」「引継書類」「申奏録」といった文書の様式を示すものは、標題からも内容からも主題を特定出来ず、このような「簿書」の方が少なくなかった。試みに或る年次の「簿書」を分類してみると、主題が特定されて「類目」に分類し得るかに見える「簿書」と、文書の様式を標題に掲げた「簿書」とは、全体を二分しており、主題別分類を「簿書」の全体に及ぼすことの困難さが立証された。<sup>(16)</sup>

第二に、「簿書」の場合、図書の分類の根拠となる「著作の主題」に相当する「編綴の主題」を特定すること自体が困難であった。「簿書」の内容を著作の主題と同じように考えるならば、著編者に相当する組織・機構はどのような編綴の意図があると考えることが出来ようか。たとえば水産課は、業務遂行過程の所産・痕跡として「簿書」を残したのであって、水産に関する特定の主題を表現しようとして関係文書を糾合し編綴したのではない。また、水産課の「往復留」が全て水産に関する文書の集積とは限らない。少なくとも主題別分類の項目を設定して、各課・係の簿書を組織横断的に糾合させることは、各「簿書」の成立事情を明らかにし、簿書間の関係を示して内容の理解に到達させるという目的に対して、著しい乖離があるものと言わざるを得ない。<sup>17)</sup>

第三に、「簿書」が生成されるのは、それぞれの組織・機構の活動の結果である。これに着目すると、「簿書」は、それらの組織・機構に位置づけることが、本来の性格に即していることになる。「簿書」の場合には、主題別分類に拠るよりも組織・機構に拠る方に、論理的な必然性が見出された。「家わけをくずすな」という、今日の「出所の原則」に似た原理を追求するとこのような結論となった。

第四に、この「簿書」は現存するのが約一万一〇〇〇冊ほどであるが、かつて一九〇一年に北海道庁第一文庫に収蔵・整理されたときは、約二万八〇〇冊を擁していた。「簿書」数がいわば半減していることになり、散逸した「簿書」を少しでも復旧し得ないかという期待を筆者は抱くようになった。加えて「簿書」の散逸は、第一文庫の成立以前にも見られることであつた。<sup>18)</sup>従つて現存の「簿書」を対象として限定的に分類表を策定しこれに拠るのは、所蔵「簿書」の増加によつて適合しなくなるおそれがあると筆者には思われた。開かれた分類を行なうには主題別分類よりは、「簿書」を本来の位置に復帰させることを意味する組織・機構分類の方が有効であると思われた。また、復旧部分を含めて、各時代の文書作成の状態、「簿書」の編綴・伝存過程の手がかりを保存することが、「簿書」の理解には必要

と考えられた。『簿書』生成の状態を復元するには主題別分類はかえって障碍になると考えられたのである。現に『簿書』を所蔵している他の図書館が行なった分類を見ると、主題別分類を施すことよって、『簿書』の構造に対する考究は、そこで停止し、本質的理解への途を閉してしまうのではないかという懸念を拭い得なかつた。<sup>(19)</sup>

以上のような検討から筆者は、『北海道所蔵史料目録』では、主題別分類を放棄して編年を加味した組織・機構分類による目録編成を行なうこととした。尤も編冊された公文書であっても主題別分類が有効に機能する場合がないわけではない。それは分類項目が組織・機構に対応しているか、あるいは編綴そのものが主題別分類表を前提としてなされている場合である。「編冊の状態が分類を規定する」というのが筆者の考えである。<sup>(20)</sup>

右は筆者が体験した整理実践の紹介であるが、少なくとも一般的な行政文書などの場合、出所を超えた主題別分類はなじまない、という原則的な指摘は可能であろう。当時、わが国には文書館学・史料管理学はまだ存在していなかつた。従つて『簿書』の目録作成の手法も、「出所の原則」「原秩序尊重の原則」を受け入れた結果ではなく、他の史料保存利用機関との整理技術の交流の上>To到達したものではなかつた。全国的な動向とは隔絶しつつ史料そのものの性格を、素朴に追求した結果であつた。とはいへ史料の整理・目録化について、考究されるべきいくつかの点がここでは提起されていると思う。すなわち組織・機構による目録編成を可能とさせる原理的な要素は何か、あるいは目録編成と記述との関係、史料発生時への復元と原秩序尊重の原則との関係をどのように考えるかという諸点である。

### (三) 組織・機構分類の要点について

まず、組織・機構による分類(目録編成)を可能とさせる原理的要素について述べておきたい。あらためて言うま

でもなく組織・機構分類が、行政文書や大規模な企業・団体などの文書により適合しているのは、これらの組織体でその内部機構が明確に区分され、しかもその全体が階層的に構築されているからである。文書は、その組織体各部分の活動の結果、また反映として作成・授受・保存(廃棄)され、一部が史料として残される。もし目録作成者(整理担当者)が、この残された文書を作成・授受した組織・機構に位置づけていくことを行なうならば、その方法が組織・機構分類である。文書をそれに位置づけるためには、文書発生時の組織・機構のあり様を目録作成者が把握していることが必要であることから、組織・機構図の作成、またそのめまぐるしい変遷についての説明が必然化する。さらに組織・機構変遷と表裏の関係にある各時期の事務分掌、文書管理制度の把握も必要となる。それらの要件が満たされて、はじめて組織・機構分類は可能となる。そのためわが国の文書館、とくに都道府県の文書館においては、これらの研究が重要視され、現に多くの研究が積み重ねられてきた。<sup>(21)</sup>

文書は、標題あるいは記事の内容などを根拠として、組織・機構の一部に位置づけられる。この場合、組織・機構は変遷するものであるから、文書はその時間軸に添って位置づけられることになる。それを目録としてどのように表現し得るかが、目録作成者の課題となる。<sup>(22)</sup> この、文書を組織体の一部に位置づけるといふ行為は、次のような考え方のもとに成り立っているとさえいえないであらうか。

まず第一は、位置づける組織・機構というのが、その文書の管理主体であるという点である。その文書を取扱った側、すなわち業務の中で文書を作成・授受・保存した実在の組織・機構である。<sup>(23)</sup> 多くの行政文書の目録では、それを課・係名として表示しており、各自自治体の文書管理規程では、「主務課」と規定し、一般には「原課」などと呼ばれることがある。<sup>(24)</sup> これを課と限定せず、部または係を含める場合には、より一般化した呼称が必要となるが、その場合には「主務者」と呼ぶことが出来よう。本稿では、ややなじみにくい呼称ではあるが、以下、「主務者」と表記する

こととした<sup>(25)</sup>。

この主務者は、その文書を起案し決定に関与し施行する主体であるから、起案文書（稟議書）などの作成者であるが、単なる文書の差出・発給者ではない。主務者が管理する文書には、主務者が発給する文書の案も当然存在するが、主務者宛に到達した文書もある。作成・授受の文書とともに管理する主体が、この主務者である。主務者とは単なる文書の差出・発給者ではないとあえて言うのは、その史料の作成者、文書の差出者と主務者の概念を混同させてはならないからである。<sup>(26)</sup>

主務者は、組織・機構の各階層レベルに指定されるのであるから、組織体全体、たとえば地方自治体では県庁・市役所などが主務者であり、またその内部機構の部・課あるいはその下部の係が主務者となり得る。要は、業務の各レベルに存在し、各レベルで意思決定機関となり得る単位が主務者である。北海道庁所蔵の「簿書」の例では、開拓使―札幌本庁―記録局―履歴課が、それぞれの段階での主務者である。主務者の概念は、組織全体のレベルでは、「出所の原則」の出所とほぼ同義と言える。尤も「出所の原則」は、現存する文書群について、出所を異にする他の文書群と区別するために用いられる考え方であり、他方、主務者の概念は、文書発生時の組織・機構を特定するために指定した考え方である。

なお、主務者による分類は、その文書の組織・機構を明示出来ない場合、つまり出所が不明な場合には、有効に機能し得ない。十分な根拠がないまま主務者を特定すると、ときには利用者に誤った認識を与えかねないこともあり、組織体への位置づけを断定することを控えた方がよい場合がないわけではない。

第二は、主務者の概念を捉えて分類を考えることは、文書が個別に存在するのではなく文書の複合体である簿冊の姿をとるときに、とくに必要かつ有効である。簿冊という形態にした主体は、個々の文書の作成者ではなく、各文書

全体の管理主体である主務者にはかならないからである。文書が個別化せず、複合体として成立している簿冊の場合には、これを成立させた文書管理主体、すなわち主務者の概念をもってはじめて、組織体に位置づけられるものとなる。なお簿冊という文書を複合して保存する行為は、主務者の文書作成過程・保存意思の表現である。簿冊には、事案の経過を理解することが出来る、集約した情報が高い密度で保存されている。簿冊という文書の複合体は編綴されている文書相互の関係をも表示しており、個々の文書の情報と総和した以上の情報を目録作成者・利用者に提供している。簿冊はまた、文書の前後に表紙を付して主標題・年次・主務者を表示し、主務者や年次を特定する手がかりを提供している。さらに編綴の形態から、それが一冊のものとして編綴が完結しているかどうかをも示している。

第三に、個別の文書の主務者とこれを簿冊に編綴したときの主務者とは、完全に一致するわけではないという点が留意されなければならない。複数年次の文書を編綴した簿冊、また単年度の場合でも、その間に組織・機構の改正によって主務者の名称変更・分合廃置が行なわれることがあって、初年の文書の主務者と終年の文書主務者とは異なる場合が生ずる。「都道府県庁文書目録の分類と記述の構成」表における「多年度簿冊の位置」に見るように、目録によって年次の指定が初年または終年（終年が最も多い）に分かれている。また、いずれかのみ掲載では年次の見落としにつながるから、各年次に文書名を重出させる例も見られる。ここでは主務者の概念をどのように捉えるかの違いが、表現されていることになる。

個々の文書の主務者ではなく、複合化した簿冊の主務者を想定し、簿冊の主務者を組織・機構に位置づけようとするならば、編綴された文書の最終年次がその簿冊を位置づける根拠となろう。簿冊の表紙には、編綴の始年の年次や主務者が表示される場合が少なくない。表紙の主務者の表示が、しばしば初年の主務者を示すものである一方、最終年次の主務者は、編綴された文書の最後の日付に対応する組織・機構がこれに該当することとなる。いずれの主務者

を目録に表示させるにしても、組織・機構による目録編成を成立させる要点として、主務者と年次の特定が必要となることは、確認してよいであろう。

組織・機構による目録編成(分類)を成立させる要点が、史料の主務者と年次にあるとして、これを行政庁・企業・団体など明確な階層的機構を有する組織体以外の、例えば近世の村町文書・家文書の目録編成では、どのように援用出来るのであろうか。たしかにこれらの場合には組織・機構を復元し、史料の全てに亘って主務者と年次を特定することが、常に可能であるとは限らない。近世の村が、内部機構というものによって機能を分化していないことと、年次を特定し得ない史料の多いこと、近代の役場文書に比較して文書を簿冊として編綴することが少ないため、簿冊形態によってもたらされる集約された情報が多くはないことなどが理由として挙げられる。しかし、家文書の場合であつても、文書群の構造は必ずしも単一ではなく、内部に組織・機構が存在し、それぞれの機能に史料を位置づけることが可能である。<sup>(27)</sup> 本稿の対象である村町文書などでも、例えば村内の組の分裂などを史料的に確認出来るならば、組織・機構上の区分をそれぞれの組に求めることが可能である。仮りに内部の組織・機構の解明が得られないとしても、出所としての主務者の指定、主務者を特定するための年次の把握が目録編成上の最重要点であることには変わりがない。

#### (四) 編成と記述の関係について

本稿は目録記述について論ずることを主な課題としていたので、編成(分類)と記述の関係にふれておく必要があらう。筆者は、記述の諸要素が編成を決定する重要な要点となつていふという前提に立ちつつ、同時に編成によつて

記述の内容が左右されるのではなく、記述自体は完結したものとしてその技術を確立する必要があるのではないかと考えている。また記述を構成する各要素は、全体としては有機的な関係を保ちつつ、それぞれ独立した概念を持って成立していることが必要である。<sup>(28)</sup>ここではとくに編成と記述の関係を、図書の場合と対比しつつ考えておくこととしよう。

図書(図書館学)の整理技術では、記述と分類とを分離させることによって、それぞれ完結した方法として確立させてきた(例えば「日本十進分類法」(NDC)と「日本目録規則」(NCR)<sup>(29)</sup>)。具体的には、一定の「書誌的事項」によって構成された「目録記入」(例えば目録カード)を成立させる一方、それぞれの「記入」に任意の標目を付与し、これによって「記入」の排列を行なうこととしている。この標目が主題別分類の記号である場合には、例えばNDCでは歴史―日本に210の記号を付与し、その記号によって目録に「記入」が編入される。もしこれを産業―農業の項(NDCでは、農業史が92)にもあわせて編入しようとするときは、標目のみを改めて別に「記入」を編入することが出来る。この方式は、目録カードを使用する場合を想定しているが、カードの使用を止めコンピュータによる処理を行なう、いわゆるカードレスとなっても原理は同じである。この場合、記述に変更を加える必要はなく、また一般的には記述の変更が分類を左右することにはならない(もとより、図書の主題の判断を左右するような記述の誤りが生じた場合は別である)。

これに対して史料の場合、筆者の主張を再論するまでもなく、前稿「近現代史料整理論の現状」で見た都道府県庁文書目録にあらわれているように、記述と分類とが相互補完的に位置づけられており、記述というものが分類から独立していないことが多い。<sup>(31)</sup>これは、史料整理論を構成する記述論と分類論(目録編成論)とが相互に自立していないということでもある。<sup>(32)</sup>記述と分類が相互に自立しつつ技術体系を確立する必要があるとともに、にもかかわらず両者

第3表 NCRの「文書階層」

	官庁文書	家伝来文書	個人文書
グループレベル (共通の出所による文書の最大の単位)	都道府県庁や市町村役場で作成あるいは受理した文書の総体	特定の家の成員が作成あるいは受理した文書の総体	特定個人が作成あるいは受理した文書の総体
サブグループレベル (グループの中での組織等の副次的な分割単位)	部課単位の文書群 ・総務部庶務課文書 ・民生部社会課文書 など	組織、役職ごとの文書群 ・村文書(名主文書) ・組合村文書(大庄屋文書)など	歴任した役職や属した組織ごとの文書群 ・私的文書群 ・会社文書 ・サークル文書など
シリーズ(クラス)レベル (特定の機能や関連した事項により分けた単位)	[民生部社会課文書の場合] ・生活保護関係文書 ・地方改善関係文書 など	[名主文書の場合] ・貢租関係文書 ・土地関係文書 など	[会社文書の場合] ・任免関係文書 ・会議関係文書 など
サブシリーズレベル (シリーズの中での形態や内容などによる副次的な分割単位)	編綴あるいはファイルされた同一事業の文書群	[貢租関係文書の場合] ・検見関係文書 ・割付・取立関係文書 など	ファイルごとあるいは1点ごとの文書 ・会議配布資料綴 ・会議記録 ・拝命書 など
ユニットレベル (個々の文書ないしは文書ファイルの単位)	簿冊・ファイル内部の1点ごとの文書	綴りあるいは1点ごとの文書	など

出典：『日本目録規則』1987年版第11章第1次案。p.31-32。

を全く分離し得ない側面があることをこれは示すものであろう。この分類(編成)と記述が相互に入り組んでくる問題を、NCRの改訂作業で取組まれた「文書階層」設定の過程に見ることとしたい。

NCR(日本目録規則)は、一九六五年版の後、一九七〇年以来、改訂作業が進められ、七七年には新版予備版が、さらに八七年版が公表・刊行された。しかし、この版には第十一章非刊行物など未完成の部分があったので、八九年三月に、その部分の第一次案が発表された。最終的にNCRは一九八七版改訂版が九四年に刊行となり、この改訂作業は一応の完成を見ることが出来た。ただ、第一次案で呈示された「文書階層」

の設定は、この改訂版では削除された。<sup>(33)</sup>

NCR一九八七年版の第十一章第一次案（以下、「第一次案」と略称）に規定された文書史料の記述は、次のようであった。

「11・0・2・1A 文書・記録類（以下「文書等」という）については、その原秩序を尊重し整理するものとする。集合体としての文書等には、それらの作成に関する組織・機構、およびその機能や形状にもとづく階層的な構造（「文書階層」とよぶ）が存在する。記述の対象としては、必要に応じてこの文書階層のいずれのレベルを記述の対象とし、他のレベルの書誌的記録については、それを注記する。」

この文書階層とは、「文書等の集合体におけるつぎのような体系的秩序をいう」として、それぞれのレベルを第三表のように説明している。

この「第一次案」には、文書等の原秩序尊重、文書群の階層構造の把握、階層構造に適合する記述の選択などが意欲的に取入れられ、文書館学・史料管理学の理念が共有されていた。「第一次案」に対しては、近世史料の整理に携ってきた立場から、中野美智子・中田佳子らの批評がある。<sup>(34)</sup> 目録編成と記述の関係から見ると、「第一次案」の試みは、史料の階層構造を文書階層として表現することとして呈示しているが、文書階層の具体的な記述例を呈示するに至らなかった。「第一次案」の他の規定は、ほとんどが個別の史料すなわちユニットレベルの記述を行なうためのものであって、群としての文書階層すなわちグループレベルからサブシリーズに至る部分を具体的に記述する方法を呈示することに乏しかったと言える。

「第一次案」の問題性は、中野美智子も指摘するように、「文書階層はあくまで階層構造の表記であって、書誌的事項の表記とは区別されるべき」<sup>(35)</sup>であって、筆者も目録記述の中に分類を包摂しようとしたことによるNCR自身の

矛盾ではないかと指摘した。<sup>(36)</sup>

尤も文書階層が記述の範疇として呈示されたのは、文書群各レベルの集合記述の必要性・意義に着目してこれをNCRの中に包摂しようとする意図であったことは明らかである。そしてこの集合記述への志向には、今日、ISAD(G)に見られるような、階層的検索手段を構築する記述技術の動向が背景にあったと読み取れる。集合記述をどのように行なうかは、依然として目録論の課題である。とくにシリーズレベルの記述は、後述するように「目録六四集」でも試みようとしたが、十分な展開を見ずに終わり課題として残った点である。<sup>(37)</sup>

#### (五) 「原秩序尊重の原則」について

前述の「北海道所蔵史料目録」では、「簿書」をその発生時に遡って復元することを意図して目録編成を行なった。この場合に個々の「簿書」は、組織・機構の階層構造に位置づけられるが、この組織・機構は時間軸に添って変化するものである。従って文書の累積は、二重の構造を負って今日に伝存しており、これをどのように目録に表現し得るかが目録編成の課題となる。史料発生時への復元は、もとより筆者ばかりでなく前述(本節(一)項)のように、鎌田永吉の「本来持っていた位置や役割を復元」するという主張にも見ることが出来る。<sup>(38)</sup> これらの主張は、史料整理の原則の一つである「原秩序尊重の原則」に隣接していると思われるので、この関係について触れておきたい。

「原秩序尊重の原則」(Principle of Respect for Original Order)は、ICA(国際文書館評議会)編『文書館用語辞典』<sup>(39)</sup>  
(原題: Dictionary of Archival Terminology) 174p.

「一つの出所をもつ史料群は、(史料相互の間に)存在する関連性や、(元の)検索番号を保存するために、それを生

んだ事業所・機関・組織によって行なわれた整理をそのまま残すべきであるという原則<sup>(40)</sup>と規定されている。わが国でもそのように理解されているが、原秩序または原配列尊重の原則の概念は、さらに拡大・発展が見られる。これを類型化するとおよそ次のような理解となる。

①原秩序の復元

当時、史料館員で海外の文書館学・史料管理学の導入に先駆的な役割を担った安沢秀一は、「史料館／文書館学序論」の構想の中で、目録編成の際の類別第一基準に「出所の原則」を挙げ、ついで第二基準として「文書群内部における原秩序 Original Order の尊重、復元の可能性と検証<sup>(41)</sup>」を挙げて、復元論と読み取れる主張をしている。訳書では、J・ファヴィエ、永尾信之訳「文書館」に、「原初における秩序を復元する仕事<sup>(42)</sup>」との訳語がある。これは「文書館用語辞典」の規定を、より徹底した方向へ展開しようとしたものと言えよう。

②現状の保存

史料がこれまで管理されていた状態を保存することであるとするとする立場で、国立公文書館の公式の説明、また、「保存形態の現状をむやみに変更しない」という意味にとらえておいた方が、わかりやすい<sup>(43)</sup>とする、安藤正人「史料の整理と検索手段の作成」における説明がこれである。現状記録との関連で「原秩序尊重の原則」を見ようとする岡部真二<sup>(44)</sup>、「原秩序」よりも「現秩序」尊重に重点を置こうという本田雄二<sup>(45)</sup>の主張もこの立場である。この立場は、現在の保存状況に即して「原秩序尊重の原則」を考えようとするもので、「文書館用語辞典」の規定する結論の部分を、さらに展開したものと見えよう。

③二重原則の採用

行政機関の文書主管課が文書の集中管理を行なった場合、記録発生源（原課、主務課）における秩序と集中管理の

結果としてなされる秩序と二重の秩序が生ずることになる。これに対応する考え方を、竹林忠男「行政文書の整理と編成——史料整理基本原則の適用とその問題点——」が提起している。ここでは文書館における書架上の配列は、文書を引継いだときの状態を採用し、基本目録上の編成は原課の秩序によるとしている。<sup>(46)</sup>この主張は、目録編成上では①の立場であるが、②の立場をも踏まえており、「原秩序尊重の原則」に対する独自の立場と見て別の位置づけをし てみた。ここで提起されているのは、竹林論文の例示にある京都府所蔵旧宮津藩(県)庁文書<sup>(47)</sup>のように、複雑な引継 経過をたどって文書館に引継がれた文書群について、どの時点で原秩序を捉えるべきか、引継の各段階の原秩序が複 合している中で、原秩序を目録上どのように表現し得るかという問題であるように思われる。すなわち、史料発生時 の構造とそれが機構改革や文書の引継・移管に伴って、新たな階層構造へと時間軸に添って遷移していく様相を、ど のような目録表現としていくかという、先の二重の構造を問題にしていると言えよう。

このように「原秩序尊重の原則」は多義的に解釈されている。ただ、原秩序(排列)を尊重し保存する意義は、「文書館用語辞典」によると、史料の関連性、内部秩序が組織活動を反映している場合に、これを残すべきであると するところにある。「原秩序尊重の原則」は、一定の保存すべき価値がそこに存在することを前提としており、原 (あるいは現)秩序に絶対の価値を置く趣旨ではない。<sup>(48)</sup>従って出所(フォンドまたはグループ)の下、サブフォンド(また はサブグループ)以下の目録編成基準として、「原秩序尊重の原則」理解の②を採用すべきか、あるいは①によって発 生時まで遡及するか、史料の状況と目録作成者の意思に委ねられていると考えるのが妥当であろう。「目録六四集」 では、簿書の整理実践に見るように、史料発生時の復元を念頭に置いて行ない、結果として「原秩序尊重の原則」 とは同一ではないが、①の立場により近いものとなっている。<sup>(49)</sup>

註

論の課題に取組んでいる。

- (1) 前稿、一八〇頁。
- (2) 同前、一八一—一八二頁。
- (3) 都道府県庁文書目録の状況については、前稿、一四一頁以下。各館の目録規則については、同稿、一六七頁。
- なお、京都府立総合資料館の「京都府庁文書目録カード記載要領」(一九八七年九月十八日改訂)を同館の御厚意で、九六年九月に入手することが出来た。ただ、「目録六四集」の編集が進んでいたため、これに十分反映することが出来なかった。
- (4) 一九九五年九月刊、青山英幸解説・森本祥子翻訳。
- (5) 「史料館研究紀要」第二八号、一九九七年三月、所収。
- (6) 「北海道立文書館研究紀要」第一二号、一九九七年三月、所収。
- (7) 史料館では、一九九六年度より特定研究「記録史料の情報資源化と史料管理学の体系化に関する研究」を開始し、館内外約五〇名の研究者(現場のアーキビスト、文書館の職員を含む)によって共同研究を進めている。第一年度の成果は、「同研究レポート」No.1として九七年三月に刊行した。この研究会の第三部会が目録記述を含む整理
- (8) 前註(6)の青山論文では、ISAD(G)がフォンドレベルの記述に重点を置いていることを示唆しており、ISAD(G)の記述方法を「日本の記録史料群の記述に適用するには、十分な情報を」(六頁)示していないとして、今後の課題があることを指摘している。また、前註(5)の森本論文では、史料館所蔵の「出羽国村山郡観音寺村岡田家文書」を事例とし、ISAD(G)の適用を実験しているが、ここでは「諸家文書では中間レベルの階層を把握するのが難しい」(二四七頁)との指摘があり、フォンドとアイテムの中間にあるファイルの記述が問題とされている。また、記述の要素(項目)について、「シリーズに関する記述を試みると、実はほとんど書くことがない」(二五三頁)との報告が紹介されている。さらにアイテムレベルすなわち個別史料の記述を行なうための「典拠コントロール」の標準化が課題であることを指摘している(二三五頁)。
- (9) 「史料館研究紀要」第九号、一九七七年三月、所収。
- (10) 同前、九頁。
- (11) 目録作成の中心課題に階層構造を置く主張は、大藤修・

安藤正人共著『史料保存と文書館学』（吉川弘文館、一九八六年九月）二五九頁以下。史料館編『史料の整理と管理』（岩波書店、一九八八年五月）七八頁以下、安藤正人「記録史料目録論」〔歴史評論〕No四九七、一九九一年九月、所収）六八頁以下など。

(12) 前註(11) 大藤・安藤共著、前掲書、三〇五頁

(13) 「目録編成」(arrangement) という語は、分類(classification) の対概念として生み出された史料整理上の造語である。「目録六四集」でもこの語を使用したので、本稿でも目録を構成することおよびその構成項目を指して「目録編成」と称している。ただ、「分類」に代わるものとして、「目録編成」を史料整理論の用語として定着させてよいかどうか、躊躇するところがある。「目録編成」という語には、「史料を目録に編成する」という語感が優先し、目録を編成するための方法、項目の設定という意味が希薄のように思われるからである。筆者は、分類という語を使用しても大過はなく、かえって理解しやすいとは思いますが、arrangementをあえて分類に對置させるのであれば、「目録の編成方法あるいはその項目」という意味で、「目録編成」の語ではどうかと考える。一方、柴田

容子「史料管理学におけるarrangementとは何か」(平成八年度史料管理学研修会長期課程レポート)では「史料構成」との訳語を提唱している。

(14) 本稿では組織と機構の区別をとくに厳密に定義して使用しているわけではないが、組織体全体を指す場合に「組織」とし、その内部の構成体を「機構」とし、両者ともともに指す場合に「組織・機構」と記している。

(15) 近年の「簿書」の概況については、拙稿「北海道庁所蔵第一文庫系簿書の紹介と考察」〔古文書研究〕第四号、一九七〇年一〇月、所収)、拙著「開拓使文書を読む」(雄山閣出版、一九八九年十一月)、序を参照。

現在、北海道立文書館では、「簿書」の目録改訂作業を進めており、一九九五年より「北海道立文書館所蔵資料目録」一〇、以下として刊行している。これには、新たに収蔵した「簿書」も付加されている。

(16) 同一レベルで複数の分類原理が併存するのは、分類として有効に機能しないことになる。二以上の分類原理を用いる「交叉分類」(前掲「図書館用語集」改訂版、二七九頁)の考え方もあるが、「簿書」の分類の場合には適用し得ない。

- (17) 主題別分類は行政文書に全く適合し得ない、と筆者が主張しているわけではない。後述するように、編綴が分類を規定するのであって、主題別分類表に基づいて簿冊が編綴されているのであれば、その原形・原排列を維持して主題別分類をほどこすのは、可能であり有効であろう。例えば近年のファイリングシステムのように一定の文書分類表のもとに管理されているものは、文書館においてもその分類・排列が尊重されなければならない。但しその場合であっても出所の区分を無視した目録編成をほどこすのは、文書本来の姿から遠いものとなる。
- (18) 北海道庁第一文庫の成立時に、『北海道庁第一文庫簿書目録』天・地・人三冊(手稿本。現在、北海道立文書館所蔵)が作成されている。この目録は、第一次分類項目として行政庁を、第二次以下は本庁・支庁―局―課などとし、最小分類項目である課の中の排列は編年順としている。筆者はこの目録から多くを学んだが、そのままでは組織・機構の変遷に即応することは難しいので、『北海道所蔵史料目録』では、行政庁の次には年次を指定し、行政機構の変遷に対応することとした。
- (19) 『北海道所蔵史料目録』における分類のより詳しい解説に
- (20) 抽稿「府県庁文書の目録化と分類をめぐる」(『文部省史料館報』第一四号、一九七一年七月、所収)一〇頁。
- (21) 前稿、一四九頁、一五五頁以下。例えば、原由美子「行政文書整理試論——総目録第2集を編集して——」(埼玉県立文書館編『文書館紀要』創刊号、一九八五年八月、所収)などがある。
- (22) 従来、史料目録は具体的に目録カードあるいは冊子体の目録というかたちをとってきた。とくに公刊・頒布に当たっては、印刷した冊子体の目録となる。これは、いわば二次元に排列された目録であるから、時間軸に添って重層的に保存されてきた文書をどこまで目録として表現し得るか問題となる。文書群には、組織という階層構造と時間軸の推移という、三次元の構造があるからである。多くの目録表現は、その一つの側面を切取って利用者に呈示してきた。原島陽一の手になる『史料館所蔵史料目録』第一七集(文部省史料館、一九七一年三月)は、愛知・群馬両県庁文書を収録しているが、これの第一次分

類項目は年次、すなわち編年の目録であり、第二次項目がなく、分類項目内の排列は課係名であった。同目録ではこれに組織・機構を反映した主題別項目を立てた索引をもつて、年次を横断する検索手段を呈示している。今日、三次元の構造を構築し検索することは、コンピュータの利用によって可能性が著しく高くなった。ただ、本稿ではまだそれを論ずるに至らない。

(23) 主務者は、実在の文書の管理主体であつて、実際に文書の作成・授受・保存を行なつた組織・機構の名称である。ただ組織・機構の中には、名があつて実のないものもあり、別の組織・機構によつて業務が実質的に担われている場合もある。これを文書の管理主体と認めるかどうかは難しいところである。

(24) 水口政次「都道府県における文書保存・利用の現状と課題」(安藤正人・青山英幸共編著「記述史料の管理と文書館」(北海道大学図書刊行会、一九九六年二月、所収)、二九九頁。

(25) 「主務者」というのは、筆者の造語ではない。「北海道立文書館公文書目録規程」第二に「三 主務者に関する事項」というがあるので参照していただきたい。本稿で

は、第三節( )項で触れる。

(26) 主務者とは、文書の作成者でもなく、発給者でもなく管理主体であることを強調するために、次のような事例を挙げておこう。

一つは、開拓使東京出張所が一八八〇年(明治一三)に作成した「東北諸港報告書」(「北海道所蔵史料目録」第二集、三九頁収録)である。同報告書の一本が東京出張所から開拓使函館支庁に送付されており、同支庁記録課の「簿書」として目録上に位置づけられた。この乾・坤二冊に関しては目録上の位置を、作成者の東京出張所に据えるわけにはいかない。いま一つは、「函館ヨリ運送之書類」(同前目録、第一集、四〇頁収録)である。これは函館支庁から東京出張所へ送付した文書の写しを、同支庁から札幌本庁へ送付したものの綴である。個々の文書の成立には札幌本庁は全く関与していない。本庁は写しを送付された側で、これを編綴しただけにすぎないが、この「簿書」は同本庁庶務局記録課に位置づけられる。この二例は、主務者の概念を鮮明にさせるために示した特異な例であるが、どの文書群にもあり得ることではなからうか。

(27) 家文書の内部組織の構造を明らかにした史料館の目録と

しては、例えば大藤・安藤共著・前掲書、第六・七章に、第四一集「信濃国埴科郡松代伊勢町八田家文書目録 その一」（一九八五年三月。大藤修担当）、第三八集「越後国頸城郡岩手村佐藤家文書目録 その一」（一九八三年十月。安藤正人担当）について、それぞれ目録担当者による詳細な解説がある。

(28) 「目録六四集」、解題、二〇頁。

(29) 最新のNDCは、日本図書館協会分類委員会編「日本十進分類法」新訂九版（同協会、一九九五年八月）。

(30) 最新のNCRは、日本図書館協会目録委員会編「日本目録規則」一九八七年版改訂版（同協会、一九九四年四月）。

(31) 前稿、一四六頁。記述と分類との相互補完的な関係とは、具体的には「年次」「分課」などが、或る目録では記述項目として扱われ、他の目録では主要な分類項目の一つとなつてゐること、あるいは記述項目の「年次」および「分課」によつて「分類」の位置を決定するなどという、両者が不可分の関係にあることを指す。

(32) 前稿、一三七頁。

(33) NCRの改訂経過については、新版予備版、一九八七年

版、同改訂版の序説を参照。

(34) 「記録と史料」第三号、一九九二年八月、所収、中野美智子「近世史料目録の標準化の問題点と課題——「日本目録規則一九八七年版」第一章非刊行物（第一次案）をめぐつて——」、中田佳子「日本目録規則一九八七年版」第一章非刊行物（第一次案）について」。

右の論考で中野は、これまで図書館界が扱つてこなかつた近世史料目録の編成について、議論が提供されたことを評価しつつ池田家文庫藩政史料を例に、記述、文書階層にかかる近世史料目録の標準化の必要性について論評を加えた。中田は、図書館以外の史料所蔵施設との情報交換が可能となることを評価しつつ、呈示された個々の記述について、標準化の有効性を論じている。

(35) 中野美智子、前掲論文、七八頁。

(36) 前稿、一七七頁。

(37) ISAD(G)のほか集合記述をめざしたフォーマットに、AMC (Archives and Manuscripts Control) があり、永田治樹ほか「文書目録情報のデータベース化の問題——文書ORAC作成とMARCA(MC)の事例から——」（『大学図書館研究』三三三号、一九八八年十二月）の紹介がある。

これらのフォーマットでは、「記述」の概念の拡大がみられる。「文書階層の記述」が追求された結果が、「史料の階層構造」を表現する「記述」となっており、記述が、従来の記述と分類の双方に関わる語となっている。

(38) 前註(10)。

(39) ICA Handbooks Series vol.3, 1984.

(40) 安藤正人訳。大藤・安藤共著、前掲書、一二五頁。

(41) 安沢秀一著「史料館・文書館学への道——記録・文書をどう残すか——」(吉川弘文館、一九八五年十月) 四四頁。

(42) 白水社、一九七一年一月、七七頁。ほかに前稿、一七二頁参照。

(43) 前註(11)「史料の整理と管理」五七頁。

(44) 岡部真二「現地調査における史料整理の方法について——原秩序尊重・段階的整理の実践報告」(「記録と史料」第三号、一九九二年八月、所収、六四頁)。

(45) 本田雄二「史料整理と目録編成について——原秩序尊重の目録編成と分類項目付与の有機的連関——」(新潟県立文書館研究紀要) 第二号、一九九五年三月、所収、五五頁)。

本田は、「あえて文書の作成段階にまで遡らずとも、自

分が文書を整理する直前の現状(過去に幾度か整理が行なわれていたとしても)を「原秩序」として史料整理を行い、目録を作成すればよいし、またそうすべきであると考え。整理者の恣意を極力排除することが、客観的で科学的な目録たりうると思うからである。整理者は冷静な目で原秩序(現秩序)を尊重した目録を作り、それを利用者に提供する責務がある」と言う。

(46) 「記録と史料」第五号、一九九四年九月、所収、六二頁。

竹林は、原秩序には二つの秩序があるとし、「記録発生源の組織と機能の体系を基準とする場合は原課における秩序を、また文書の管理保存の体系を基準とする場合は集中管理の秩序をそれぞれ原秩序とすべきだ」という見方が成り立つと思われる。従って、秩序に関してこのよう「二重構造をもつ文書群に対する「原秩序尊重の原則」の適用の正しいあり方は、この二つの秩序を文書館においてそれぞれ生かして引継ぐことではないかと考えられるのである」と言う。

(47) 竹林が事例とした京都府立総合資料館所蔵の宮津藩(県)庁文書などは、組織の変遷などともなうて文書の異動が複雑に行なわれた例である。また組織の変遷に加えて、

例えば歴史編纂などのため再利用がなされ、新たな秩序を構成することもあり、あるいは文書保存の管理方法の変遷によつて、集中管理中の文書分類に変更が加えられる場合がある。これらを含めて重層的な秩序を目録として表現することは、近現代史料の整理としては、まだ問題がようやく提起された段階ではないかと思う。これらは中世史料整理論・近世史料整理論では、いつそう遭遇する問題ではなからうか。

(48) ICAの「アーキビストの倫理綱領」第二項には、「原秩序尊重の原則」をアーキビストの倫理として位置づけている。

「2. アーキビストは文書館史料を歴史的、法的、管理的、運営的な観点からみて評価、選別、維持管理を行ない、それにより出所の原則、資料の原秩序の保存と証明を

残さねばならない。」

これの説明として「……アーキビストは、文書館の理念と承認された標準に従い、できる限り速やかに、保存のために選別した記録の整理と記述をすべきである。(以下略)」と補足している(全史料協国際交流委員会訳・編「ICA北京大会総会・会議資料抄録」編者、一九九七年三月、一二—一三頁)。

(49) 「原秩序尊重の原則」の解説としてではないが、田中康雄「文書館における近世文書の目録作成をめぐる——コンピュータ化環境の中での問題点——」上(群馬県立文書館編「双文」一九八六年三月、所収)では、目録の編成・記述について、「原形、原秩序の復原が最大の眼目となる」(九頁)としている。

### 三、目録記述の検討

#### (一) 記述検討の前提

これまでは近現代史料整理論の中核である目録の編成・記述についての基礎的な問題、すなわち理論的な側面について検討を加えてきた。また、いわゆる「原秩序尊重の原則」について、なにご踏まえらるべきかを考察した。この節ではさらに、「目録六四集」作成に当たって採用した技術的側面について述べることにしたい。については、検討の枠組ともなる、いくつかの前提についてあらかじめ呈示しておきたい。

前提とする第一は、前述(第一節(一)項)のように、目録にはさまざまなものがあるが、本稿では、広く利用者の検索の用に供される目録を念頭に置いて論述を進めていきたいと考えている。もとより本稿は、印刷・刊行された冊子体目録である「山梨県下市町村役場文書目録」の作成について論ずることを主眼としているが、目録の作成、なかでも記述を論ずるに当たっては、必しも目録が印刷・刊行されることを前提としてはいいない。史料保存利用機関によっては、印刷・刊行に至らなくとも、閲覧室に備え付けたカード目録または冊子体の目録を、目録の完成した段階と位置づけて利用者の用に供している場合がある。<sup>(1)</sup>

他方、史料館では次項で詳述するように、史料受入れ段階でカードまたは一覧表の目録を作成し、とりあえず閲覧検索の用に供している。この目録は「仮目録」と称し、のちに本集のような冊子体の目録を基本目録として刊行するようになっている。このような方法は、他の文書館などでも広く見られるが、しかし、どの史料保存利用機関でも目録刊行を整理の最終段階としているとは限らない。印刷・刊行にまで到達することは、目録作成にとつていまのところ

望ましい姿であるとしても、印刷・刊行は情報流通の一手段、情報媒体の一形態にとどまるものであって、それ以前に目録編成と記述が確立していなければならぬと言えよう。<sup>(2)</sup>

第二は、近世・近代という歴史の時期区分を超えた、通時的に適用し得る記述方法を追求していききたい、という点である。従来、整理対象史料を、「中世史料」「近世史料」「近現代史料」という時期区分によって性格づけし、それぞれに見合った整理方法が採用されてきたことが多い。しかし、本集の山梨県下の市町村役場文書もそうであるが、近代史料といわれる中に近世文書が含まれており、またその逆もある。文書群の主たる部分がいずれかの時代に属しているとしても、時期区分を超えて史料が残存している例は決してまれではない。各時代の史料の性格・形態にそれぞれ特徴があるととしても、歴史研究の時期区分がただちに整理方法の区分に結びつくものではないであろう。本稿では、前述(第二節(一)項)の整理論の動向を踏まえつつ、通時的な記述の確立をめざしたい。

あわせて、文書群に含まれる文書以外の史料、地図はもとより図書・印刷物など、多様な形態の史料も記述し得るようになることを追求したい。今のところ文字史料以外の実物史料まで視野に入れることは出来ないが、すくなくとも文字史料の範疇では一般化し得る記述について考えてみようと思う。

第三は、本稿で考察する記述技術が、本集の文書群のみに適用されるのではなく、他にも適用し得る普遍性を志向したい。本稿の目的自体が、目録記述の標準化に寄与することにある。これは本稿第二節(一)項でも触れたとおりであって、多言を要しないであろう。

尤も目録記述の定義が一樣ではなく、それに従って標準化の内容も異なることは確かである。従来は、「記述」は個々の史料の書誌的事項を組織的に構成する意味であることが多かった。次の第四で触れるように、本稿の焦点もそこに置いている。しかし、史料の“description”を「記述」と訳しこれを幅広く捉えることも行なわれている。これ

まで触れてきた、ISADなどによって紹介された目録記述の方法などがそれである。ここでは文書群の各段階に解説を加えてそれを「記述」とし、階層的な検索手段を構築していくことが試みられている。ISADではこの構造を一般化することを指して「記述の標準化」としている。このような標準化は、国際化と機械検索の要求に対応しようとするものであるが、標準化への要求はほかにもあつて、本稿のような課題設定が生まれている。広汎な課題をISADなどが包摂し得るかどうかは、今後の整理実践のあり様にかかっていると思う。

第四は、右にも述べたように記述の対象となる史料の単位を、物理的な一点（「単体」ともよばれる。「個々の史料」あるいは「個別の史料」の意）として、記述を行なうことを考えている。物理的な一点をどのように考えるか、後述するようにそれ自体が検討の対象ではある。それゆえ個別の史料をどのように把握し目録に表現し得るかを考究することも本稿の課題とした。

前述（第二節四項）のように集合的記述は史料目録の課題であるが、本集での集合的記述は全体の解題、各文書群の解題を呈示するにとどまった。文書群ごとの解題では、出所の歴史、史料の来歴、数量、概要（文書群の内部構造を含む）、その他の参考記事、地図などを掲載したが、従来の解題の域を超えるものではない。目録の階層構造の各段階（サブフォンド、シリーズなど）に即した記述は、その可否を含めて将来の課題とし、今回は、専ら物理的な史料一点の目録表現を行なうことに集中した。

以上、本稿の前提として①カード・冊子体・印刷目録など、どの目録形態にも共通する記述のあり方を追求すること、②通時的記述が可能となること、③他の文書群にも適用可能な普遍性（標準化）をめざすものであること、④記述の単位を物理的な一点として、この目録表現を考えることの四点を挙げた。以下、右の枠組を議論の前提として本稿を進めていくこととする。次項以降、史料館その他本集に先行する目録表現を検討し、その結果による記述事項の

構成を呈示していききたい。

## (二) 先行する目録規程の検討

前項で呈示した前提を立てて筆者が検討した、いくつかの史料保存利用機関の目録作成規程について、概略を紹介しておくこととしたい。以下、各館の整理規程・目録規程を検討することになるが、史料館のように館として統一な規程を持たず、個々の文書群に応じて目録を作成している場合も少なくない。この場合には、刊行目録の凡例によることとした。

もとより筆者が全ての史料保存利用機関の規程、近代の市町村役場文書の整理実践を網羅的に検討し得たわけではなく、限られた範囲の知見にとどまっている。また、参考とした規程・目録についても、書評として呈示するほどの論述をこの場所で加えることはなし得ない。本稿では、あくまでも筆者が先行業績を検討し吸収した範囲で、要点を明らかにするにとどまる。本集作成に当たって検討し参考としたのは、次の通りである。このうち、a 史料館の目録、c のうち北海道立文書館の諸規程、e のうち池田家文庫の目録を中心に、本目録の検討にとくに資した諸点を見ていくこととする。

### a 史料館所蔵史料目録

既刊全六三集のうち、比較的近年のものと、愛知・群馬両県庁文書を扱った第十七集。

### b 前稿の「都道府県庁文書目録の分類と記述の構成」表に掲載の目録

同表中、4「北海道所蔵史料目録」、24「北海道立文書館所蔵資料目録」は、当然、主な検討対象となる。

c 史料保存利用機関の整理・目録規程

「北海道立文書館資料整理要領」「同公文書目録規程」(ともに一九八五年制定)、「群馬県立文書館公文書整理要領」(一九九二年制定)。「群馬県立文書館例規集」一九九三年三月、所収、四三頁以下)など。

なお、京都府立総合資料館の「京都府庁文書目録カード記載要領」を入手したが、本集作成開始後であったので、十分に吸収することは出来なかった(前節註(3)参照)。

d 市町村役場文書目録

神奈川県「県西地域広域市町村圏明治年代役場文書目録」(同協議会編・刊、一九七五年三月)、熊谷市立図書館編「熊谷市行政古文書目録―熊谷町役場編―」(熊谷市・同市教育委員会、一九八五年三月)など。

e 近世大名家文書目録

検討対象としたのは、岡山大学附属図書館編「池田家文庫マイクロ版史料目録」改訂増補、全七冊(丸善、一九九二年一月―一九九三年十一月)、加賀前田家の金沢市立図書館編「加能越文庫解説目録」上・下巻(同館、一九七五年三月―七六年三月)である。

(1) 史料館所蔵史料目録

史料館では、前項で若干ふれたように、史料を受入登録する時点で仮目録を作成する。これはカード目録または手書の冊子体目録で、当面の利用者の用にはこれを供している。<sup>(3)</sup>そして時あつて本集のとき目録として編集し、印刷・刊行して配布し、目録作成の作業は完結する。<sup>(4)</sup>仮目録によつて当面の検索需要に応じつつ、次の段階で時間と労

所属		部門		原	写	控	刊
番号		年代					
標 題				形態	冊 綴 通		
				数量			
作成							
○							
史料館カード (A)							

第1図 史料館の目録カード

力と費用を集中して印刷・刊行させて目録が完成するといふものである。

仮目録段階の記述事項の構成は、目録カードの様式（第一図）が示すように、所属（文書群）、部門（分類）、番号（史料番号、閲覧請求番号、排架番号ともなる）のほか、標題、作成（者）、年代、形態、数量それに成立の状況を示す「原」「写」「控」「刊」の別、およびそれらの項目名を表示しない註記のための欄（最下部の空欄）となっている（この詳しい解説は、「史料の整理と管理」六八頁以下にあるので、参照していただきたい）。史料館では、一九五一年の創設以来、今日まで目録規程を明定していなかった。ただ、日常の整理の蓄積、刊行目録の凡例の表示、館内での討議、さらに「史料の整理と管理」の関係記事の執筆などによって、館内での一定の合意形成を行ってきた。<sup>5)</sup>整理方法は、長年の蓄積により慣行として確立してきたというのが、これまでの経過である。

「史料館所蔵史料目録」における記述項目を近年の目録の凡例によって示すと、ほぼ①表題、②作成者または

組合村

触書・御用留

○御触留

享保十五戌方宝曆元申迄御触書 牧野駿河守様御預地方已来 当武求在役中 佐藤氏 享保一五年	半段入	二冊	五
宝曆元年			
宝曆二申方明和四亥迄御触書其外書留 武求在役中 佐藤氏 宝曆二年、明和四年	半段入	一冊	二〇六
○御用留			
亥御用留 佐藤八平 寛保三年	半	一冊	空
子年御用留帳 佐藤八平 寛保四年	半	一冊	四
丑御用書留 延享二年	半	一冊	空
御用書留 延享三年	半	一冊	空
御用留 佐藤 延享四年一月	半	一冊	空

第2図 「史料館所蔵史料目録」の目録表現の例 (第38集、5頁)

差出人、③宛名、④作成年月日、⑤形態、⑥数量、⑦整理番号(史料番号、請求番号に当たる)となっており、この順に記述が行なわれている。また、「表題」(史料名称)は原表題をとり、表題のないものについては丸括弧( )を付して仮表題または内容を示すとしている。作成年月日は和年号で示し、干支のみの場合はそれを記し、推定の場合は丸括弧で示したほか、角括弧( )を付して「内容年代」を記載する場合もあるとする<sup>(6)</sup>。目録によっては、「表題」は原則として「原表題」を採りつ

つも「適宜加工」をしたとするもの、帳簿などの内容・記載期間を示す年月日が明らかなきは併記するとしているものもある。実際の目録表現を「史料館所蔵史料目録」第三十八集「越後国頸城郡岩手村佐藤家文書目録 その二」<sup>(7)</sup>によって例示すると、第二図の通りとなる。

ここでは、①表題から④作成年月までを最上段にまとめ、次に⑤形態、さらに⑥数量を記載し、最下段に⑦整理番号を配置している。他方、府県庁文書を目録化した第十七集では、簿冊状態の行政文書が主であるという特徴から、

記述事項は、①表題、②作成課係名、③作成年月日、④数量、⑤整理番号の順となっている。②の作成課係名は「掲載年次」の最終課係名(組織・機構名)を示している。③年次では、複数年次にわたる場合に始年と終年の両方を示している。これは目録編成にかかわることであるが、第十七集は編年分類であるため、二年度以上に亘る場合には始年に位置させて終年に重出し、必要に応じて他の年次にも重出させるとしている。このほか合綴、非公刊印刷物(活版・謄写版印刷)の種類、内容摘記を記載し、巻末に書名索引を付していることを記している。<sup>(8)</sup>

史料館の目録記述は、「表題」部分に記述事項を集中させ、この一定のまとまりによつて史料像を感知せしめようとするところに特色がある。また、合綴・袋入など複合したものの個々の史料の場合には枝番号を付し、書き分けて個別化する機能を備えている。ただ、簿冊などでは表紙などに表示された作成者と簿冊完結時点の主務者の書き分けが不問に付されているように思われる。史料目録第十七集について言えば、複数年次の簿冊は、その始年に位置づけたことが、「解題」で説明されている。これに対して作成課係名は終年で捉えられている。そうすると始年に存在しない課係名が始年の位置で表示されることになる。また、複数年次の場合の重出を、終年のほかに必要に応じて中間の年次にも行なったと言う。この工夫は第十七集の特色の一つと思われるけれども、この方法を普遍化させ得るであろうか。標準化の視点からは、この工夫がやや特殊化したもののように思われる。

それゆえ「目録六四集」では、「史料館所蔵史料目録」に見る、個々の史料の情報を一定のまとまりをもつて呈示する記述の方法、複合した史料の取扱ひ、形態表示の方法、シリーズ索引の工夫を取入れつつ、従来、鮮明とならなかった諸課題に取組むこととした。すなわち、時代と形態を異にする史料、例えば近世の状物、冊子形態の文書、近代の簿冊・刊行物などを、同一の目録排列の中に表示するための、それらに共通した記述方法を見出すことなどの課題である。

(2) 北海道立文書館公文書目録規程

北海道立文書館の目録規程は、「同館資料整理要領」によって所蔵資料全体の整理方法が統合され、さらに「同館公文書目録規程」「同館私文書目録規程」および刊行物等についてはNCRを準用して行なうこととしている。このうち、本集に収録する史料が関係するのは、主として「公文書目録規程」である。この規程は、先の「北海道所蔵史料目録」作成の主要な概念を継承しつつ、さらに一般化・精密化を遂げている。まず記述事項であるが、これは①公文書名（副公文書名、巻次、

公文書名に関する事項（公文書名・副公文書名・巻次・年次など）  
主務者に関する事項  
編綴文書年次に関する事項  
形態に関する事項（丁数・大きさなど）  
注記に関する事項

（カード上の記載位置）

A7-1  
A7-1 軌道（二）ノ二 昭和六年  
北海道庁土木部道路課  
456 1931（昭和6）  
1冊（7cm）30cm  
函館水電停留所廃止新設及位置変更ノ件  
CA46420 「軌道図面（二）ノ二 昭和六年」併冊  
A 1217

（カード記載例）

第3図 北海道立文書館公文書目録カードの様式と記載例

②主務者、③編綴文書年次、④形態（丁数・大きさなど）であり、ほかに⑤付属資料・内容細目等の注記である。これらは、目録カード上では上図のように記載される。

このうち公文書名（標題）は、表紙、背、小口、前扉、巻頭などから、そこに表示されている記事をそのまま

2333 兵器引渡書類 明治六年ヨリ

開拓使 函館支庁 庶務課

1872～74（明治5～7）

1冊（5cm）27cm

表紙には「記録課」とあり

<簿書00733>

【北海道立文書館所蔵資料目録】の場合（12、25頁）

庶務課

00733 兵器引渡書類 明治六年ヨリ 庶務課 明治5～7

【北海道所蔵史料目録】の場合（第1集、42頁）

第4図 北海道所蔵簿書、の新・旧目録の記載例

2413 諸書拾遺編冊 元年〔マイクロ資料〕

〔開拓使 函館支庁 外事課〕

1862～74（文久2～明治7）

マイクロフィッシュ5枚

原本所蔵：市立函館図書館

<F 1/0808>

第5図 簿書、のマイクロフィルムの目録記載例

【北海道立文書館所蔵資料目録】（12、31頁）

転記する、としている。主務者は、その公文書を完結した時点で取扱った組織・機構の名称を記載する。編綴文書年次は、簿冊に編綴された文書の年次（西暦主表記とし、元号年を付記）である。会計年度による編綴の場合は、これに「年度」と付加する。ただし一紙文書の年次表示は月日まで記載する。帳簿・日誌等は記載された記事の年次を記載する。<sup>9)</sup>

この規程に依拠した目録表現を、「北海道立文書館所蔵資料目録」一一、開拓使文書(3)、所収<sup>10)</sup>の開拓使―明治七年

―函館支庁―庶務課の文書の例によって見ると第四図の通りである（下欄は、「北海道所蔵史料目録」第一集に掲載の同一簿書の例）。

同目録の凡例によると、頭部の「2333」の番号は、開拓使文書の中の通し番号であり、末尾の（簿書0733）は従来からの閲覧の請求記号（番号）である。なお、この目録では自館・他館に原本のあるマイクロフィルムなどの複製資料も原本の目録に組込んで掲載しており、第五図の通りとなっている。

右の例示に見るように、目録の様式が「北海道所蔵史料目録」の一覧表形式から、NCRなど図書目録の記載形式に近づいていることがわかる。これは、同館の一連の整理規程策定当時、NCRの改訂作業が進行中であって、その「新版予備版」（一九七七年）を参考としたところが多かったからである。<sup>(11)</sup>従って目録規程の構造は、個々の記述では図書の整理法を可能な限り取入れつつ、これを文書に適合させ、同時に文書を群として把握するような目録排列を行ない得ることを意図して策定されている。<sup>(12)</sup>

この目録規程では、主務者の概念が確立しており、各記述事項の構成、記載位置が明確となり、文書史料を個別に記述する方式が呈示されている。ただここで未解決の問題は、個々に独立していない複合した文書（合綴・袋入）の処理、簿冊と状物の記述を同一目録の中で区別して排列し得るかどうかという点である。もとよりこの規程は、近現代の公文書のみならず、近世の幕政・藩政文書、村町方文書をも対象とし、簿冊・一紙文書（状物）ともどもに記述することを目的としている。しかし近現代の簿冊により適合したものであることは、明らかである。<sup>(13)</sup>

(3) 「池田家文庫マイクロ版史料目録」改訂増補、その他

史料館・北海道立文書館の目録規程のほかに参考としたのは、岡山藩池田家の池田家文庫の目録、加賀藩前田家の

加能越文庫の目録である。加えて、そのほかに検討した二、三の行政文書目録について、触れておくこととする。

まず、岡山大学附属図書館所蔵の「池田家文庫マイクロ版史料目録」<sup>14</sup>は、既刊の「岡山大学所蔵池田家文庫総目録」<sup>15</sup>の改訂増補版であって、次のような方針によって既刊の「総目録」の「データの全面的な見直し」と「改善を図」つたとする。改善のポイントは、①書誌的事項の記述の見直し、②作成年次・内容年次の明確化、③「体系的編纂物」

や一件文書の原秩序復元、

④コンピュータ化を意識した記述の標準化であった。<sup>16</sup>

いずれの指摘も「目録六四集」の課題となった点であり、従って本稿の論題でもある。

このうち複合した文書の処理について、同目録ではこれを、「畳紙、包紙、袋、桐箱、漆箱など」に収納されているものとして把握、次のような処理をしている。すなわち、一件全体に対し

		ラベル番号 〔旧ラベル番号〕
標題	部編名	
卷次等		
作成者	宛名	
作成年次		
形態	数量	
一般注記		
内容：内容細目	内容年次	
旧棚：池田家旧棚記号		
	ルールNo	コマNo

記載形式（『池田家文庫マイクロ版史料目録』改訂増補「藩士」1凡例10頁）

		※D6—58—(1)~(6)
刑部殿養子之事ニ付江戸へ来ル願書書状類		
池田刑部〔ほか〕筆	池田要人、池田主殿、日置伊織宛。	
享保8年2月		
継紙1包（9通）		
標題は包書入による。作成者：日置伊織、上坂外記、伊庭平内。包書入：享保八卯五月朔日仰付済。池田家旧棚記号は「国史目録6」（A6—12）による。		
旧棚：〔記第36号〕ノ487 大納戸		
	ルールNo：YDF-001	コマNo：240

記載例（同上、192頁）

### 第6図 池田家文庫の目録様式と記載例

## 御婚礼方編

手写 明治4年(1876)

2冊・4枚・卷子1・仮綴1(9通) 24.5cm

①御問合帳(54丁)②御石物覚(2丁)③御着文ケ(1枚)④御紋本(2枚)⑤御精進日(1枚)⑥横浜貫より問合条々(卷子1)⑦打合文書(仮綴1, 9通)。灌姫(ひらひめ)は14代藩主慶寧の女, 文久2年(1824)~明治5年(1871)7月26日歿, 11才。これは明治4年3月旧高田藩榊原政敬と縁組許可, その準備の書類。

## 第7図 「加越能文庫解説目録」の記載例(上巻121頁)

集合的記述をなし、次にこれを構成する史料一点単位に書誌記述を行なうか、あるいは集合的記述の内容注記の中で各史料を記述するか、いずれかの方法によって記述するとしている<sup>(17)</sup>。後者の方法は、「合綴文書」「綴じ合せ文書」にも適用され、「総合標題」を付し、個別史料を内容細目として注記する方法を取っている<sup>(18)</sup>。これらの詳細な凡例では、記述対象と書誌的事項の概念を明確に規定することが意図されている。また書誌的事項の表記に当たって用いるコンマ、コロ、セミコロ、スラッシュ等区切記号の使用には、コンピュータ処理を意識した国際的な書誌情報の流通への対応が、視野の中に置かれている。書誌的事項と「記載形式」および記載例を挙げると第六図の通りである。

次に、金沢市立図書館所蔵の「加越能文庫解説目録」は、①標目(この場合は標題名)、②編著者、③出版事項、④対照事項(形態等)、⑤註記などを記述する事項としている。このうち凡例によると、出版事項には自筆・手写の別を表示し、註記には「資料の原題、内題、別名、旧蔵

者、内容年代、叢書・合綴書の細目、内容の略解などをいれた」としている。事実、上図に掲げるように豊富な「註記」に、この目録の特色がある。

このほか、市町村役場文書目録についていくつかの目録を検討した。しかし管見の限り記述事項の設定について、大きな差異は認められなかった。例えば熊谷市立図書館編「熊谷市行政文書目録」は表形式で、「目録項目」(記述事

近代

番号	年月日	標題(補題)	差出人(作成人)	受取人	形態
		A 町村政	1 村況	15	
388	明治10・1・4	〔市街地里程人口戸数等取調ニ付照会〕	中尉和知・・・	副戸長黒田時雨二郎	綴
389	明治20・1・	〔大里郡久下村〕地誌	大里郡久下村役場		縦
390	大正12・4・25	〔熊谷町肥塚村合併祝賀会ニ際シ祝辞〕祝	埼玉県知事堀内秀太郎		状
391	大正12・4・25	辞(熊谷町肥塚村合併祝賀会ニ際シ)	町会議員惣代		状
392	大正12・4・25	式辞(熊谷町肥塚村合併祝賀会ニ際シ)	熊谷町長斉藤茂八		状

史料館研究紀要 第二九号(一九九八年)

第8図 「熊谷市行政古文書目録」の記載例(13頁)

(1) 本庁

A-0

請求番号	標 題	明治年	枚(丁)数	注 記
※028	清書並契約書	23	448	

A-7

※017	会議ニ関スル雑書	39~①1		⑤15
------	----------	-------	--	-----

第9図 「県西地域広域市町村圏明治年代役場文書目録」の記載例(9頁)

項)は、①「番号」(文書番号)、②「年月日」、③「標題(補題)」、④「差出人(作成人)」、⑤「受取人」、⑥「形態」の六項目である。また収録対象を「明治年間」に限った神奈川県「県西地域広域市町村圏明治年代役場文書目録」も表形式で、小田原市以下出所別に、①「請求番号」、②「標題」、③「明治年」、④「枚

(丁) 数」、⑤「注記」(厚さ、「虫くいなど使用不能」、既往の調査番号)を項目としている。前者の熊谷市の場合は、熊谷宿など近世文書の記述にも対応するために差出人(作成人)、受取人欄を指定しており、後者(小田原市など)の場合は、収録史料として簿冊形態の文書のみが想定されており、それぞれの収録対象史料に見合った記述項目の設定となっている。

以上、「目録六四集」の作成に当たって参考とした先行の目録および目録規程を概観した。これによつて筆者は、本集の記述の方針を得るために検討すべき諸点を確認することが出来た。すなわち記述の方針確立のために検討すべき第一の点は、収録対象史料と目録記述規程(目録規則)との関係である。整理対象の文書群が限定されている場合には、記述の規程(多くは目録の凡例)は簡略なものとなる傾向がある。規程が目前の史料のみならず、他の文書群へも広く適用させようとする場合は、精密とならざるを得ないが、そうでない場合は簡略となるか、特定の史料に適合するように規程は特殊化する。尤も史料が大量であったり、作業を複数で行なう場合には、規程はより精密化する傾向がある。規則制定者が策定に当たつて、普遍性・一般性を志した場合(例えば、将来のコンピュータ処理を想定した場合など)は、規程はその文書群への適用にとどまらず、また一館規模を超えた標準的な目録規程に近づくことになる。「目録六四集」の目録規程(この場合は「凡例」)は、これまで述べてきたような前提に立つとすれば、山梨県下の役場文書に適用し得るにとどまらず、標準化の志向を保持する必要がある。

第二は、各記述事項(書誌的事項)について、出来る限り概念を明確にするという課題である。各記述事項について概念を明確にすることは、目録規程の内容の確立——標題、主務者などをどのように規定し得るか——である。いわば各記述事項を定義することにつながるものであるが、この場合、一つの記述事項は両義的な概念を持つてはならず、また、一つの表示に対しては一つの記述が排他的に選択されることが原則として立っていないなければならないであろう。

実際の記述に当たってこの一義的・排他的な原則を貫徹させることが困難な場合があるとしても、目録規程のめざすところは、記述する行為を秩序をもって統制するところにある。<sup>19)</sup>

第三に、再三触れてきた、対象史料の時代・形態を超えた記述の検討である。すなわち近世・近代を包含し、簿冊・状物を問わずに、目録の情報把握し記述することである。時代を超える統一した記述をなし、また同時に、各時代特有の史料の特質・性格をも表現する必要がある。さらに簿冊・状物などの記述が共通の原則に立ちつつも、同時に両者を書き分けて表現し得ることが必要である。これは、単に冊か状かを表示する問題にとどまらず、標題、作成者(ときには宛名)など、他の記述事項とも関連し、記述事項全体の構成を検討することにも関わってこよう。

第四に、これもまた再三触れてきた点であるが、記述の単位をどのように考えるかという問題がある。前項では、集合的記述の必要性を課題としつつも「目録六四集」では、目録記述の単位を物理的な一点にしたと述べた。しかし合綴文書(綴じ合せ文書)や袋入文書の場合、物理的な一点という定義をどの部分にあてはめることになるか。合綴・袋入全体が一つの単位か、合綴されるいは袋に入れられた個々の史料を一つの単位とするかが問題として残っている。これも他の通常の史料と記述上の整合性を保持しつつ記述する方法が検討されなければならない。

以上のような検討事項が記述事項を構築するなかで、どのように具体化するか、次項などで明らかにしていきたい。

### (三) 記述事項の設定

本集の作成に当たっては、前述(第一節□項)の通り、「史料館所蔵史料目録」第六四集編集・刊行計画」を策定して行なった。この段階では、目録の性格を「各史料一点」ことを独立の単位として記述」すること、「史料の集合記

述も可能な限り行う」こと（同計画5. 作業の細目、方法②）、「既存の仮整理目録は全面的に見直し、再点検、追加作成を行う」こと（同③）、「目録記述の標準化、集合的記述の方法に留意する」こと（同④）、すなわち標準化・集合的記述の可能性を追求することを、作業の目標として措定した。それらは、前項末に検討すべき記述の課題として挙げた、第四の記述の単位確定の問題、第二の記述事項概念の明確化、第一の目録記述規程標準化への志向に照応している。

第三の通時的記述、形態を問わない、統一的かつ史料の特性に応じた記述という問題は、各記述事項をどのように設定し、全体としてどのように構成するかという課題であり、第二の課題もこれとの関連で考えなければならない点である。

従来、「史料館所蔵史料目録」では、まず仮目録作業があり、記述事項の構成もこれに依拠するところが多かった。とくに目録カードの様式（第一図）は、基本目録の目録表現全体に影響を与えてきたと言つてよい。この様式は、個々の史料の記述に適していると同時に、いわゆる「一括文書」、史料の小群すなわちシリーズ単位の記述にも対応し得るものとなつている。「数量」の欄に「冊」「綴」「通」を掲げ、複数史料の記述を用意しているのは、シリーズ単位の記述のためである。かつ複数史料の場合には、「年代」の欄に記載（内容）の年代の幅を記述することとしている。個別の史料も複数の史料をも同一様式で記述し得る利点が、これにはある。

しかし、この目録カードに対して、群としての記述——例えば出所やシリーズ全体の記述——を行なうには適さないという指摘が、これまで「史料の管理と整理」でもなされてきた。<sup>20</sup>カードによる目録記述に対して指摘がされるのはこの点で、なんらかの補完が必要とされるところである。一方、仮目録カードの様式について、前述のごとき本稿の課題を踏まえると、一括記述をしたために起こる問題も発見される。たとえば、「表題」（標題）などでもシリーズ

の全てが同一の標題になつてゐるとは限らない。誤記ではない場合でも、部分的な変更は常にあり得るところである。「作成」欄の場合には、多年度に亘る主務者を単一の名称によつて記述し得ないことも起こる。シリーズの史料の量が多くなればなるほど、「年代」欄の記述は複合化し、文書作成年代か内容の年代かの区分を、書き分ける必要が生じてくる。「形態」の場合には、とくにそれが顕著であつて、同じシリーズ内でも、大きさ、丁数、また、他の多様な形態を示すには、一枚のカードでは対応し得ない。尤も、目録カードには、「備考」欄が大きく設定されており、ここで一定の註記を行なうことが可能とされている。しかし、余白にも限界があり、右に述べた個別の史料をシリーズ単位で記述するのは、難しいところがある。従つて、目録カードの体裁をとる場合には、個別の史料とは別に、シリーズのカードが必要となつてこよう。すなわち、記述の複雑化を避けるには、個々の史料は個別に把握して記述することによつて、集合記述と個々の史料の記述を分離する方法が有効ではないかと考えられる。従つて「目録六四集」では、記述の単位を物理的な史料一点、すなわち簿冊一冊、状物の文書一点とし、合綴された簿冊、綴じ合せ文書、袋入文書も、全体を一点として記述を行なうこととした。

記述の単位を個々の史料一点としたうえで、次の視点によつて記述事項を構成することとした。まず第一に、記述にかかる情報の単位を固定化することである。記述にかかる情報としては、これまで触れてきたように、標題、主務者、年次、形態など多様な事項が想定される。それらを記述事項として構成するには、一定の枠組と記述の順序を設定して制御する必要がある。従つて、本集では既に各種の目録規程で行なわれているように、標題に関する情報、成立に関する情報など情報の種類を固定化することとした。これによつて史料が多種多様であつても、個々の記述をこの枠組の中に固定することが出来る。さらに各情報の単位の中では、個々の記述事項に細分化し、さらに史料の状態によつて細部を適宜、加除し得る柔軟性を持たせ得る。すなわち、大枠の固定化と細部の柔軟性を確保することが可

能となる。

第二に、記述にかかる各情報の単位には、相互に独立性と完結性を持たせることである。各記述事項は、全体的に一つのまとまりをもつ有機的な関係をもつて表現されるべきものである。本集の場合、各記述事項間は文書年次によって主務者が決定するなどの関連性があるように、相互に無関係ではない。しかし同時に、記述にかかる各情報の単位は、それぞれに独立性と完結性を持っている必要がある。例えば、標題の情報は標題として記述し、主務者・作成者は、標題の

目録掲載番号	標題情報	
	成立情報	
	形態情報	
	標題等の補足情報	
	内容情報	
	管理情報・利用条件情報	
		史料請求番号

371[各戸地価金取調帳]
増富村役所。明治14。(1881)。 1綴(3冊)。34・5cm(横長半帳)。一部破損。 合綴：1. 各戸地価金取調帳 第壹号 明治十四年七月日 宮本組。作成：増富村役所。明治14・7。(1881)。1冊。34cm(横長半帳)。一部破損。内容：碓井甚吾分以下。 2. 各戸地価金取調帳 貳号 明治十四年第七月十八日 増富村宮本。作成：増富村役所。明治14・7・18。(1881)。1冊。34・5cm(横長半帳)。一部破損。内容：丸山甚左衛門分以下。 3. 各戸地価金取調帳 三号 明治十四年七月廿日 増富村役所宮本組。作成：増富村役所。明治14・7・20。(1881)。1冊。34cm(横長半帳)。内容：有井嘉平分以下。 史料請求番号41M,54-12

記載例 (『目録64集』、89頁)

第10図 「山梨県下市町村役場文書目録」の目録様式と記載例

者は、標題の情報を参考とすることがあっても、成立の情報として別個に記述する。また、主務者・作成者が標題の一部に表示されていても、それをもつて成立にかかる情

報の中から主務者・作成者の記述を省略しない、という原則である。これは年次の場合も同じである。記述にかかる各情報の単位は独立しており、その単位の中で完結したものとなるという考え方である。

第三は、つとめて客観的に表示された情報によって記述することである。記述には客観的な表示に基いて行なわれる部分と、目録作成者の判断を表現する部分とがある。例えば、標題などで簿冊の表紙の表示は客観的に視認し得る情報である。これに対し標題の無い史料に標題を付し、あるいはその文言を補うなどのことは、目録作成者の判断が働いた結果付与された情報である。とくに成立にかかる情報は、差出、宛名、年次などの場合、客観的な情報がないわけではないが、少なからず目録作成者が史料の成立を判断した結果の所産である。筆者は、客観的な表示によって記述し得るものと、目録作成者の判断が作用して記述されるものとは区別されるべきであり、客観的な表示の部分をつとめて拡大すべきと考えている。

例えば、史料の原本、写本、控などの区分は、史料の利用者に対して重要な情報を提供することになるのであるが、この判別は多分に目録作成者の判断となる。もとよりこの判断は難しく、それ自身が研究の領域であつて、むしろ記述に必要なのは、原本、写本の区別また真偽如何よりも、このような判断の素材を統一的な基準によって呈示するところにあるのではなからうか。

以上のような検討から「目録六四集」では記述として構成する各情報の要素を、「標題情報」「成立情報」「形態情報」「内容情報」「管理情報・利用条件情報」などに区分し、第一〇図のように設定した。あわせて記述の一例を、あらかじめ増富村役場文書によって示しておく。

各記述事項の詳細な検討は、後述の第五節によることとし、ここでは、「目録六四集」の凡例に添って、各記述事項の基本的な説明をしておきたい。

### ①目録掲載番号

まず頭初の目録掲載番号は、各文書群ごとその排列順に付した通し番号である。この番号は、記述単位とした各史料を識別するために付したもので、本目録限りの番号である。従つて史料自体に表示されているわけではなく、閲覧請求番号でもない。ただ目録上の位置を指示し、あるいは「シリーズ」の説明などに当たつての便宜のみを目的に付したものである。

### ②標題情報

史料を識別するために最も基本的な情報となる標題情報では、史料の表紙などに記載されている文言を、そのまま標題として転記することを原則とした。標題には、主標題、副標題、巻表示のみならず、標題の一部として年次、主務者が含まれる。また標題の情報は、簿冊の表紙のみならず後表紙・内表紙(扉)・地小口などにも表示されており、これらは表紙の表示を補いときには代替し得るものもあるので、その場合には適宜採用して標題に加えることとした(標題情報の欄に記載することが出来なかつた標題の情報については、⑤標題等の補足情報欄に移した。表紙などの欠損、字句の脱落など不完全な標題情報は、角括弧を付して補記した(例えば、「出會冊出の巻盛出」)。合綴史料で全体の標題が付されていない場合、また史料の綴紐を繋ぎ合せ、掛け合せた史料は、その一部の標題を採つて全体の標題とした(「出會冊出」)。状物などの定型的な標題が付され、その標題のみでは内容が判然としないときは、史料館の近年の慣行によつて、必要に応じ丸括弧に入れた文言を補記した(例えば、「出會冊出」(三館蔵書目録二行))。

### ③成立情報

史料の成立に関わる機関名・氏名・年次などの情報、すなわち主務者または作成者・差出者・宛名・書写者・文書年または作成年次・書込み下限を成立情報としてここにまとめた。主務者は、これまで述べてきたように、最終の文

書年の時点で史料(主として簿冊の場合になるが)を編綴し管理した組織・機構の名称である。しかし中には最終文書年の主務者を特定し得ない場合がある。このうち作成時点・編綴開始時点の組織・機構名、年次が明らかなきは、「作成」の語を付して記載した(作年:中野入太夫、宛名:「源治」はを中・赤田隆・盛田隆)。状物で差出・宛名が表示されている場合は、「差出」「宛名」の語を付して記載した(差出:中野入太夫、宛名:「源治」はを中・赤田隆・盛田隆)。書写が明らかとなつている場合も同様である。書込み下限というのは、土地台帳・戸籍簿など一定期間使用されている史料で、これに書込みあるいは掛紙・付箋・貼札などによって表示された最終の年次を示すものである。

#### ④ 形態情報

形態情報は、NCRなどの「形態に関する事項」にほぼ相当する。数量・大きさ・判型は、当然、主たる記述対象となる。そのほか印刷形態・造本(綴)・欠損状態さらに郵紙や所定の用紙、本文中の押印の状態を形態情報に加えた。

#### ⑤ 標題等の補足情報

以下⑦までは、注記に当たる部分で、本集では、文字の大きさを八ポイントに下げて小さく記載している。標題等の補足情報は、表紙以外の地小口に表示されたもののうち、標題の一部に加えなかつた文言、表紙に表示された文言であつても煩雑に亘るなど、標題から分離することが適切であると判断した文言をここに移した。表紙に押印された印鑑の印文などもこれに含まれる。

#### ⑥ 内容情報

ここには他の史料との関連、目次抄録の有無、所収の地名・人名・地番など、また史料の内容細目を一括した。なかでも合綴・袋入史料に含まれる個々の史料の情報は、「内容」「合綴」「袋入」の語を付して記載した。例示した第一〇図の史料は合綴史料である。合綴・袋入史料に含まれる個々の史料についても、全体と同様に各記述事項につい

て記載している。

⑦管理情報・利用条件情報

ここには、保存上、留意すべき点、利用に制限があつて注意を要する事項を記載した。「開披不可」「開披注意」「取扱注意」とした史料には、閲覧・撮影が制限される場合があることを示した。

⑧史料請求番号

記述事項の最後尾には「史料請求番号」として文書群記号・史料番号を付した。閲覧請求は、この記号・番号によつてなされることとなる。

「目録六四集」では、以上のような各記述事項を設定した。それらが具体的な事例にどのように対応し得たか、また残された問題点はなにかについては、第五節「記述事項の諸問題」で詳述することとする。

註

(1) 閲覧用目録をその館での目録の完成した段階として位置づけているのは、例えば「北海道立文書館資料整理要領」がある。尤もこの場合でも印刷した冊子目録が、より精査された内容となつて刊行されている。

史料保存利用機関でも、閲覧用目録のほかに文書引継に際して作成される移管目録、また書庫での管理を目的とした排架目録、個々の文書の件名を収録した件名目録

など派生的な各種の検索手段を作成するが、本稿の論議はそこまで包含していない。

(2) 目録の印刷・刊行は広く頒布する手段として大きな効果が期待出来、また目録の完成度を高める契機となる。このことを強調するのは、田中康雄「文書館における近世文書の目録作成をめぐる一コンピュータ化環境の中での問題点」上(群馬県立文書館編「双文」第三号、一九八六年三月、所収)である。同論文で田中は、「印刷に

付すということの意義は、その機関として正式なものであり最終的な答えだということの表明であるということになる」（一九頁）と述べている。印刷・刊行した目録が、その「最終的な答え」であることは、一般的な事実としてはその通りであろう。ただ、目録の印刷・刊行に要する労力・時間・費用を調達するのは、いずれの史料保存利用機関にとつても十分充足し得るものではない。目録の編成・記述の体系を考えるならば、印刷・刊行の以前に組織化された目録が完成されていなければならぬ。今後、一層の普及が予測されるコンピュータによる検索を考えると、目録の高い完成度がデータの入出力の前提として達成されている必要があるのではなからうか。

- (3) 史料館の仮目録作成の段階では、文書群記号と排架位置を示すラベルが貼付され、史料の同定識別が可能となっている。ただし、この段階では同一標題の史料の番号（「史料番号」と称している）に枝番号の表示を省略している場合があり、なかには状物・断簡を一括させて目録上も弁別せず後考に付したものの、また、一部であるが、未整理の史料にはラベルの貼付をしていないものもある。

(4) 前稿、一七四頁、三節註(15)では、「史料の整理と管理」

所収の「史料整理と検索手段作成の基本手順」図を紹介した。ここでは、整理段階の構造分析に対応する記述作業（検索手段の作成）を体系的配列目録（基本目録）の作成に対応するものとして位置づけ、さらに次の段階に進んで多角的検索手段の構築を位置づけている。すなわち基本目録の作成の次に、「細目録」「主題／形態目録」「索引」「編年目録」へ進むことが想定されている。尤もこれは史料館にとつてももっぱら今後の課題であつて、基本目録以外にその先へ進んだ試みは実践されていない。

- (5) 史料館では、今日まで明文化した目録規程を持たなかった。目録編成・記述方法は各目録担当教官の判断に委ねるといふものである。但し実際の目録編集に当たっては、絶えず学問的検討を加えて改善されてきており、方法の変更には館員（現在は教官）の討議を経ることで合意形成が図られてきた。目録作成のためにこのような討議が続けられてきたことは、本集のような新しい試みが許容されたように、つねに学問的な新たな検討を可能とする柔軟な構造を持つという利点を生んできた。

(6) 「史料館所蔵史料目録」第六十一集「尾張国名古屋元材木町犬山屋神戸家文書目録 その一」（一九九五年二月）

「凡例」。

(7) 一九八三年十月刊。

(8) 「史料館所蔵史料目録」第十七集の凡例の關係分を示すと次の通りである。

「一 史料は編年によつて分類し、同年代の中は当該暦年の最終部課編成の順に配列した。なお、二年度以上にわたる簿書は始年次で採録し終年次に重出させることを原則としたが、必要に応じて他の年次にも重出し、重出分には\*印を付して区別した。(以下略)。

一 史料の記載欄はほほ、(一)表題 (二)作成課係名 (三)作成年月日 (四)数量 (五)整理番号の順である。

一 表題(史料名称)は原表題を採つた。但し、表紙を欠くものや表紙を付け違えてあるものは仮りに命名して掲げ、( )を付して前者と区別した。また、二行以上の割書は、一行に続けるか、を用いて連記した。

一 作成課係名は、原則として掲載年次の最終課係名を示した。(中略)また、提出書類の控や調査書類などで作成課係が判然しないものは、書類の作

市町村役場文書における目録記述の試み(鈴江)

成者を記し、必要に応じて宛名も記した。保管書類などには課係名に( )を付して区別した。

一 作成年月日は、簿冊の内容によつて年または月で示し、数年にわたるものは、始年—終年を示した。但し、掲載年次の年表示は原則として省略した。

一 数量の上部に示した場合は二冊以上の独立編冊を合綴したもの、印はとくに公刊を目的としない活字印刷物である。(中略)孔は謄写印刷物を示す。」

(9) 「北海道立文書館資料整理要領」および公文書・私文書の目録規程とその制定過程などは、鷲塚研「道立文書館の資料整理について」(「北海道立文書館研究紀要」第二号(一九八七年三月、所収)七九頁以下に詳しい。このうち「公文書目録規程」の主要部分を示すと次の通り。

「第二 公文書の記述

1 記述

(1) 記述の範囲

記述の範囲は、公文書名、主務者、編綴文書年次、形態等とする。また、公文書の付属資料、内容細目等についても必要があるときは記載する。

(4) 記述の方法

ア カード上の記載位置

記述は、目録用標準カード（75×125cm）を用い、その記載位置は、次の例による。

（本稿、第三図「カード上の記載位置」の通り）。

2 公文書名に関する事項

(1) 公文書名

ア 公文書名（以下「標題」という。）は、表紙、背、小口、前扉、巻頭から、そこに表示されている形をそのまま記載する（以下略）。

3 主務者に関する事項

(1) 主務者の表示は、その公文書を完結の時点で取り扱った組織の名称（省庁名等、地方公共団体名等、省庁及び地方公共団体等の出先機関名等。）及びその内部部局名等を記載する。ただし、表紙等の表示と主務者が異なる場合は、表紙等の表示を注記する。

4 編綴文書年次に関する事項

(1) 編綴文書年次は、その公文書に編綴された文書の年次又は年度を西暦紀年で記載し、元号年を丸かっこに入れて付記する。

なお、年度によって編綴文書年次を記載した場合

は、元号年を付記したあとに「年度」と記載する。

(2) 編綴された文書の年次が二年以上にわたる場合は、古い年次と新しい年次を波ダッシュ（～）で結んで記載する。

(5) 一紙文書の場合は、表示された月日も記載する。

(6) 帳簿、日誌等は、記載された記事の年次を記載する。

(10) 一九九七年三月刊。

(11) 前註（9） 鷲塚前掲論文、八四頁。

(12) 北海道立文書館における目録排列は、公文書の場合、出所（もとの組織）・年次などによる分類目録と組織名五〇音順による組織名目録の二種類である。このほか、公文書の中に編綴された刊行物等は、別に目録カードを作成し、刊行物等にも編入することとしている。ただ、このように排列された分類目録が、細目化されていないため資料の増加につれて実際の検索にやや困難を感じるようになっており、また分類目録と組織名目録との間に重複感があつて相互補完的效果が十分に發揮出来ていない面が生じている（この点は筆者在職中からの改善課題であった）。

なお、「北海道立文書館資料整理要領」全体の特徴は、「公文書」「私文書」「刊行物等」という「整理区分」を設定し、それぞれの目録規程を制定したこと、また、それぞれの「整理区分」に属している「雑誌・新聞」「地図・図類」「写真」「フィルム」「磁気テープ」などを「別置資料」として、排架場所を別にする点とともに、これらを目録カード上でも別に分類することとした点にある。資料の特質に応じた整理方法の適用と物理的な形態の違いに応じた整理方法を、「整理区分」と「別置資料」の組合せによって処理しようとしたこの試みは、文書館界に紹介され文書館学・史料管理学の検討対象とする意味があると思うが、本稿では全般的に論ずる余裕がないので、その指摘を行なうにとどめておくこととしたい。

(13) 「北海道立文書館公文書目録規程」では、一紙文書(状物)の年次についての規定はあるが、「私文書目録規程」のように「差出」「あて名」の規定を欠いている。

(14) 「池田家文庫マイクロ版史料目録」改訂増補、全七冊の構成は次の通りである。

「総記」(一九九二年一月)、「国事維新」(一九九二年三月)、「藩士」I—IV(一九九三年三月—六月)、「法制」

市町村役場文書における目録記述の試み(鈴江)

(一九九三年十一月)。この目録の作成・編集を担当した中野美智子には、この紹介を含む近世史料の目録論として、「近世地方史料の整理論の動向について―所蔵目録作成の立場から―」(地方史研究協議会編「地方史の新視点」、雄山閣出版、一九八八年十月、所収)があり、また、NCR一九八七年版第十一章第一次案に対する批評として、前節註(34)の論文がある。

(15) 岡山大学附属図書館編、一九七〇年三月。

(16) 「池田家文庫マイクロ版史料目録」改訂増補の改善のポイントとして、同目録には次の通り記されている。

「改善のポイントは、①書誌的事項の記述を見直してより精度の高いものにする、②特に、年次情報は歴史として最も重要な要素であるので、作成年次及び内容年次を出来る限り明確にすること、③体系的な編纂物や一件文書は、その原秩序を復元することなどである。④また、将来電子化も可能となるように、標題をはじめ各書誌的事項について、標準的記述を図ることを課題とした」(「藩士」I、(五)頁)。

(17) 同前、(六)頁。

(18) 同前、(七)頁。

(19) NCR一九八七年版改訂版では、通常の記述方法のほか「任意規定」と「別法」を留意している（巻三〇・一〇）。しかしこれもNCRを使用する館が、その方法を選択するものであって、同一文書群の中で使い分けるといいうものではない。

集会的記述に十分適合してこなかったことは一般的に指摘出来る。しかし、群（グループ、シリーズ）の記述がカード目録に全く適合しないかという点と必しもそうとは言えない。見出しカードに一定の集会的記述を付加するなどの方法で解決しようとしている館も見られる。

(20) 史料館編、前掲書、七一頁。これまでのカード目録では、

#### 四、目録作成の経過と目録編成の諸問題

##### (一)「目録六四集」作成の経過

本稿は、目録記述について考察しようとするものであるが、記述の問題と関連して史料の階層構造、主題別分類の限界、組織・機構分類の必然性さらに原秩序尊重の原則など目録編成の課題にも論及してきた。「目録六四集」でも、この目録編成をどのように行なったか、各記述事項の諸問題を論ずるに当たって目録の構造を示す意味からそれらに先立って触れておくこととする。尤も、その前に本集の作成経過の概容について述べ、目録編成・記述の個別の問題への導入としたい。

「目録六四集」の作成に当たっては、前述（第一節(一)項）の通り、「史料館所蔵史料目録」第六四集編集・刊行計

画」を一九九六年四月一日付で策定した。実際の目録作業は計画策定の前年、九五年末から開始し断続的に行なってきたが、集中して継続的に行なつたのは同年五月以降であった。その後、臨時職員（六人の大学院生・学生）の補助を得つつ九七年一月の入稿を果した。この経過をさらにたどると、作業は九五年十二月十八日に河原部村文書の仮目録カードの点検に着手したことに始まる。<sup>(1)</sup>しかし間もなく九五年度中は、「史料総覧」(当初は、「史料要覧」)の担当委員の一人としてまた執筆分担分その他の校正などがあり、九六年三月五日までは、目録のための作業がしばしば中断した。それでも三月十一日には、河原部村文書一・二六点をひとまず終えて次の文書群に取りかかった。しかし、計画策定直後は同年五月開催の国文学研究資料館春期特別展を史料館が担当したことから、作業は再び中断した。中断した期間は、四月中旬から五月中旬までの約一か月余で、五月十三日になって目録作業は再々開した。再々開直後にデータソフトの「桐V5」が、この目録作業に適合することを学習し、「桐」によるデータベース化が可能であることを確認した。仮目録カードの点検作業が進捗するにともない、後述するように、大部分のカードは再作成をすることがあることが明らかとなった。

河原部村から始めた目録カード点検・再作成は、おおむね本集の文書群の排列順に、最後は鯉沢村・五開村の分をもって七月中に終わることが出来た。八月五日からは「桐」によるデータ入力のため、臨時職員の大学院生三名が交互に勤務、パーソナルコンピュータによるデータベース化の作業に従事した。<sup>(3)</sup>この過程で、記述事項の設定がまだ安定していなかった初めの頃のカードは、点検が不十分であることが明らかとなった。記述事項の構成にあいまいさがあり、筆者の判断が揺れていることが自覚されたからである。このためデータ入力と平行して、八月上旬からはカードの訂正を行なうこととなった。九月下旬にはデータ入力が入力が修正を含めて一応の終了を見ることが出来た。十月には、目録編成のために編成(分類)項目番号の指定を行ない、これが十月十九日に完了し、逐次、データに加え十二月下

旬には、目録編成とデータ入力を完了した。その後は「桐」に入力したデータベースをテキストファイル化して印刷用原稿とし、一月七日に脱稿した。目録の完成までは、右の作業のほかに解題、校正、地図作成、現地調査等々の作業が、脱稿後の時期を含めて加わるのであるが、記述と目録編成に直接関わるものではないので本稿では省略する。

この間、新たに刊行される目録の編集をテーマとする史料館恒例の館内研究会が、九月三日と十一月二十八日に開催された。目録編集のための研究会は通常一回であるが、本集の場合は、体裁を横書に変えるという、これまでにない要素もあつて二度の開催となった。第一回は、本集を単独に論議の対象とし、第二回は本集とともに第六十五集「武蔵国多摩郡後ヶ谷村杉本家文書目録」をも対象とした。このうち本集にかかる主たる論議は、第一回の研究会に集中している。研究会で提起された主たる論点を要約すると、次の通りである。

まず、第一に基本的な問題として、この目録の形式（とくに横書および記述事項の構成など）が今後の史料館の目録作成を規定するものになるのかどうか、通時的な目録がはたして可能であるのかどうか、また必要であるか、記述の標準化がどこまで可能かまた必要か、という指摘があつた。第二には、記述単位の捉え方の問題として、史料一点をどのようなものとして概念づけるか、シリーズをどのように表現するか、袋入り史料の枝番号の処理等についての論議があつた。第三には、記述事項の構成の問題として、標題情報、成立情報など記述情報の単位を固定化することの適否、また記述事項の構成の適否などの論議が提起された。第四に、各記述事項の問題として、主務者の概念、判型表示の統一性、とくに標題の扱いとして不完全標題の補記、原標題と内容が異っている場合の処理、重複する情報（標題情報と成立情報における主務者・作成者・年次などの重複）を記述することの可否等々の論議がなされた。<sup>(4)</sup>

以上、目録作成の経過と史料館における論議を紹介した。これらによって見ても、目録編成と記述の論議は、次のような課題として集約されよう。

(1) 本文書群の階層構造とこれの目録編成への転化。

(2) 記述する史料の単位。関連して合綴史料・袋入史料その他の複合した史料の処理、シリーズの処理、番号の処理。

(3) 記述事項の全体的構成。

(4) 各記述事項の記載。

① 標題情報（標題のとり方など）、② 成立情報（主務者、作成者、差出・宛名、年次、書込み下限など）、③ 形態情報（数量、大きさ、判型、綴、造本、用紙、押印、欠損状態）、④ 諸注記（一般的注記、その他の標題・内容など）。

本節では、右のうち(1)の目録編成について次項以下で述べる。(3)の記述事項の全体的構成は、すでに前述(第三節(三)項)した通りである。従って(2)記述する史料の単位、(4)各記述事項の記載については、第五節で述べることとした。

## (一) 目録編成についての検討

本集の文書群は市町村役場文書<sup>(5)</sup>とはいえ、主たる収録対象は近世から近代初頭にかけての史料であった。このように史料の年代が長期に亘り、その間、町村合併（戸長役場・組合役場の離合を含む）もあって、管轄地域が変容し組織そのものが改変される場合に生ずる目録編成上の問題は、どのようなものであろうか。本集で考えなければならぬ課題を、(1)出所の特定、(2)内部構造の把握、(3)時期区分の設定、(4)類別とシリーズの編成の四点によって述べておきたい。

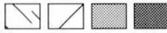
## (1) 出所の特定

「目録六四集」に収録したは、前述(第一節(二)項)の通り河原部村文書以下一〇文書群の個別の目録である。「山梨県下市町村役場文書」というのは、各文書群を包含した際に便宜的に付した書名であつて、この名称の文書群があるわけではない。<sup>(6)</sup>

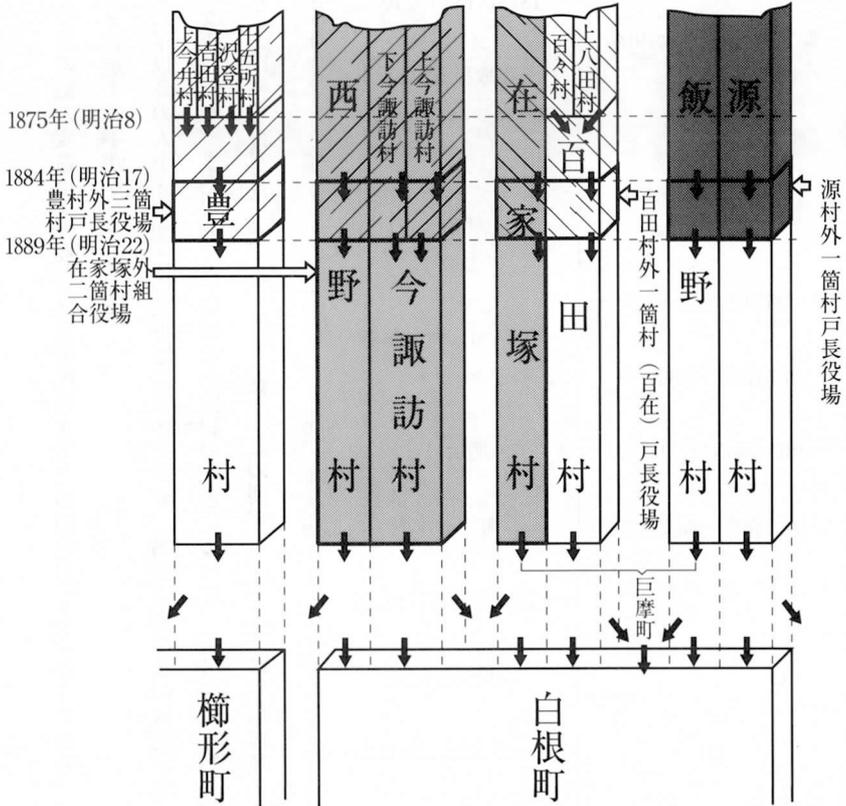
本集の一〇文書群は、出所によつて文書群を区分する「史料総覧」の枠組を踏襲したものである。この出所名は、文書の最終年次に対応する主務者をもつて措定したもので、一部を除きこの部分の「史料総覧」の執筆者でもある筆者の仮定である。例えば中巨摩郡飯野村と在家塚村は、戦後、合併して巨摩町(一九五一年七月)となり、のちさらに他村とも合併して白根町(一九五四年四月)となつた。しかし両村の文書群(在家塚村の場合は、在家塚村外二箇村組合役場文書)には、巨摩町・白根町両役場時代の文書を含んでいない。もし両文書群に巨摩町役場・白根町役場時代の文書を含んでいたならば、併合して単一の巨摩町役場あるいは白根町役場を出所とする文書群名称となつたであろう。また、逆にこれに含まれる最終文書年次が聯合戸長役場の時期にとどまっていたならば、飯野村の文書は源村外一箇村戸長役場文書に、在家塚村の文書は、百田村外一箇村戸長役場文書としなければならぬ。<sup>(7)</sup> 町村合併や戸長役場・組合役場の離合集散のある場合には、どの時点を捉えて出所とするかによつて、文書群名称が異なつてくる。飯野村・在家塚村にかかる制度の変遷を図示すると、第一一図のようになる。現在の時点で見ると、出所は一か所に固定されているかに見えるが、それは現在の残存状況に規定された結果であつて、史料発生各段階を考えると、文書群の出所は複合したものであることがわかる。本集の文書群の出所を特定し、文書群の構造を理解する第一歩は、この複合状態を明らかにするところにあつた。



組織の変遷にともなう文書の引継・流出を示す（想定）。



戸長役場・組合役場に含まれる可能性のある文書の範囲を示す。



第11図 自治体組織の変遷と文書の引継想定図  
（飯野村・在家塚村などの場合）

(2) 時期区分の設定

(1)で述べたように、役場組織の変遷は文書群の構造を理解するための有力な手がかりである。また次節で述べるように、主務者・作成者を特定する手がかりともなる。

山梨県では、一八七二年以降の大小区制期には大小区に分かれず、当初は郡ごとの区制、七六年からは全県の通し番号を付した区制に改変された。また、七八年には大小区制の廃止によって、郡区町村編制法が適用されるが、このとき郡の分割がされる（巨摩郡の場合は、北・中・南の三郡）。この間、七二年までは一部に名主所・名主公用所など

区制・郡区編制	町村役場等名称
1872(明治5).1.18 郡ごとの区制(全79区。 のち80区)	名主所・公用所など
	1872(明治5).10.25 村公用取扱所・戸長事務 扱所など
1876(明治9).10.3 全県区制(全34区)	1875(明治8).11.9 区・町・村事務所
1878(明治11).12.19 区制廃止、郡を分割	1878(明治11).12.23 町・村役所
	1884(明治17).9.25 戸長役場(聯合)
	1889(明治22).6.26 町・村役場、組合役場

第12図 山梨県区制・郡区編制・町村役場等の名称の変遷（1872—1889年）

第4表 山梨県町村事務所の時期区分 (本集関係分)

時期区分	年次	摘要
名主(所)期	—1871(明治4)	名主所・公用所・会所
戸長(事務取扱所)期	1872年(明治5)—1875年(明治8)	公用取扱所など
町・村事務所期	1876年(明治9)—1878年(明治11)	
町・村役所期	1879年(明治12)—1884年(明治17)	
職合戸長役場期	1884年(明治17)—1889年(明治22)	
町・村役場期	1889年(明治22)—	組合役場を含む

と称していた事務所(独立の事務所を構えていた場合だけではなく、年番名主の居宅が当てられる場合も考えられる)は、名主の名称廃止、戸長等への改称の時期に、公用取扱所・戸長事務取扱所<sup>(8)</sup>などと称し、これが七五年に「事務所」と名称が統一された。さらに七八年には「村役所」と改称、八四年には聯合「戸長役場」が開設され、八九年には市制町村制の施行に基づき「町村役場」「組合役場」となる。これを図示するならば、第一二図のごとくである。ただし、七五年の事務所改称、七八年の村役所改称は、それぞれ十一月九日、十二月二十三日という年末の改正であり、文書の作成、とくに簿冊の編綴に反映していないので、目録編成上の時期区分としては、第四表の通りとした。

各文書群の時期区分はそれぞれの史料の残存状況に規定されるけれども、本集では基本的に、第四表の区分(戸長事務取扱所期から村役所期までは、目録編成項目を併合した場合が多い)に依拠することが出来た。このうち近世と近代との画期は、一八六八年の明治維新よりも、七二年の戸長制採用・大小区設定の前後に置き得るのではないかと考えて、各文書群の編成項目の設定をほぼそのようにした。また、文書の種類・様式からは、地租改正事業が進行し、年貢の村請制が廃止となる一八七五—七七年にその画期が見られる。本集の目録編成もこのような町村執行体制の変化と文書のあり様を反映している。

## (3) 内部構造の把握

次に各文書群の内部構造の把握について述べる。第一一図のような文書引継の錯綜した関係は、他の町村においても見ることが出来よう<sup>(9)</sup>。在家塚村を例にとれば、自治体としての在家塚村は近世から戦後まで一貫して存続しているが、役場としては、一八八四年までの在家塚村担当戸長事務所・村役所と八四年以降の豊村外三箇村戸長役場と八九年以降の在家塚村外二箇村組合役場とは、それぞれ別個の組織である。この時期に作成・編綴された文書群は、それぞれ前の時期の文書群とは、異なる組織によって作成された文書群である。しかし同時に以前の時期の文書をも継承して蓄積し、文書群を構成している。前述の(1)では、これを出所の複合状態として述べた。百田村外一箇村戸長役場文書は簿冊の編綴時点では、一つの文書群であったが、聯合戸長役場の解消、町村制の施行後には在家塚村外二箇村組合役場と百田村役場とに分割されて、それぞれ継承されることが起こるのはその一例である。文書群の内部構造は、基本的には第一一図のごとき時間軸に添って遷移しつつ複合し累積した層をなしている。従って、本集でもこの文書群の内部構造を目錄の構造、すなわち目錄編成に反映させる必要がある。

各文書群の内部構造をどのように目錄編成に反映したか、その主要部分は第一節(二)項に掲げた第一表「山梨県下市町村役場文書」の構成(主要部分)に既に見る通りである。このうち河原部村文書の部分を再掲すると次のような区分となっている。

- 1・1 河原部村名主所文書／一八七一年(明治四)
- 1・2 河原部村公用取扱所・村事務所・村役所文書／一八七二年(明治五)——一八八四年(明治一七)
- 1・3 河原部村外三箇村戸長役場文書／一八八四年(明治一七)——一八八九年(明治二二)
- 1・4 河原部村(韭崎町)外二箇村組合役場文書／一八八九年(明治二二)——

1・5その他

右のうち、1・1の「河原部村名主所」という名称は、使用始期が確認出来ないけれども、近世後期には既に使用されていた。1・2の「河原部村公用取扱所」は、名主名称廃止後の戸長の事務所名称であり、村事務所・村役所は山梨県における担当戸長事務所名称の一斉変更による呼称である。1・3の戸長役場、1・4の組合役場は、前述の通り役場組織自体の改変になるもので、それぞれの前の時代とは別個の組織体である。1・5は、河原部村以外の村役所その他の組織体の文書であって、戸長役場などの役場組織の組合せの中でこの文書群に残されたものである。<sup>(10)</sup> 時代的には長期にわたり、量的にも過半近くを占める近世（名主名称廃止以前）の文書が単一の組織に終始するのは、時期を細分化し得た近代に比較して年代幅の平衡を欠いているのは否めない。これは近世の組織・機構の変遷を、近代のように明確に把握出来なかつたためである。

なお府県庁文書では、近代初頭であっても分課（組織・機構の内部分化）の存在が認められ、文書群の内部構造も文書の管理主体となつた各部課等に位置づけることによつて表わし得た。しかし、本文書群のような近世から近代初頭の町村役場文書では、分課の設置、業務の分担が明確ではなく、分課に基づく組織・機構分類は困難であつた。<sup>(11)</sup> また編年排列の根拠となる年次の表示も、十分明らかにはならなかつた。従つて組織・機構や編年による目録編成は著しく制約される結果となつた。この点も近世の文書群を組織・機構によつて構造化することを難しくし、近世部分の目録編成をやや平板にした要因となつた。さらに本文書群がいずれも近世・近代初頭の町村文書としては、発生した文書のごく一部をとどめるにすぎず、町村の機能総体を反映していないことも、文書群の内部構造を組織・機構と関連させて目録編成に反映させ難くした一因ともなつた。いきおい残存している文書のみを対象として、(4)に掲げた「類別」「シリーズ」に委ねたところが多い。<sup>(12)</sup>

第5表 甲斐国巨摩郡河原部村文書「目次」

目 次	
解題	
1・1.河原部村名主所文書/—1871年(明治4).....	p.29
1・1・1.領主支配・村方支配・村儀定 1—11	1・1・6.普請・水防 39—44
1・1・2.貢租・御用金 12—29	1・1・7.人別 45
↑ 田畑取附帳	1・1・8.村入費 46—49
1・1・3.土地 30—32	1・1・9.貯穀 50
1・1・4.荒地起返 33—37	1・1・10.藏前院 51
↑ 起返小前帳	1・1・11.宇津谷三組 52—53
1・1・5.屋敷 38	
1・2.河原部村公用取扱所・村事務所・村役所文書/1872年(明治5) —1884年(明治17).....	p.34
1・2・1.村政一般 54	1・2・7.人別・戸籍 87—95
1・2・2.貢納・租税 55—56	1・2・8.村入費 96
1・2・3.土地 57—68	1・2・9.宿・運送 97—100
1・2・4.損地起返 69—71	1・2・10.学事 101
1・2・5.家屋 72	1・2・11.不明 102—103
1・2・6.普請 73—86	
1・3.河原部村外三箇村戸長役場文書/1884年(明治17)—1889年 (明治22).....	p.39
1・3・1.土地 104—105	1・3・3.蕃ノ木堰 108
1・3・2.学事・学校経費 106—107	
1・4.河原部村(葦崎町)外二箇村組合役場文書/1889年(明治22)— .....	p.39
1・4・1.租税・村費 109	1・4・2.荒地起返 110—111
1・5.その他.....	p.40
1・5・1.祖母石村役所文書 112—114	1・5・4.不明 118—126
1・5・2.神楽田堰世話係文書 115	↑ 地所総計表
1・5・3.金剛寺出作文書 116—117	

(4)「類別」と「シリーズ」の編成  
 本集の目録編成は、ほぼ文書群(出所。フォンドまたはグループ)―役場組織―類別―シリーズ(一部)―個別史料―合綴・袋入史料(一部)という階層構造になっている。この構造を河原部村文書目録の目次によって例示するならば、

第五表の通りである。

河原部村文書では、役場組織による項目の設定は「河原部村名主所文書」など、類別による項目の設定は「領主支配・村方支配・村儀定」などとし、また「シリーズ」の設定は「印を付して「田畑取附帳」などとした。「二一」など目録掲載番号によって表示したのは、ページ数の代わりに目録上の位置を示すためである（第一〇図記載例を参照）。このうち、目録編成の第一次項目とした役場組織については既に述べたので、ここでは第二次項目である「類別」と「シリーズ」について述べておこう。

河原部村文書を例にとると、第二次項目である「類別」では、「領主・村方支配・村儀定」「貢租・御用金」「土地」などの項目を設定した。本集での「類別」は、グループレベル、サブグループレベルの下位にあつて、次に述べる「シリーズ」レベルを内包する位置にある。一般的に目録の階層構造を設定するときは、この段階では組織・機構をさらに細分化するか、それらの機能・業務を分析し、「シリーズ」として項目を設定することになる。ところが本集では、役場内の分課の存在を確認出来ず、また各時期の事務の全体を分析するに至らなかつたために、「類別」という著しく主題別分類に近い項目の設定となつた。近代初頭の役場文書であつても、その業務を考察し、文書・簿冊発生の構造を分析したうえで、項目の設定を行なうという課題が今後に残された。

「類別」に包含されるものとして設定した「シリーズ」は、単に同一の主題を有しているのではなく、同一標題であるかまたは史料発生の状況あるいは編綴の事情に、史料相互の一体性が確認出来る史料小群を対象としている。<sup>(13)</sup>従つて「シリーズ」は、「田畑取附帳」「起返小前帳」など特定の史料に限つて措置することとなつた。<sup>(14)</sup>

以上、四点にわたつて本集の作成に当たつて検討した目録編成の方法について述べた。史料の構造を目録の階層構

造にどのように反映し得るかが課題であったが、文書引継の過程で階層構造そのものが複合していた。これまで述べてきた通り、史料発生時から見ると、現存の史料は相当程度、変容を遂げている。この変容もまた、今日、史料の整理・利用に際して認識しておくべき多くの情報を伝えている。その複雑な変容過程を目録はどのように表現出来るであろうか。史料の構造に対する分析が深まれば深まるほど、その成果を冊子目録として印刷し、あるいはカード目録によって、平面的に排列することによって表現し得る限界を思わしめられる。目録に付す索引は、平面的な排列を一定程度補完し得るが、それにも制約は免かれない。この点では、今後の発展が予測されるコンピュータの活用によって、多元的検索手段を開発することがいっそうの課題となる。<sup>(15)</sup>

目録編成が史料の構造を反映することによって本来の姿となり得る、というのが本集にとっても(従って本稿においても)基本的な立場である。そのために叙上の通り、史料の成立、機能、管理、伝存等々に対する理解が必須であるとも主張して来た。コンピュータによる検索手段の構築が追求されると、目録編成に当たって整理担当者の史料に対する本質的理解が、いっそう貫徹していることが求められる。同時に、個々の史料の記述に対しても、その厳密さが要求されてこよう。次節では、本集における具体的な記述について詳述しておくこととしたい。

## 註

(1) 本集作成経過の日付等は、筆者手許の「山梨県諸村文書調査ノート―要覧と史料目録のために―」に拠っている。

(2) 国文学研究資料館春期特別展「近世文字社会のひろがり―史料館収蔵史料展―」は、一九九六年五月十三日―十四日に開催され、あわせて五月十七日に特別講演会が

開催された。

(3) 本集のデータ入力その他については、慶應義塾大学大学院生池和田有紀・清水亮・羽田聡の三君によって行なわれた。とくに羽田聡君は増富村を構成した小尾・比志岡村の年貢割付状の年代比定を行ない、不明であった割付状の大部分の年次を解明した。また、データの確認その

他の作業には、当時、慶應義塾大学生倉持隆・深瀬公一郎、独協大学生守田逸人の三君がこれに加わった。

(4) 史料館内研究会の論議には、新たな目録形成の導入がこれまでの目録形式とどのように整合性を保持し得るか、また今後、史料館の目録作成をどのように規定し変化させていくかという、本集の目録編成・記述にとどまらぬ問題に触れている。それらの論議は、目録規程の策定をはじめ目録作成作業の基準化などへ展開する可能性をはらんでいる。しかし、この研究会の論議は、史料館の目録全体を見直す方向には展開せず、「目録六四集」に限定した問題とするにとどまった。

(5) 「目録六四集」を「山梨県下市町村役場文書目録」としたが、正確には「山梨県下市役所・町村役場文書目録」とすべきであろう。また、今回の「その一」には該当するものはないが、「その二」では「戸長役場文書目録」とすべき文書群も存在する。しかし目録の書名としてそれら全てを包含するのは冗長であるので、前述のように「市町村役場目録」とするにとどめた。

(6) 史料館内研究会においても、目録の書名を「巨摩各郡市町村役場文書目録」としてはどうか、との意見があった。

市町村役場文書における目録記述の試み（鈴江）

しかし、「その二」が都留・山梨・八代各郡にわたること、索引は「その一」「その二」の分を合せたものにしたと考えたので、「山梨県下」と称することにした。

なお、本集は個別の文書群の集合とはいえず、各文書群に共通する事柄、例えば、山梨県の町村制度、地租改正事業、また本集の整理過程、目録編成・記述の方法など包括して説明する必要があったので、各文書群の解題とは別に、本集全体の解題を巻頭に付した。

(7) 飯野村文書・在家塚村文書の中に、巨摩町あるいは白根町の文書を含んでいないのは、偶然または合併以前に各役場から放出されたことを意味するか、あるいはそれらの文書群を格別に別置しておいた結果であるか、種々想定し得るが明らかではない。ただ、合併後、新たな文書がそれに付加されない状態で放出されたと見るのが蓋然性が高いと考えてそれらを出所として措定した。

なお、巨摩郡河原部村文書は「史料総覧」の際に付与された文書群名を変えずに、本集でも踏襲したのでこの文書群名となった。文書の下限からすると「韭崎町外二箇村組合役場文書」ということになる。また、別に「韭崎市役所文書」というのがあるが、これと同一の出所で

はないかと考えられるけれども、それを裏付ける史料が残存していないので、両者を別の文書群とした。

文書群のどの時点をつ提えて出所とし文書群名称を付すか、その方法も十分確立しているとは思われない。「史料総覧」でも、例えば筆者が担当した「出羽国山形宝幢寺文書」などは、文書の下限時点で見ると、宝幢寺住職の復師名である佐伯家文書ということになり、その最終地名を探ると出所地名は東京都となる。出羽国領内真言一宗の惣録寺の地位にあつた宝幢寺の歴史からすると、「東京都佐伯家文書」ではいかにも実体から離れ過ぎる感があるので従来の名称とした。地域が限定されていることが多い近世文書の場合には、地名を付した文書群名称は文書群の識別に有効であるが、近現代史料の場合にはどうであろうか。出所の特定、文書群名称の付与の方法には解決すべき課題が多いように思われる。

(8) 「名主所」「村公用取扱所」「戸長事務取扱所」という名称が、全ての町村で確認出来ているわけではない。一部の町村のみに事例があるのかもしれない。ただ、目録編成項目として設定する場合になんらかの項目名を付する必要から、一部について「名主(所)」「戸長(事務取扱所)」

とした。

(9) 葦崎市に關係する河原部村外三箇村戸長役場、河原部村(葦崎町)外三箇村組合役場、大草村外二箇村戸長役場の組織と文書の引継想定図については、「目録六四集」解題、一九頁、図四、その二を参照。

(10) 本集では、目録編成の第一項目として、役場組織とは別に例外的に設定した項目がある。増富村役場文書の「布告・布達・郡衙往復」、畷沢村文書の「布告・布達など」とした項目である。これら史料群は役場組織の変遷、時期区分を超えて存在し、かつ形態も類似しており、編綴が一貫して継続していることが明らかである。このため、それらを一括することが利用上も便利であると考えて、この項目を設定した。編綴の状態、伝存の経過を尊重した結果である。ただし、このような例外的な措置が広汎に行なわれてよいというわけではない。

(11) 近世の文書の中にも、分課に類する例が認められないわけではない。例えば、近世の一時期に村が組に分化し、それぞれに文書管理を行なったことが、河原部村などに起っている。同村では、一八六〇年(万延元)に東西二組に分かれ、それぞれ名主を立てて帳箱も引き訳けてい

たというのである（『葦崎市誌』上巻、一九七八年、四七六頁）。事実、数点の史料には標題の一部からも東西両組の分立を確認し得る。ただ、本集では、東西分立の終期を確定し得なかつたので目録編成の項目設定には反映出来なかつた。

(12) 近世文書を十分に構造化出来なかつた要因には、筆者が本土の近世農村史に対する知識に不足していたことも、自ら指摘出来る。ただ、それでも一定程度の編成が可能であつた要因のひとつに、本集の史料の量と種類が限定されていたことが挙げられる。

(13) シリーズレベルの項目設定が、いわゆる主題別分類に似する原因は、史料の発生・編綴の状況に史料を位置づけるという目録編成の論理を貫徹していないあいまいさにあるのではないかと思う。史料の発生・編綴の状況に即して史料を位置づけるというのは、組織・機構の機能に着目してこれを構造化することであつて、それが目録編成上有効であるという認識にその根拠を置いている。従つて末端の組織・機構、例えば課レベルの群をさらに細分化するに当たつても、その方法は課の機能とその課の文書管理に即して文書群を構造化することが、本来の

あり方であろう。尤も、これを貫徹するためには、組織・機構の能様、業務の内容、文書管理の方法等が十分明らかとなつていことが前提となる。

なお、組織・機構の最下部が目録上でも編成の最小単位になるとは限らない。部―課―係と組織・機構が細分化している場合でも、目録編成の最小単位が課のレベルにとどまっている例は少なくない。これには、組織・機構の細分化が不徹底であると指摘出来る場合もあるが、目録編成上、一定のレベルにとどめておくことが、かえつて有効であると目録作成者が判断している場合もある。

(14) 「シリーズ」は、同一標題でなくとも、内容の一体性が確認出来るならば、「シリーズ」として扱い得る。例えば、小尾村（増富村内）などの「丑御成ヶ割附之事」「寅之年免定」「戌御年貢可納割付之事」などと多様な標題をもつ一群の年貢割付状がそれである。一方、組ごとに作成された名寄帳は、同一の村のものであつても、それぞれ別の「シリーズ」と考えざるべきであらう。源村の例では、旧有野村の分（171-20）と旧飯野新田の分（171-21）とは別のシリーズとした。

なお、「シリーズ」(series)であるからには、複数の史

料を意味するのであるが、例外的に一点のものをも「シリーズ」としての表示を与えた場合がある。これは、本

ぞれ別の「シリーズ」として表示した。

来、複数の史料として存在するはずのもので、他の「シリーズ」との区別を明確にするための措置である。例えば、五開村役場文書の「一筆限反別地価取調帳」では、

(15) 印刷された冊子目録、カード目録の限界を克服する手段としてコンピュータによる多角的な検索が有効であると

して、その場合でも、個々の史料が確実に統制された方法によって把握出来ていなければ、利用者はその目録に

よって検索の目的を十分果し得ないことになる。

## 五、記述事項の諸問題

### (一) 記述する史料の単位

本節では、「目録六四集」で行なった目録記述について、一部重複するところもあるが、具体的な事例に即して詳述することとする。このうち第(一)項では記述する史料の単位について、第三節(三)項で触れたことをさらに展開して述べる。第(二)項から第(五)項までは、各記述事項の記載について項を分けて述べ、第(六)項では記述についての考え方をまとめ、その他残された問題に言及することにする。

まず記述の単位であるが、本集ではこれを物理的な一点、すなわち簿冊一冊、状物文書一通を単位とした。本集の凡例では、やや熟さない用語であるが、これを「個々の史料」とも表記した。筆者としては、記述の単位をどのよう

に指定するかによつて、標題情報以下の各記述事項の定義が変わつてくると考えた。例えば、数冊にまとまっている「名寄帳」、連年作成されるが時期によつて標題を異にする「年貢割付状」を集合的に捉えて記述をする場合と、物理的に視認し得る一点を捉えて記述する場合とは、標題以下の各記述事項において異なる表記となるのは明瞭であろう。記述の単位が集合的に把握されるならば、標題以下の各記述事項も包括的に記載される。圖書の記述の場合、叢書・全集という上位の書誌階層についての記述が用意されているが、多数の巻冊で構成されている史料に対して包括的記述ほどの程度に可能であろうか。史料の場合、標題の付与はときに恣意的に付与されている場合すらある。史料では、巻冊によつて主標題さえ異同がある史料も少なくない。そのような史料小群に統一的な標題を選ぶのは、表記の矛盾を深くすることになるのではあるまいか。著作物である図書と文書史料の目録記述の違いが、ここにも見出されるのではないかと思う。

既に見た通り史料館の目録では、史料を包括的に記述し、個別の史料には枝番号を付してその関係を保存していた。「目録六四集」でも、仮目録のこの処置によつて、史料小群のまとまりを確認することが出来た。しかし本集では、物理的狀態を一冊の簿冊、一通の状物という形態で残した文書作成当時の主務者による史料管理上の意図を重視し、包括する記述を避けた。

右のような史料小群を本集で「シリーズ」と称したことは、前に述べた。「シリーズ」は、最下位の編成項目である。第二次項目内に適宜「印」を付し、「田舎野郎」などと記載した。当初の意図としては、第一次・第二次項目「シリーズ」とも、それぞれの段階の説明を付すことを予定したが、本集ではなし得なかつた。わずかに文書群ごとの解題の中で、第一次項目の解説を行ない第二次項目を列挙したにとどまり、「シリーズ」の説明はほとんど行なっていない。これは筆者が各「シリーズ」について解説を行なう知識を有していなかつたからであつて、筆者にとつて

も今後の課題として残った。

物理的一点、すなわち「個々の史料」を記述の単位として措定したとして、問題となるのは、合綴・袋入などの複合した史料の扱いである。合綴は、本来、独立した複数の文書・簿冊を一綴にしたもので、しかも全体の標題（図書の場合の総合書名）を欠いている場合である。また簿冊の綴紐を繋ぎ合せ、あるいは横帳の簿冊を綴紐で掛合せた場合も合綴の範疇に加えた。合綴された史料は、多くの場合、標題がないので次項で述べる標題情報では、目録作成者側が仮に付することとなる。<sup>(1)</sup>合綴史料は、本来、個々に作成され、ときに文書作成者も作成年次も異なる場合があるけれども、合綴という形態で残した合綴者（主務者）の意図を重視すべきであろう。同時に、この合綴意図は、今日まで十分に伝えられ得るとは限らない点にも留意したい。目録作成者の分析・判断の及ばない場合も少なくないからである。<sup>(2)</sup>

合綴された史料は、作成の時点では独立の意図をもって作成され保存されてきたのであるから、これも検索の単位となることも考えられる。従って合綴された史料についても合綴史料全体と同様に、全ての記述事項に亘って記載した（この点は、史料の内容細目を注記する場合とは区別して行なった。合綴史料の注記の方法については、袋入史料とともに第(五)項を参照）。

袋入史料の場合も合綴史料と同様の扱いをした。但しこの場合は、袋に標題を付しているときには、これを表紙と見做して全体を一点の史料として記述することが出来る。一方、通常の簿冊と同様に扱い得ないのは、袋内に物理的には独立した状態で史料が存在しており、これをさらに個別に記述する必要があるという点である。ときには袋の中にさらに袋があり、また封筒があつて記述すべき史料の構造が多重化している。これらの記述は合綴された史料と同様、注記の一部として扱うこととした。

右のような処理によって、袋入史料も合綴史料と同様の扱いをするという考え方で一定の論理性を持たせ得たと思うが、難点がないわけではない。この方法では、合綴史料・袋入史料とも注記部分が際限なく拡張していくことになる。とくに袋入の場合、本集ではたまたま少なかったが、袋入の状態が幾重にも多重化した場合、また数百点にのほる場合には、それらを一個の史料として扱い得るかという問題が起こるはずであって、この点も課題である。<sup>(3)</sup>

次に目録に表示した番号について触れておこう。前述(第三節(三)項)のように「個々の史料」の頭初には、文書群ごとの目録掲載番号を付している。これは本集限りの番号であって目録上の位置を検索するための機能のみを持たせたものである。史料の階層構造、また史料間相互の関係は、前述の「シリーズ」のまとめりや標題の巻表示などによって表わしている。なお史料請求番号は、従来の史料番号をほぼ踏襲した。

尤も右の目録掲載番号を用いて史料の階層構造、史料間相互の関係、物理的に置かれた状態、合綴・袋入状態を示する方法も考えられよう。目録掲載番号に重層性を持たせて合綴・袋入史料の構造を表示するのは、一定程度有効かとも思われる。しかし多重化が際限なく展開する状況(多重化する枝番号の付与)を目録の掲載順を示す番号に反映させるのは、目録の体裁からも重荷になると考えた。ここではむしろ各記述の単位を単純に序数で表示する方を選択して、パソコンの連番表示の機能を生かすこととした。<sup>(4)</sup>

## (二) 各記述事項の記載 (1) 標題情報

本集で標題情報を構成するとしたのは、主標題、副標題、巻表示、標題年、標題主務者であり、これらは表紙以下の後表紙、内表紙、小口などからも補ったことは前に述べた(第三節(三)項)。また不完全標題や表紙のない合綴史料

の場合に、標題を補記したことも述べた。<sup>(5)</sup> 史料の場合、史料の作成者が標題を付与することを必要としていたか、またどのように表示しようとしていたか、しばしば不明な場合がある。書札礼や文書作成規程などに規定されている場合は別として、史料の作成者は任意に標題を付していたというほかはない。図書の場合のように、史料の作成者・編綴者が自らの意図を標題として明瞭に表示するとは限らないからである。簿冊の場合、表紙に記載された主標題・副標題・巻表示のほかに年次・主務者(作成者)を含めて全ての表示を標題情報として転記することにしたのは、史料作成者の意図を出来る限り客観的に表わそうと考えたからである。表紙などの記事をそのまま転記する考え方からすると、前述の「シリーズ」で、一部の史料の標題が他の巻冊と異なっている場合であっても、他に合せて標題を統一することにはならない。<sup>(6)</sup> このほか表紙の表示はときとして龐大な字数に及ぶ場合があり、また意味不明な文言・記号があるなど、紛らわしく煩瑣に亘る記事がある。それらは、「その他の標題表示」として、「標題等の補足情報」に移し、標題情報を可能な限り簡略にした。<sup>(7)</sup>

史料の場合、標題は識別の主要な要素であるから、これを改変しないというのが、本集の採った原則である。状物の場合に定形的な標題をそのまま転記し丸括弧( ) を付して内容にわたる記事を補足したのも同様の考えからである。他方、標題を欠いた史料に対して目録作成者が新たに標題を付すというのは、文言の一部の欠損を補記するなどという場合とは異なつた意味を持っているように思う。それは標題の付与に当たって目録作成側の判断が全面的に出てくることであつて、ともすれば恣意に流れるとは言わないまでも標題付与のあり様が問題となるのではなからうか。

本集の記述に即して言えば、畝沢村の「御布達書」(77. 41K-114)の場合、編綴された史料には太政官の布告を含んでいるので「布告・布達書」とすべきであろうが、この前後の史料の標題に合せて「御布達書」とした。筆者

の意図としては、標題の付与に目録作成者側の解釈を表出させないように努めた一端である。とはいえ標題そのものの中に目録作成者としての立場を消し得ない場合が生ずる。全く内容不明の断片を「帳簿断簡」(河原稿村126。42E150)とし、合綴史料の標題に、史料の一部の標題を採って「上納金請取覚帳ほか」(坂野村275。41L4279)と、また推定した標題に判断の幅を持たせて「一筆限名寄取調帳カ」(坂野村163。41K1102-2)などとしたのは、その例である。このような処理が本集の一般的な標題の記述とどのような整合性を持つかという課題が残る。<sup>(8)</sup>

### (三) 各記述事項の記載 (2) 成立情報

成立情報の各記述事項は、史料の成立にかかる諸要素である。とくに本集では成立情報の主務者(または作成者など)・年次を目録編成の根拠としている。従って記述と目録編成は、成立情報の部分で接点があり、両者はここで整合性をもつこととなる。本集の各情報の要素は、それぞれ自立性を有しつつ、全体では有機的に関連をもつて一点の史料を表現し得るように構成したことは既に述べた。とくに成立情報では、標題情報などの情報を摂取して記述するところが少なくない。

本集の成立情報を構成するのは、主務者または作成者・差出者、宛名、書写者、文書年次または作成年次、それに書込み下限である。再三触れてきたように主務者は文書年次とともに成立情報の中核となる概念であって、当初は全ての史料を主務者と文書年次によって捉え、目録編成を行なう考えであった。しかしこれも述べてきたように、最終文書年次を特定出来ず、従って主務者を指定出来なかつたことが多かつた。また、差出者・宛名・文書年月日が明示されていても、はたしてその村または村役人が主務者であるか、あるいは他の出所の文書が混入したのではないかと

の疑念を払拭出来ない文書が少なく<sup>(9)</sup>なかつた。前者はとくに近代の土地関係の台帳に多く、後者は近世の状物に多くを見ることが出来た。このような場合、前者では次善の策として作成者・作成年次の組合せによって記述をし、これを目録編成に当たつての根拠とした(例えば、各村の「地券台帳」「地所名寄帳」)。後者では、状物の差出者・宛名が標題との整合性を図る必要もあつて、主務者の記載を行なわず、差出・宛名、文書作成年次を記載することとした(例えば、「年貢割付状」「諸勘定帳」<sup>(10)</sup>)。状物以外でも、形態は冊子(簿冊、横帳)であるが、「連印帳」「夫錢帳」<sup>(11)</sup>のごとくその機能が文書一通と等しい場合は、その差出・宛名によって記述を行なつた方が、全体として記述のまとまりがあり、利用者に理解がされやすい。

尤も、右のような場合に必要なのは、主務者・文書年次の組合せによる記述か、作成者・作成年次の組合せによる記述か、書き分けた際の区別を明示することである。このため主務者・文書年次以外のものについては、「主務者」<sup>(12)</sup>「主務者」<sup>(13)</sup>「主務者」<sup>(14)</sup>という語を付して記載することとした。「主務者」<sup>(15)</sup>の場合も同様に行なつた。これによって主務者などに続く年次の意味するところは、それぞれに文書年、作成年月日、差出日付、書写日付を意味することになるが、それはとくに表示して断らなくとも理解されよう。<sup>(13)</sup>

史料の本文から主務者・文書年次を特定出来ない場合には、標題情報などを撰取することになるが、作成者・作成年次の多くの情報源は表紙の表示である。これは、ほぼ文書作成時点の主務者・文書年として見ることが出来るので、他の情報との矛盾がないかぎりこの表示によって作成者等を特定した。<sup>(14)</sup>尤も、このため標題情報と成立情報との両方に重複して主務者・作成者・年次を見る場合も起こる。この重複をわずらわしいという意見もあるが、本集ではどちらかを省略するということはしなかつた。筆者の考えでは、標題情報の記述は客観的に視認し得る表示に基づいて行なわれる。一方、成立情報は、標題情報等を視認して撰取するが、最終的には目録作成者がその他の情報を交えて多

面的な判断を行なつて記述がされる。成立情報は、他の情報以上に目録作成者の判断が大きな比重を占めているものである。加えて視認出来る標題情報が全て正確であるとの保証はなく、その正確度は、目録作成者自らが検討しなければならぬ性質のものであろう。<sup>(15)</sup>

次に文書年について述べておきたい。本集の凡例では、文書年について「文書年には、簿冊などに編綴された文書の年次を記載した。複数の年次にわたる場合には、最初と最後の年次をハイフン（—）でつないで記載した。同様に、日誌・出納簿など日付を逐つて書継がれる場合には、日付の最初の年と最後の年を記載した。」と記し、次に作成年次・差出日付について記した。

簿冊に編綴されている文書原本を確認し、複数年次の場合に最初と最終両年を示すこの方法は、本集以外にも多くの目録で行なわれてきた、ごく一般的な記述の方法であつたかと思う。ただこれが原本以外のこととなると、目録作成者の判断が多様に分かれるかもしれない。例えば写本の場合はどうであろうか。何度にも亘つて写本が作成され村に残る検地帳などの場合には、もし書写年が表示されていれば、それが重要な成立情報の一つとなる。また書写年が明示されていなくとも、書写の経緯が明らかとなれば、それも記述すべき対象となる。

主務者・作成者と写本成立との間には、著しい年次の間隙が生ずる場合も少なくない。<sup>(16)</sup> また、連印帳などで前年の「書附（公儀申渡）」に請印した文書は、書附と請書部分をそれぞれ独立した文書と見做すか、あるいは書附部分を請書に附随する文書と見るかによつて、成立情報の記述を異にする。この場合は文書一通をどのように考えるかという問題をもともなつている。本集では、河原部村文書の「御書附写村中連印帳」(T. 42E3) のごとく、書附を請書の一部とした。史料の中には、さらに複雑な事例もあろう。

目録作成者の判断が揺れるのは、凡例の後段、「書継がれる場合」である。これは、日を逐つて記載される記事を、

日付の異なる文書の連続と見做して処理するという考え方である。多くの日誌・金銭出納帳など帳簿類は、この方法によって一定程度記述し得るが、さらに難しい事例がないわけではない。一つは、その日付とこれに繋がる文言が日付ごとに書継がれたのか、単にまとめて列記しているのに過ぎないと見るか、ということの判別である。<sup>(17)</sup> いま一つは、帳簿・台帳などで多数の口座に分けられている場合であつて、この方は、日付を記載する側の行為が連続的であつても、年次は各口座に分散しており、目録作成者は日付のある記事を逐一採取する必要に迫られることとなる。このほか戸籍簿、印鑑留、地券台帳などへ新たな年次が追記されていく例がある。これらは台帳などへの書継ぎの範疇に含め得ないでもないが、日付の連続性を欠き、文書年次の概念からは著しく離れた感がある。<sup>(18)</sup> このため戸籍簿の場合には、最終文書年を逐一採取しなかつた。本集で作成者・作成年の組合せを多用することになったのも、この種の年次の表示が多かつたからである。しかもこの年次の採取には多大な労力を必要とし、また正確を期するのが困難であつたという事情もある。しかし、その帳簿・台帳がいつまで使用されていたのかを明らかにすることは、作成年次を一定程度、補完する意義があると思われたので、「書込み下限」というあまり例のない記述事項であるが、設定することとした。<sup>(19)</sup>

この「書込み下限」は、土地関係の帳簿・台帳類がいつ頃まで使用されていたか、およびその使用年次の幅を示す指標となるのではないかと思われる。とくに地租改正関係文書では、地券制度が廃止となつた一八八九年(明治二二)以降にも書込み下限を見ることが出来る。「地券台帳」<sup>(20)</sup>が少なからずあり、さらに一八八九年以降に「地券名寄帳」<sup>(21)</sup>の標題をもつ簿冊が作成され、一〇年にわたつて使用されていることも確認することが出来る。これらは政府の地券制度廃止後も、地券関係の台帳が各村で一定程度現用文書としての機能を果たしていたことを推測させるものである。

#### (四) 各記述事項の記載 (3) 形態情報

形態情報は、史料の外形について記述する部分である。ここでは、その史料に即して一般的な状態をあるいは特徴的な状態を記述することとなる。一般的な状態は各史料ごとに必ず記述するもので、数量・大きさに関する事項がそれである。一方、特徴的な状態というのは、各史料それぞれに即して記述する特殊な事項であつて、史料印刷の方法、造本・綴りの状態、欠損状態、罫紙などの用紙、本文中の押印状態である。写本である場合には、そのことの指摘もこれに加わる。特殊な記述事項は、各史料の特徴について記述するものであるから、必要に応じて増やすことが出来る。ただし、必要に応じて記述するというのは、記述事項の選択、記載内容が便宜的に流れやすく、目録作成者の恣意ととられかねない記述に陥りやすい。これを防ぐには、すくなくとも一冊の目録の中で記述事項の範囲が統一されていなければならず、それを制御するためあらかじめ記述すべき事項の表(リスト)や用語の定義を用意する必要がある。記述事項の表は、新たに付加すべき事項が生じたならばこれに書き加え、それまでの定義を再点検し必要があれば修正を加えるというものである。本集の場合は、一覧表ではないが前述(第四節(一)項。註(一))の「山梨県諸村文書調査ノート」がその役割を果たした。

形態の記述を統一的行なうのは、目録としてもより当然のことであるが、記述事項を具体的にどの範囲に設定すべきかというのは、課題が多い。本集でも事前に記述する事項を指定出来なかつたのは、対象となる形態というものの全容を想定し難かつたからである。このため(と筆者は思っているが)特殊な記述事項が著しく増加する傾向を免かれ得なかつた。これは形態を記述することが、個々の史料の目録記述全体にとつてどのような意味を持つか、という課題があることを示している。

史料の場合、形態の記述は図書の場合のように同一著作の同一の版との同定、また別の版を識別するという必要はないから、第一義的には利用者が史料の態様を想定し得る情報を呈示することを目的としていよう。その目的からすると、史料の持っている情報量への関心が最も大きな比重を占めるのではなからうか。本集では、従つてまず最初に「一串」「一冊」などと冊数・通数を挙げた。合綴史料の場合は「一巻(三冊)」「袋入史料の場合は「一巻(三冊)」などと記載した。本集の記述は史料一点ずつを単位としているから、史料の大半は、「一冊」「一通」である。わざわざ一点であることを記載するまでもないように思われるが、ここでは一点であることを確認する意味から、まず点数を掲げた。利用者の第一義的要求からすると、ここは丁数・ページ数など情報量の基本的な事項を記載すべきであろうが、ほとんど省略した。丁数・ページ数を省略した主な理由は、それに十分な労力を割き得なかつたことと、大部な簿冊の場合、正確を期することが難しかったためである。<sup>(22)</sup>

なお簿冊の場合に全体が木版印刷・活版印刷によつて作成されているときは、「強弱一串」などとした。とくに官省の布告・布達、県庁の布達などを合綴している場合には、「強弱吟詠一串」とした。これは、市町村役場の側で印刷物を合綴して一冊の簿冊とした状態であることを示して、標題情報の表示を補完したからである。<sup>(23)</sup>

大きさは、簿冊・状物の縦の長さをセンチメートルで示した。これは〇・五センチメートル単位とし、端数は二捨三入、七捨八入で処理した。図面などの場合は、同様に縦のほか横の長さを示した。また横帳の場合のみ、史料館の慣行に従つて判型を「横長半帳」「横長美帳」などと記載した。<sup>(24)</sup> 従つて本集では、史料の大きさを示す記述として、主として縦帳か横帳か、またその一定程度の法量を示す程度にとどまつた。本集では十分意を払うことをしなかつたが、状物などの場合、縦紙あるいは折紙・切紙などの文書発給に関わりのある情報もあり、精密な記述を行なう必要がある場合がある。その意味では形態情報にも、成立情報を補完する性格があると言えよう。

尤も形態情報の記述に成立情報を補完する側面があるとしても、それは形態情報として第二義的な意味にとどまらう。ただ目録作成者としては、ほかにも成立情報の根拠あるいは補完する情報として記載しておきたいと思うことが少なくない。その第一は、その史料の形態上の完結性に関わることである。例えば、史料の前・後を欠いている場合、とくに簿冊の前後の表紙を欠いている場合があり、本集ではこれを全て記載した。これは単に欠損部分を指摘するといっただけでなく、残欠部分が発見されるいは別のものと思われた史料が本来同一であると確認されることが起こり得るからである。このような場合には、標題情報・成立情報の記述にも影響を与え、ひいては目録編成上の位置を變更しなければならぬこともある。簿冊のみならず、増富村の年貢割付状のごとく、欠損のために小尾・比志両村いずれであるかを識別し得ず、不明とさせるを得なかつた場合もある。「前欠」「後欠」「表紙欠」というのは、そのような欠損を前提として目録編成と記述を行なっているのであつて、一定の限界のもとに下した判断であるとの表示でもある。

一方、近世の簿冊（多くは横帳）などでは、四ツ目綴あるいは色表紙を付し、またかぶせ綴をほどこしている造本があり、丁重に作成・保存されたことを窺わせる。これらの造本では、後で新たな料紙を付したりあるいは新たな編綴のし直しを行なわないことが想定されている。従つてこのような簿冊は、高い完結度を示していると見ることが出来る。これに対して二ツ目綴であつて、いわゆる仮綴の場合は、新たな文書を付加し編綴し直す可能性がある。この場合は簿冊の完結度は低いと判断される。<sup>(26)</sup>

第二に、成立情報の直接の根拠を形態情報に見出す場合である。例えば、土地関係の台帳などで、標題情報に作成年次の表示がなく、本文の記事によつても作成者を特定出来ず、使用している罫紙や特別の用紙（地券名寄帳用紙、地券台帳用紙など）によつて、ようやく特定出来る場合がある。とくに罫紙の場合は、柱題（版心）の表示によつて文書

の作成者、簿冊の編綴者を特定出来ることが少なくない(例えば、五開村の「名寄帳」(41。41K-2146)。また主務者・作成者を推定する場合には、編綴されている野紙によつて、主務者・作成者と野紙との間に矛盾がないかどうか検証する素材ともなり得る。<sup>(27)</sup> このような主務者・作成者の根拠となる野紙・台帳用紙は、重要な情報源であるので、「興津・郷村・飯野村」<sup>(28)</sup>「西畑田成帳」(16。41L-4190)、「未改畑田成写」(21。41L-4193)等。それも標題情報などで写本であることが確認し得るもの、草稿の幾段階かが残存してその一過程であることが確認できるといふ、ごく一部にとどまった。送付された文書が原本であることは確認出来るが、他はそれが写本であるか、控・草稿であるか、その区別を全てに亘つて目録作成者が行なうことがはたして可能であるかという問題があるからである。

第三に成立情報を補完する場合について述べる。本集の場合、史料館の目録カードの様式にもある、史料の原本・写本・控の区別をほとんど記載していない。ただ、とくに必要な場合(写本であることが多い)、形態情報の末尾に「写」「再写」などと記載した程度である(例えば、飯野村の「西畑田成帳」(16。41L-4190)、「未改畑田成写」(21。41L-4193)等)。それも標題情報などで写本であることが確認し得るもの、草稿の幾段階かが残存してその一過程であることが確認できるといふ、ごく一部にとどまった。送付された文書が原本であることは確認出来るが、他はそれが写本であるか、控・草稿であるか、その区別を全てに亘つて目録作成者が行なうことがはたして可能であるかという問題があるからである。

近世の状物では、実際は提出されなかつた原本というものがあり得るし、地租改正関係事務にかかる土地の調査報告書では、幾段階かの書替えが行なわれており、草稿と控の区分が難しい場合も少なくない。このため、原本・写本・控などの記載は原則として行なわないこととし、代わりに文書としての完成の度合を示す情報として押印の表示を記載事項とした。尤も、表紙の押印は既に標題の一部に、また作成者・差出者の押印はその位置に記載しているのがあるが、それらとは別に形態情報では、土地所持者・貯穀拝借人その他村民が連印している場合には、「村民連印」「地主押印」「所持者押印」「拝借人押印」「名請人押印」などとした(例えば河原部村の「村中定書受印帳」(4。42E11)・在家塚村の「一筆限反別地価取調帳」(25。41L-215-2))。また差出者側がかぶせ綴の継ぎ目に押印した「継

目印」、提出された文書に対し代官所が確認したことを示す「見置印」は全て記述事項とした<sup>(29)</sup>。これらの押印の存在は、その史料が原本であるか、原本に近い控えであることを示している。記述事項に押印を加えたのは、単に印影の有無だけではなく押印の状態を通して、その史料の成立にかかる情報をいくらかでも呈示しようと意図したからである。

以上、筆者が意図した形態情報の記述について述べた。本集の形態情報には、その第一義的な意義のほかに、成立情報に関わる第二義的意義を課した部分が少なくなかった。形態事項の範囲は目録によって異なるが、本来、簡潔な記載によって意が尽くされるならば、その方が望ましいことは言うまでもない。

#### (五) 各記述事項の記載 (4) 注記、その他

この項では、標題等の補足情報、内容情報、管理・利用条件情報等の注記部分および史料請求記号について述べることにする。

#### ① 標題等の補足情報

本集の標題情報の記述は、簿冊の場合には表紙全部の記事を情報源として、これを転記して行なうこととしている。しかし図書の標題紙・奥付と異なり、簿冊の作成者が目録作成を前提に表紙の記載を行なっているわけでは、もとよりないのであって、表紙にはさまざまな文言が記載されている。また表紙のみならず後表紙、内表紙<sup>(30)</sup>、地小口などには、表紙の記事を補う文言がある。それら全てを標題情報として記載するのは、既に述べたように煩瑣であるので、

標題等の補足情報を注記として設定した。尤も、全ての表紙の表示を記載することにしたのは、記事の軽重を十分見定めることが出来なかつたためでもある。表紙の表示の意味を細部に亘って十分把握出来ていたならば、形態情報同様、記載を淘汰し得たものがあつたかもしれないと思ふ。例えば、在家塚村の「反別地価名寄帳」(2. 411. 211-1)では「地小口表示」として「在家塚古名寄帳 巻」を記載し、さらに「その他の標題表示」として「御触書」御触書とは可能であつたかもしれない。そのほか補足情報には、標題情報・成立情報の根拠に関する補足的な説明を記載した。

## ② 内容情報

ここは史料の記事の内容を示す注記である。一般的な内容注記のほか、内容細目また既に述べた合綴された史料、袋入史料の個々のものについて、ここで記述した。

一般的な内容注記には、「御触書(盗賊召捕に付)」御触書などという史料の機能に対する説明、「与寄御触書」与寄御触書以下「地番：1620—1769番」地番という記事の範囲を示す説明、「太政官・諸省・県の布告・布達など」太政官・諸省・県の布告・布達などという標題を補完する説明などである。とくに地番に関する記事の中には、「シリーズ」内の各巻の順序を示し巻表示を補完する機能があつた。

一方、内容細目の場合も、「合綴：1」合綴と序数を付してそれぞれ列挙した。合綴・袋入の場合は、個々の史料と同じように詳しく記載したことは、既に述べた通りである。

## ③ 管理情報・利用条件情報

保存上の留意点、利用上の制限または注意を要する場合には、管理情報・利用条件情報として記述することとした。

「破損」「フケ」「コンニャク版褪色」<sup>(35)</sup>「綴紐切れ」などの一部は、史料館内部の管理のために必要な事項ではあるが、それらを含めて利用者と史料館（とくに閲覧担当者）との間で、利用に際して共通の理解に立つ必要があると考え記載した。

#### ④史料請求番号

文書群記号と史料番号とを組合せて史料請求番号として掲げた。頭初の目録掲載番号との混同を避けるために、全てに亘って「史料請求番号」の語を付した。これによって史料の閲覧請求に当たって利用者が迷うことはなくなると思われる。<sup>(36)</sup>

#### (六) 記述についての小括

以上、本集の各記述事項についての考え方、記述の課題について具体的に触れた。もとより課題の主要な部分について述べたのであって、問題の全てを取上げたわけではないが、本集の記述に触れるべき主要な点を尽くしたのではないかと思っている。

本集での記述の要点を再度まとめるならば「個々の史料」一点を記述の単位としたこと、史料の情報を各記述の情報として分解し記述事項を設定したこと、記述の中心は目録編成とも関連がある主務者等の把握にあったこと、記述の情報源として史料自体に表示され客観的に視認し得る文言を重視したことであった。これらの要点を通じてあらためて確認し得ることは、第一に、時代を超え、文書群を超えた目録の作成を意図するならば、統一的な目録規程を用意することが必須であるという点が挙げられる。第二に、目録の作成を共同担当者であれ補助者であれ複数で行なう

場合には、あらかじめ作成する目録の記載様式が確立している必要があること、第三に目録規程や目録記載様式が一定程度、整備しているならば、その史料への知識が十全でなくとも目録の採取に着手するのは可能であるということである。第三の点は、本稿の最後で再論することとして、ここでは第一および第二の点を補足し、記述の諸問題の小括としたい。

第一と第二の点、目録規程の策定と目録記載様式の確立を、まず目録のデータベース化との関連から触れておきたい。「目録六四集」は、前述（第四節（一）項）のように、筆者が採取した目録のデータを、作業補助者（三人の大学院生）によって、パーソナルコンピュータに入力し、印刷原稿を打出すことを企図した。また、「史料総覧」の記事は、将来、国文学研究資料館のインターネット上でアクセス出来るようになることをめざしており、目下は館内限りではあるが、ホームページに載せて検索し得るようになっていいる。やがては、「史料総覧」からさらに個別の文書群の目録を検索し得ることが展望されているので、本集もこれに繋がるデータベース化を視野におくこととした。使用したソフトは、前述の通り管理工学研究所の「桐V5」であった。<sup>(37)</sup>

尤も筆者自身は、この作業のために初めて「桐」に接したという全くの初心者であって、周囲の経験者の意見を参考にしつつ導入したものである。従って筆者の「桐」の活用は素朴な段階にとどまっています、このソフトの評価、今後の可能性について詳しく報告すべき内容があるわけではない。ただ、結果のみを記するならば、このようなソフトが本集のごとき史料一点ずつを個別に記述する方法には適合していたこと、データの並べ替え、整理、連番付与などの機能が有効であったこと、しかし集合的記述を行なうには、より高度の操作が必要であるらしいということ、印刷原稿の作成（テキストファイル化）、<sup>(38)</sup>史料番号順の書架目録の作成については、所期の目的を達成したことなどが挙げられる。このデータベースの項目は、最終的に「文書群」から「メモ」に至る二四項目となった。このデータベース

中巨摩郡百田村役場文書

市町村役場文書における目録記述の試み(鈴江)

文書群	文書号	9月	9月2	主標題	副標題・巻表示	標題年
1	41L-1.	1	11	1	一筆限反別地価取調帳 巻番 字堂西・字小原中邊・字ニツ塚	
2	41L-1	2-1	11	2	一筆限反別地価取調帳 第貳号 從第百八十七番至第三百七十一番 字小六科・鳳天神・浅木	
3	41L-1	2-2	11	3	一筆限反別地価取調帳 第參号 從三百七十二番至第六百四十二番 字座神・大門東・大門	

標題主務者	主務者	作成者・差出者・書写者
1 山梨県第十三区百田村之内上八田組。		作成：【百田村事務所】。
2 百田村役所。		作成：百田村役所。
3 百田村役所。		作成：百田村役所。

宛名	文書年	作成年次	西暦	書込み下限	数量
1		明治 [ ] .			1冊。
2		明治 [ ] .			1冊。
3		明治 [ ] .			1冊。

表紙・期	逸本・欠損等	紙紙	形態その他	注記1(標題関係)
1 27・5cm.			地主押印。	その他の標題表示：地 第貳号，登記済。
2 24cm.			地主押印。	その他の標題表示：地 第四号，登記済。地小 口表示：古一筆限 二 号 上八田。
3 24cm.			地主押印。	その他の標題表示：地 第四号，登記済。地小

注記2(内容・台帳)	注記3(保存利用)	メモ
1 地番：1-186番。		
2		表紙に明治16・6 ・13付文書の反放 を使用。付箋・朱 印多数。
3		表紙に明治17・5 ・付文書の反放を

《このレコードは次ページに続きます。》

第13図 「桐」による入力の例(百田村役場文書2-4)

の一端を示すと、第一三図のようになる。<sup>(39)</sup>

このような入力の方法は、一つの記述事項に一つのセル（記述枠）が対応することであって、他のセルに対し記述項目を排他的に設定することになる。このように機械によって記述を行なう場合に必要となってくるのは、その記述事項が他の事項に対しては排他的な関係となっていることである。従来、史料の記述に当たっては、この点が十分に論じられてこなかったのではなからうか。さきの第一と第二の点は、これに関わっている。

各記述事項の概念を明確にし排他的な関係を定義することは、一つには目録規程の制定に繋がることであり、それを実施するための記載様式（データシート）を用意することであろう。本集の場合、筆者にとつて新しい経験であることが多かったので、既存の目録カードにデータを追記・訂正する方法を採ったが、あらかじめ吟味したデータシートを用意しておく必要があった。データシートの様式を確立しておいて入力原稿を作成するのではなく、作業の円滑な進行が望めないことを今回は自覚した。筆者の方法上の模索は、概念や定義の揺らぎとなりデータ入力 of 正確度にも影響を与えたからである。

なお、本集のごとき記述方式をとった場合の問題があることにも気付く。その一つは、記述の内容が豊富となった分だけ、従来の史料館の目録に比較しても、全体のボリューム（目録の所要頁数）が膨らんだことである。厳密な換算はなし得ないが、総頁二三八頁を費やすのであれば、この収録史料数は巨摩郡地方の一六三九点（合綴・袋入史料を含めると一八二三点）にとどまらず、山梨全県分約三〇〇〇点を収録し得たのではないかと思われるほどである。印刷目録での頁数は、ときに刊行の可否にも関係するので、本集の方式の一般化を図るならば、頁数の縮減を課題としなければならぬであろう。

いま一つは、合綴史料・袋入史料の記述である。本集の限りでは全ての合綴された史料、袋に入っている史料を記

載し得たが、一レコード二〇〇〇字という「桐」の容量を超えたものも二、三あり、合綴・袋入の量が著しく多くなつた場合、また袋入の状態が幾重にも多重化した場合の処理が課題として残されている。また、「シリーズ」の記述を具体的にどのように行なうか、今後の実践を待たなければならぬ。とくに地租改正事務関係文書の体系的把握が次集(その二)に向けての課題である。

#### 註

- (1) 本集では、それぞれ標題のある複数の史料で表紙を欠いているものを合綴史料とした。包括的な標題の表示を欠いているからである。ほかに、表紙を付しているがそこには複数の史料の標題を列挙し包括的な標題を表示していない場合も合綴史料として扱った。この例は、河原部村文書の70・71に見ることが出来る(42E86・87/89)。
- (2) 史料が多岐多年にわたり合綴の意図を正確に推し計り得ない場合がある。例えば飯野村の「墓地起返等之訳井家数人別等増減訳書上帳ほか」(286。41L4209)。
- (3) 袋入史料の記載例では、飯野村の「下塚訴訟費用書」(505。41L4178)一袋(三三三)がある。この場合は全体の袋によって標題を採り個々の袋入の史料を合綴史料と同様に記載した。

(4) 本集では多重化した袋入史料を、史料請求番号の階層化

(枝番号・孫番号)で表わしてみた(前註(3))。「下塚訴訟費用書」を参照。ただ筆者は物理的な状態を史料請求番号に反映させるには限度があり、出納のためには幾層もの枝番号を多用せず、単純な記号・番号を付す方が良くいと考えている。史料請求番号は、現状記録を行なう際に付される物理的な関係を示す番号とは別に表示した方が良いのではなからうか。従って刊行目録などでは、目録掲載順番号、史料請求番号、物理的な関係を示す番号というそれぞれ別の役割を果す三種類の番号表示が必要となるのかもしれない。

(5) 簿冊の場合、標題情報は通常、中央に主標題があり、その下または脇に巻表示が、標題の右に年次、同左下に主務者(作成者)が表示されるという配置が一般的であら

う。但し全てがそのようであるとは限らないので、本集では主標題・副標題・巻表示・標題年・標題主務者の順に配列した。従って、この点では一種の加工を行なっている。とくに年次は「未御年貢可納割附之事」のように主標題と一体不可分のもの以外は、切り離して所定の位置に移した。

なお表紙の左下に標題主務者と見える表示があり、内容としては巻表示に相当するが、簿冊作成者の意図としては標題主務者として表示されているという場合がある。例えば、増富村の「地券一筆限り小拾帳」(405。41M10。2)に合綴されている各史料に表示されている氏名である。このうち「中嶋紋右衛門」(吟齋：二二)には、同人の押印があり、この小拾帳の成立に対する関与を表示している。しかしこの史料の差出(作成者)は中嶋紋右衛門ではなく地券担当人有井幸八ほかであった。

(6) 同一「シリーズ」であっても標題の表示が多岐に亘っている例としては、飯野村の「地所一筆限野見帳」(377—389。41L4161.1—161.13) 一三冊がある。この中で、一部の標題が「地所調査書」「地所取調原帖」などと表示を異にしている。

(7) 本集では、標題情報の記事を省略することはしなかった。ただ、過大と思われる表示の場合にどのように対処するか課題であろう。補足情報に移した記事には割愛してもよいものもあったと思われるが、これに逐一、採否の判断を下すのはかえって難しかった。この史料を活用して研究が進んだ段階でその判断が可能となることを期待したい。目録作成段階の史料の分析は、中間報告の域にとどまるところがあるのではなからうか。

(8) 標題の付与が恣意的になるのを避けるために標題を当初、全く空欄(「」)とした年貢割付状があった。これは年貢割付状の標題が年次によって変化があつて、その史料は年次も標題も欠落しており、正確に標題を付与することが困難であつたからである。しかし標題を付さないことは、史料を識別する機能を目録として放棄したことになるので、「年貢割付状」とした(蔵書証288。41M.101.2)。尤も標題は表紙に表示されている記事を転記するという原則からすると、標題への補記も本来は在るべきところが欠落している部分を補う程度にとどめるべきかと思う。標題を補記して整える行為が、例えば括弧(「」)を付したとしても、どこまで許容されるかという問題

は残る。

- (9) 河原部村の「御用廻状扣帳 文化九壬申年十月廿八日 蔵前院副寺記」(91。42E.10)の作成者は明らかに同村内の蔵前院である。これが河原部村文書に含まれている理由について合理的な説明をすることは出来ない。それは説明が出来ないだけで、かたや全く無関係な史料が混入しているとも言えない。このような出所を確定出来ない場合の扱いは、今のところ解題などで説明するほかはないであろう。

- (10) 差出・宛名の記載では、地名・肩書などが表示されている場合は全て記載することとした。地名・肩書の一部が省略または誤記がある場合、その処理の仕方によっては、索引の編成その他検索の際に支障をきたすおそれがあるので、なんらかの統一を図る必要が生じてこよう。

また、作成者・差出者が多数に亘る場合、例えば村中が文書の差出者として連印したような場合には「222名」などとした。これもさらに多数にのぼるならば、簡略化する方法が必要となるかもしれない(当初は「多数」と記したが、いかにもあいまいなので、実数を掲げることとした)。なお、作成者・差出者の押印が一題以上あれば、

全て「押印」と付記した。

- (11) 「連印帳」「夫銭帳」の例では、飯野村の「金銀御停止帳 被仰渡連印帳」(283。41L.4217)・「申年村入用夫銭帳」(296。41L.4221-1)など。

- (12) 主務者の場合に、「田舎者」としなかった。本文書群のような行政文書の目録では主務者を記載することが一般的な表記であるため、あえて「主務者」の語を記載しなかった。

なお、当初、成立情報という概念を重視して書写を宛名の前に位置せしめた。しかし差出・宛名は一体となる組合せであったので、宛名を差出の次に位置せしめ、書写は年次の後とした。例えば増富村の「甲州逸見筋小尾村御検地水帳」(9。41M.10)などの場合である。

- (13) 標題情報と成立情報の書き分けは、標題情報をゴシック体で記載し、記載欄も位置を変えているので両者の区別は明瞭になっていると思う。但し、内容情報の欄に記載した合綴された史料などの場合には、標題主務者と成立情報の主務者が隣接して重複することから若干、違和感が生ずるかもしれない。

- (14) 前述(第四節□項)のごとく山梨県では、一八七六年か

ら七九年にかけて区制の変更、郡の分画、町村事務所・町村役所の名称変更などが相前後して行なわれている。

このため区・郡名が史料に表示されている場合には、それらが主務者名などを特定する有力な根拠となった。

- (15) 成立情報を主務者ではなく作成者によって記述しようとする場合には、表紙の表示は、最有力の記述の根拠となる。他方、主務者によって記述する場合には、表紙の記事は参考とはなるが最有力の根拠というわけにはいかない。その簿冊が編綴されていく時間的経過の中で、主務者の名称の変更があり、また組織・機構の改変もあって、最終文書年の時点では表紙の表示とは異なる組織・機構となり得るからである。例えば、増富村の「郡役所達綴込 明治十七年第一月ヨリ 増富村役所」(324。41M43-1)は、標題主務者が「増富村役所」であるが、役場の名称が同年中に「増富村戸長役場」と変り、最終文書の主務者は同戸長役場となる。
- 但し次のような例もある。増富村の「損地ニ関スル書類綴」(440。41M28)は、標題主務者として「増富村役場」と表示されているが、最終文書の年次からするとその前の「増富村戸長役場」であって増富村役場の時期ま

では下らない。この簿冊は村役場設置以前の文書を村役場発足後に一冊に編綴して標題を付したものと推測される。

- (16) 原本の作成年次と写本の書写年との年次の差が小さい場合は、目録編成上の影響も少ないが、これらに著しい懸隔がある場合にはどうなるか、課題ではある。また作成者と書写者の著しい懸隔も同様の問題がある。例えば他村で作成した文書を別の村が書写し、写本を所蔵管理したというような場合である。河原部村の「卯御年貢勘定帳」(32。42E102)以下の「宇津谷三組」(1・1・11)分は、そのような事例と考えられる。

- (17) 日々に書継いだものであるか、まとめて何日分かを列挙したに過ぎないか、微妙なものに、人足出役の調帳がある。例えば、飯野村の「[地券調諸人足調簿]」(439。41L428)のうち「吟齋:1」と「2」は、まとめて記載したものと思われる。一方、河原部村の「青梅新道修築入費勘定帳 明治七年徒十一月至明治九年四月」(77。42E67)は、「明治七年」から「九年」までの書継ぎ文書であると判断される。

- (18) 戸籍簿、印鑑留などへの年次の追記については、文書年

次の概念から離れていると記したが、この年次をどのよ  
うなものと考えるか、十分な概念規定が必要であろう。  
この定義によつては、目録編成のあり方にも関わって  
くる問題である。

- (19) 書込み下限は、地券台帳などで当初の記事に変更が加え  
られた場合である。この書込みは、朱書されることが多  
いが、掛紙(付箋・貼札)を貼付していることもある。  
この掛紙などは剥離する場合も少なくないので、書込み  
下限は、おおよその年次を示すにとどまる。

- なお、凡例にも記したが、「明治九年より十三年まで免  
租」などある場合の書込み下限は、これを「明治九年」  
に書込んだものと見做して、同年を下限として指定した。  
(20) 地券制度廃止以降の書込み下限の事例では、飯野村の  
「地券台帳」(445。41L4160-2)の書込み下限が「明治二  
七」年となっている。

- (21) 増富村の「地券名寄帳」(453。41M41)は一八八九年以  
降の作成であつて書込み下限が「明治三二」年となつて  
いる。

- (22) 一般の図書はもとより古典籍に比較しても史料の場合、  
丁数の正確さを期することが難しい。掛紙・下札などを

含めてどのように数えるかという問題もある。マイクロ  
フィルム撮影を行なう場合などを考えると、正確な丁数  
の記載は、利用者に与える利益は大きい。目録作成者  
側の多大の労力と時間を必要とすることになり、記載を  
行なうか否かその効果を秤量することとなる。

なお、丁数を詳細に調査するならば、継紙(統紙)が  
何枚かになる年貢割付状などの料紙の長さ(横の法量)  
も計測することになるが、これも困難であつたので断  
念した。従つてこの場合には、縦の長さの後に「(継紙)」  
と付記するにとどめた。

- (23) 印刷方法についての項目は、本集では特殊な記述項目の  
一つである。印刷方法記載の例としては、畷沢村の「御  
布告 戊七月九日迄 年号明治七歳 扱所」(73。41K-  
110)の場合、「畷吟詠一串」とした。これは畷沢村に  
その発令のつと送付された布告・布達類の印刷物を編綴  
したものである。ほかに同村の「電信取扱規則」(151。  
41K.951)の場合は、「畷一串」とした。これらは町村  
に対し単冊で送付されるもの例で、畷沢村が発行したも  
のではなく他所の印刷であることを示そうとした。本集  
では、簿冊の形態となつた史料を念頭に置いたが、一枚

物の印刷物の場合も同様に取扱う必要がある。

- (24) 横帳・半帳の判型・造本の名称については、詳しくは大藤・安藤共著、前掲書(第二節註(11))、二四四頁以下の大藤の提案を参照。本集では、これを簡略にして取入れた。

- (25) 「かぶせ綴」としたのは、継目を本紙とは別の料紙で覆い背をくるんだ造本のことである。これは現代でも重要な契約文書など分割し得ないようにする場合に施しているもので、「袋綴」と称している。書誌学では「包背装」「背くるみ本」などと呼ばれているが、文書にはなじまない呼称なので、史料館の近年の用語によって「かぶせ綴」とした。なかには背をくるまずに、簡略に綴目や角のみを貼って隠しているものもある。本集ではこれも前記と区別せず「かぶせ綴」とした。

- (26) 四ツ目綴による造本も近代になると簿冊の一般的な形態となり、近世に見るような特別な意味合いは薄らいでいると思われるが、統一的に「四ツ目綴」と記載した。他方、四ツ目綴を記載するならば、五ツ目綴、三ツ目綴の場合も見逃すわけにはいかなくなる。また、色表紙の例では飯野村の「飯野村拾老ノ内巻・式番帳」(1. 411.

4183—」。検地水帳)がある。仮綴については、当初「仮綴」と記載したが、全史料についてその判断をなし得るか疑問であったので、「仮綴」と記載することは断念した。

- (27) 編綴の完結度との関連では、平野正裕「近代文書整理法序説——文書の「成立様式」と「集積文書」について」(『横浜開港資料館紀要』第二二号、一九九四年三月、所収)が「仮とじ」「綴」「冊」の区分を精細に論じており、目録作成者が考えるべき多くの点を指摘している。尤も本集の場合、形態に関するこの提起を十分吸収し得たとは言えない。「仮綴」の表記を断念したように、形態の種類、それぞれの定義について、本集ではさらに考究する必要があろうと思う。また同論文のもう一つの主要な論点である「成立様式」(刻字様式・印写様式)について、本集では活版・木版印刷のみを形態情報として記載するにとどめ、本稿でも十分論及していない。本集の近代史料が多くは簿冊であって、文書一通ごとに記述する例が少なかったためである。なお本集では、刻字・印写方法は「成立」情報とはせずに形態情報の一部として位置づけた。

最終文書年次の文書作成後、一定年月を経て簿冊の編綴がされた場合、その表紙あるいは内表紙・目次の料紙として編綴した役場の野紙を使用していることがある。この場合は最終文書年次の主務者と簿冊の編綴者との間に乖離が生ずることにもなる。またこれとは別に野紙および押印欄の表示から、その村役場の文書の一部とは到底思われない史料があり、後考をまつという場合もある。例えば、源村の「地価帳」(105。41L3136)は松本税務管理局黒色一二行野紙などを使用しており、同局の文書としか思われない。

(28) 野紙についての表記方法はいまだ確立していないのではなかろうか。「三行野」というと一般の野紙では片面一三行野を意味し、これが版心をはさんで左右両面に存在することが含意されている。しかし、なかには版心が無題のもの、半面のみもの、版心のない全面二五行野などもある。本集では、上記の区別をしてとりあえず記載した。全面二五行野の例では、飯野村の「下垠訴訟費用書」(505。41L4176のうち9)がある。

(29) かぶせ綴の継目に見置印の押印を確認し得る例として、飯野村の「子村入用夫銭帳」(302。41L4221ㄱ)がある。

市町村役場文書における目録記述の試み(鈴江)

(30) 内表紙は、二枚目の表紙であって、図書でいう「扉」に相当するという説明がしやすい。しかし多くの場合、史料の「内表紙」は、元米が最初の表紙であって、後にも一枚の表紙を重ねて付加したことによって生じたものと推定されるので、「扉」とせず「内表紙」とした。ほかに簿冊解体後の反故となった表紙の裏を使用したと推測される、表紙・内表紙・後表紙を使用している例もある。簿冊改変の痕を示すものとして、データには採取したが、目録としては有効な情報にはならないと思われたので、記述の対象とはしなかった。

(31) 河原部村、「村中請印帳」(6。42E21)。

(32) 河原部村、「当辰田畑取附帳」(23。42E40)。

(33) 源村、「筆限反別地位取調帳」(37。41L31053)。

(34) 畷沢村、「御布告」(73。41K110)。「布告」という法令の種別は、太政官の発するものに限られているが、ここでは諸省・県の布達を含む内容となっているので、それを補完する意味で内容の注記を行なった。

(35) 増富村、「郡衙往復綴」(330。41M445)。

(36) 史料請求番号は、明瞭に表示する必要がある。その記載が他の番号と十分に区別されていないと、閲覧の際に誤

った番号で請求されることが起こるからである。本集でも、筆者が当初考えたレイアウトでは、閲覧請求時の混乱等が生ずるといふ批判があり、史料館情報閲覧室の有志による若干の実験がなされ、その結果、第一〇図に見るような記載となった。

(37) 現段階におけるデータベース化された「史料総覧」は、テキストファイル化した本文の文章をたどるというものである。本集の分は、テキストファイル化したものと「桐」によるデータベースとの両方がある。これを「史料総覧」全体のデータベースとどのように結合させていくか、目下の課題である。

(38) 「桐」からテキストファイルに変換することによって、ただちに印刷原稿が完成したわけではない。例えば、当初

はセルごとに付されている区切り記号を一括して消去し、かつ各情報のまとまりごとに改行するという処理を行なう予定であった。詳細は略すがそれは実行出来ず、印刷業者の処理に委ねた。おそらく、より簡便な方法があるものと思われる。

(39) レコードが二四項目にも及ぶと、A版サイズの用紙に一段で打出したならば、五頁ときには六頁にわたることになる。レコードをこのように長大にすると、元の原稿との照合、校正などの際に不便であり誤りも生じやすい。また、データは右から左へ移動して行くので、次のレコードと混同はないはずであるが、前項の複写を多用すると操作ミスが生じ、校正の際にも見落とすことがあった。

## 六、おわりに

本稿の最後に前項(第五節内項)で述べた第三の点に触れ、今後の課題を論じてこの「ノート II」を閉じようと思う。前項の第三の点は、目録規程が一定程度、整備しているならば、目録担当者が当初に、その史料に対して十全

の知識がなくなるとも、目録の作成に着手し得るといふ点であつた。

筆者は、もとより近世文書や農地の地租改正関係文書にも山梨県の歴史にも「不案内」な者で、この文書群を当初から熟知していたわけではない。しかし、そのような場合でも、史料保存利用機関にあつては、眼前の史料の目録作成に迫られることがある。むしろ目録作成の担当者がその史料に対して、十全な知識をあらかじめ備えている場合よりも、そうではない場合の方が多いと言えるかもしれない。目録作成の担当者がその作業に携わりつつ、史料自体への知識を加えてゆく場合が少なくないと思われる。しかし、もし目録作成の担当者に史料に対する知識獲得と史料構造解明への意欲があり、必要最小限の時間が確保されるならば、「不案内」を一定程度克服して目録作成に従事し得るのではないかと考へる。<sup>(1)</sup>この努力を支援する方策が、目録記述の規程化（やがては標準化）にほかならない。

本稿がこれまで触れてきたのは、史料に遭遇した際に目録作成者が行なう細部の作業についてであつた（本集の目録全体の構造については、第四節□項「目録編成についての検討」などでも触れたが、近世そして近代の町村役場の文書群をどのように目録として編成するかという問題は、いずれ稿を別に改めて考えたいと思う）。整理の当初に、その史料の階層構造がいまだ明らかにならない段階において、いかに史料一点ずつを記述しやがて全体の構造解明に到達するかというのが、本稿の課題設定であつた。これは本集が「史料総覧」の編集という事前の作業があつたとはいへ、右のような作成過程、すなわち整理過程を経てきたからである。

本集のような目録作成の考へ方、記述の方法は、数多くある目録作成手法の一つにすぎないが、本稿は目録記述についての議論を呈示することは出来たのではないかと思う。とくに史料一点ずつを把握するという本集の方法というのは、印刷・刊行する冊子目録の目録表現のみを想定したのではなく、目録作成がカード目録として行なわれる場合であつても、コンピュータによつて検索される目録であつても、共有し得る論議となることを期待して呈示したもの

である。史料を個別に把握することは、史料を階層的に把握することと対立する手法ではなく、両者は接合するものであると筆者は考えている。コンピュータによって多角的に検索する場合にも、史料の階層構造上の位置を明示して置くことと、史料一点を個別に把握する方法とは、どちらを欠いても目録本来の機能を發揮し得ないであろう。

次に、今後の整理論の課題について若干の点に触れておこう。まず第一に目録記述の標準化の問題である。本稿は、「目録六四集」を素材としたものであって、論議の枠組もその範囲に設定してきた。従って記述標準化の必要性を指摘したが、その内容を提起したのではない。しかし、本稿が呈示した課題を手がかりに、記述を共有化する論議が少しでも進むならば、本稿はそれにいくらかでも貢献したことになる。

第二に、史料を階層構造として把握する方法の深化という課題である。本稿でも若干触れたが、史料の構造を把握するという場合、これにはさまざまな階層構造に対する理解や把握の手法があり、構造自体にもさまざまな原理が働いている。多様な階層構造理解や把握の手法を共有化する作業が必要である。史料の階層構造とはどのようなものか、具体的な論議が深められなければならないであろう。

第三は、国際的な記述標準化への対応である。本集は、「国際標準記録史料記述」と訳されるISADなどの関係は意識していなかった。ISADとは別な課題を追求していたからである。ただ、「記述」という語にしても、ISADの概念は、目録編成と記述を分離させず、目録編成あるいは分類の部分も含めて史料の内容・主題を記述するというものであって、「記述」の概念を拡大している。筆者は、いまISADについて論評する用意はないが、ISADがめざす記述のあり様と、本稿で扱ったような目録記述の方法が接合する課題があるという点は指摘できる。すなわち、ISADの場合でも、個々の史料をどのように把握するかという課題があり、また多様な階層構造の把握と検索手段の構造化がどのように一致し得るかという課題が依然として存在している。

本稿は、前稿「ノート II」での結論とした整理実践にもとづく整理論の展開という課題の一端を担うものであるが、解決すべき課題の多さに改めて気付かしめられる。本稿で扱った問題がどのように共有化されることになるだろうか。本稿で行なった指摘や主張は目録編成・記述についての結論ではなく、課題の始まりである。本稿が目録編成・記述の次なる課題を指摘し得たのであれば幸いである。「目録六四集」と本稿についての御批判を得たいと思う。

#### 註

(1) その文書群の内容を熟知した研究者の史料分析能力が、目録作成の場合にもその良否を決定する重要な要素となることを、筆者は軽視するものではない。筆者自身の体験によって示すと、筆者が行なった北海道立文書館所蔵の「北海道開進会社関連資料」目録と、この文書に精通している研究者の成果、大庭幸生「北海道開進会社に関する史料論的覚書」(「北海道立文書館研究紀要」第一号、一九九六年三月、所収)において再構成され同文書

の目録を比較すれば、後者の再構成が優れていることは明らかである。ただ、そうであっても目録作成者が、十分な知識であることを自覚しつつ目録化に従事する場合が少なくないことも事実である。

(2) 中野美智子「近世史料目録の標準化と電子化について」(岡山大学大学院文化科学研究科紀要) 第三号、一九九七年三月、所収、二九三頁。

(一九九七年九月十二日浄了)